

第2編 共通対策

【施策の体系】※第1章に限る。

| 第1節 自助、共助による防災力の向上 | | |
|---------------------|------------------|------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 自助による市民の防災力向上 | 1 自助による応急対策の実施 | |
| 2 自主防災組織の育成強化 | 2 地域による応急対策の実施 | |
| 3 民間防火組織の育成強化 | 3 事業所等による応急対策の実施 | |
| 4 消防団の活動体制の充実 | 4 ボランティアとの連携 | |
| 5 事業所等における防災組織等の整備 | | |
| 6 ボランティア等の活動支援体制の整備 | | |
| 7 地区防災計画の作成支援 | | |
| 8 適切な避難行動に関する普及啓発 | | |

| 第2節 災害に強い都市環境の整備 | | |
|---------------------------|--------------|----------------------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 防災都市づくり | 1 公共施設等の応急対策 | 1 災害復旧事業計画の作成 |
| 2 耐震化と安全対策の推進 | | 2 災害復旧事業に伴う財政援助の調査実施 |
| 3 空き家対策 | | 3 災害復旧事業の実施 |
| 4 不燃化等の促進（地震） | | |
| 5 オープンスペース等の確保（地震） | | |
| 6 地盤災害の予防 | | |
| 7 宅地等の安全対策（地震） | | |
| 8 土砂災害の予防 | | |
| 9 河川等の予防対策 | | |
| 10 地震火災の予防（地震） | | |
| 11 被災建築物応急危険度判定体制等の整備（地震） | | |
| 12 孤立化地域対策（地震） | | |
| 13 盛土による災害の予防対策 | | |

| 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 交通関連施設の安全確保 | 1 道路ネットワークの確保 | 1 ライフライン施設の早期復旧 |
| 2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備 | 2 交通対策 | |
| 3 ライフラインの確保 | 3 交通施設の応急対策 | |
| 4 エネルギーの確保 | 4 ライフライン施設の応急対策 | |

| | | |
|--|--------------------|--|
| | 5 災害時のエネルギー供給機能の確保 | |
|--|--------------------|--|

| 第4節 応急対応力の強化 | | |
|--------------|-----------------|------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 応急活動体制の整備 | 1 災害発生直前の未然防止対策 | |
| 2 防災拠点の整備 | 2 地震による応急活動 | |
| 3 警備体制の整備 | 3 水防活動（風水害） | |
| 4 消防力の充実強化 | 4 風防活動（風水害） | |
| 5 救急救助体制の整備 | 5 土砂災害防止活動（風水害） | |
| | 6 応急措置 | |
| | 7 警備活動 | |
| | 8 消防活動 | |

| 第5節 受援計画の推進 | | |
|-----------------|----------------------|------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 受援対象業務の選定 | 1 県又は指定地方行政機関等への応援要請 | |
| 2 相互応援・受入体制の整備等 | 2 他自治体及び民間団体との相互協力 | |
| | 3 防災関係機関等との相互協力 | |
| | 4 応援の受入れ | |
| | 5 NPO等との連携 | |
| | 6 自衛隊の災害派遣 | |

| 第6節 情報収集・分析・共有・伝達体制の整備 | | |
|------------------------|--------------------|------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 情報収集体制の整備 | 1 災害情報の収集・分析・共有・伝達 | |
| 2 情報の分析体制の整備 | 2 気象台・河川管理者等からの情報 | |
| 3 情報共有・伝達体制の整備 | 3 異常な現象発見時の通報（風水害） | |
| 4 防災行政無線等の整備 | 4 広報広聴活動 | |
| 5 情報通信設備の安全対策 | | |
| 6 災害情報のための電話の指定 | | |

| 第7節 医療救護等対策 | | |
|--------------------|-------------|----------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 医療救護体制の整備 | 1 初動医療体制 | 1 防疫対策 |
| 2 保健衛生体制の整備 | 2 保健衛生活動 | 2 遺体の埋火葬 |
| 3 埋火葬のための資材、火葬場の確保 | 3 遺体の捜索及び収容 | |

| 第8節 帰宅困難者対策 | | |
|----------------|------------------|--------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 帰宅困難者支援体制の整備 | 1 帰宅困難者への情報提供 | 1 帰宅支援 |
| | 2 帰宅活動への支援 | |
| | 3 一時滞在施設の開設及び運営 | |
| | 4 学校等における帰宅困難者対策 | |
| | 5 企業等における帰宅困難者対策 | |

| 第9節 避難対策 | | |
|-----------------|--------------|-----------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 避難計画の作成 | 1 避難の実施 | 1 他県への避難等 |
| 2 指定避難所等の選定と確保 | 2 避難所の開設及び運営 | |
| 3 避難路の選定と確保 | 3 広域一時滞在 | |
| 4 一時集合場所の活用 | 4 広域避難 | |
| 5 避難所運営マニュアルの作成 | | |
| 6 市民への周知 | | |
| 7 広域避難 | | |

| 第10節 災害時の要配慮者対策 | | |
|------------------|---------------------|------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 避難行動要支援者の安全対策 | 1 避難行動要支援者等の避難支援 | |
| 2 要配慮者全般の安全対策 | 2 避難生活における要配慮者の安全確保 | |
| 3 社会福祉施設入所者の安全確保 | 3 社会福祉施設入所者等の安全確保 | |
| 4 外国人の安全確保 | 4 外国人の安全確保 | |
| 5 福祉避難所の整備 | 5 福祉避難所の開設・運営 | |

| 第11節 物資供給・輸送対策 | | |
|---------------------|----------------|------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 災害時に必要な物資の供給体制の整備 | 1 災害時に必要な物資の供給 | |
| 2 緊急輸送体制の整備 | 2 緊急輸送 | |

| 第12節 市民生活の早期再建 | | |
|------------------------|------------------------|------------|
| 予防・事前対策 | 応急対策 | 復旧対策 |
| 1 被災者の相談体制の整備 | 1 被災者の状況把握、施策の決定 | 1 生活再建等の支援 |
| 2 罹災証明書の交付体制の整備 | 2 災害救助法の適用 | |
| 3 応急住宅対策 | 3 被災者台帳の作成・提供 | |
| 4 動物愛護 | 4 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の準備 | |
| 5 児童・生徒等の安全確保 | 5 住家被害認定調査の実施 | |
| 6 がれき処理等廃棄物対策 | 6 罹災証明書の交付 | |
| 7 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備 | 7 応急住宅対策 | |
| | 8 動物愛護 | |
| | 9 児童・生徒等の安全確保 | |
| | 10 がれき処理等廃棄物対策 | |

第2編 共通対策

第1章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

第1 基本方針

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方です。市は県とともに、公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進します。

例えば震災時においては、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域を守るため、市民や事業所等が、県や市、防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組みます。

また、市民一人ひとりの防災意識と災害対応力を高めるため、広報紙の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会の提供など、地域特性を踏まえた防災教育を行います。

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|-----------------|---------------------|
| 1 自助による市民の防災力向上 | 5 事業所等における防災組織等の整備 |
| 2 自主防災組織の育成強化 | 6 ボランティア等の活動支援体制の整備 |
| 3 民間防火組織の育成強化 | 7 地区防災計画の策定 |
| 4 消防団の活動体制の充実 | 8 適切な避難行動に関する普及啓発 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|----------|---|
| 市 | 危機管理防災課 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識等の普及・啓発に関すること。 ・自主防災組織、民間防火組織の育成に関すること。 ・消防団への入団促進に関すること。 ・地区防災計画の推進に関すること。 |
| | 学校教育課 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育に関すること。 |
| | 社会福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会との連携に関すること。 ・ボランティアの環境整備に関すること。 |
| 関係機関 | 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録ボランティアに関すること。 |
| | 比企広域消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における防災教育に関すること。 ・消防団の育成に関すること。 |
| | 市社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの環境整備に関すること。 |
| | 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動に関すること。 ・地区防災計画の作成に関すること。 |
| | 事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災組織の整備に関すること。 ・関係機関等との連携に関すること。 ・事業継続計画の策定に関すること。 ・地区防災計画の作成に関すること。 |

1 自助による市民の防災力向上

市民の防災意識と災害対応力を高めるために、要配慮者及び地域の特性や気候変動の影響等を踏まえた、防災教育や知識の普及を図ります。

(1) 普及・啓発事項

市は、以下の事項について普及・啓発を図ります。また、市は、防災知識の普及や訓練を実施する際、要配慮者等の多様なニーズに十分配慮するとともに、被災者や支援者が被害者にも加害者にもならないよう、性暴力・DVの防止意識の普及・徹底を図ります。

① 家庭での予防・安全対策

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

ウ 自動車へのこまめな満タン給油

エ 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等）の設置

オ 住宅の耐震化、家具・ブロック塀等の転倒防止対策

カ 飼い主によるペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備

キ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

② 市、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加

③ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加

④ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動（マイ・タイムラインの作成）

⑤ 避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

⑥ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。

⑦ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 具体的な取組内容

① 災害に関する各種資料の収集・提供

市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存します。また、広く一般の人々が閲覧できるよう公開します。

② 県防災学習センター等の活用

市は、常設の防災教育拠点である県防災学習センター「そなーえ」等を活用し、広く市民に対して普及・啓発を行います。

③ 普及・啓発パンフレット等の作成配布

市は、防災知識の普及・啓発を図るため、広く市民に向けた防災に関するパンフレット等を作成し、配布します。

④ 防災教育の実施

市は、小中学校等に対して、学校行事としての防災教育、教科書等による防災教育、教職員に対する防災教育を通じて、防災に関する知識の普及を図ります。

⑤ 講演会・研修会・出前講座の実施

市は、市民に対して、各種の講演会・研修会・出前講座を通じて、防災知識や男女共同参画の視点から防災対策の普及を図ります。

⑥ マスメディア、広報紙等の活用

市は、テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く市民に対して防災意識の高揚を図るとともに、広報紙、ホームページ等に防災に関する情報を掲載します。

⑦ 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが到達するまでは、わずかな時間しかないことから、市は、緊急地震速報を普及・啓発し、緊急地震速報が発表された場合にとるべき行動を周知します。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時にとるべき対応行動の習熟を図ります。

⑧ マイ・タイムラインの作成の普及・啓発

市は、水害時の適切な避難行動を促すため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに、市民自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成を呼びかけます。

(3) 自助の強化

① 実践的な訓練の導入

市は、市民を対象とする訓練に災害図上訓練（D I G）や避難所開設・運営訓練（H U G）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練を実施します。

② 防災意識の向上

市民は、県や市、その他の防災関係機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組みます。

③ 家庭内の三つの取組の普及

市民は、マイ・タイムラインの作成のほか、次に掲げる三つの事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施します。

ア 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止します。

イ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用方法を習得します。

ウ 最低3日分（推奨1週間）分を目標とする家庭内備蓄を行います。飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ロ

ーリングストック法」を導入します。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレを基本とします（推奨1週間）。

④ 防災総点検

家庭、職場、地域等は、それぞれ、防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、防災の総点検を実施します。

| 各主体 | 点検事項 |
|--------|---|
| 家庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い ・避難所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認 |
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物等関連施設の安全点検 |
| 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険性の把握 ・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検（防災資機材、備蓄品） ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況 |

2 自主防災組織の育成強化

市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

(1) 自主防災組織の編成

自主防災組織は、地域既存のコミュニティである町内会、自治会等を活用して編成します。市街地においては、マンション居住者の参加が必要不可欠です。また、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成します。さらに、地域内の事業所の防災組織と協議の上、連携を図ります。

なお、自主防災組織の規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、ブロック分けするなど、地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織編成する必要があります。

(2) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた地区防災計画を作成し、平常時及び災害時において効果的な防災活動を行うものとします。

① 平常時の活動

- ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティ意識の醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備点検等
- オ 防災マップの作成

② 災害時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 被害状況等（安否確認）の情報収集及び伝達
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 非常炊き出し及び救援物資の配分に対する協力
- カ 避難行動要支援者の安全確保

(3) 自主防災組織の育成

① 広報及び助言

市は、市民に対し、自主防災に関する認識を深める広報等を積極的に行うとともに、市民が防災組織を作るために必要な資料等を提供します。また、活動についての助言等を行うことにより、自主防災組織の指導、育成を図ります。

② 自主防災組織づくりの推進

市は、専門家を活用した防災講演会や研修会を開催するとともに、自主防災組織の手引きの作成・配布等を通じて、町内会や自治会等と連携し、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進します。

また、防災活動の技術的指導や助言を実施し、自主防災組織の活動において中心的役割を担う防災リーダーの育成を図り、一つの組織に複数のリーダーを置くことを目指します。なお、男女共同参画の視点を踏まえ、女性リーダーの育成を推進します。

③ 自主防災組織への助成

市は、自主防災活動に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な助成を行います。

3 民間防火組織の育成強化

地域住民の防火防災意識の向上及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、地域に密着した民間の防火組織の育成を図ります。

4 消防団の活動体制の充実

市及び比企広域消防本部は、消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等を通じて、消防団の活性化を推進し、その育成を図ります。あわせて、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の活動を広く周知します。

(1) 消防団の活性化と育成

比企広域消防本部は、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップ、女性や大学生など幅広い層への入団促進等、消防団の活性化とその育成を進めます。

(2) 公務員の消防団員との兼職

職員が消防団員として活躍することは、地域防災力の向上に貢献するものであり、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、市は、職員の消防団への入団を推進します。

5 事業所等における防災組織等の整備

災害時では、防災関係機関による応急活動に先立って行われる事業所の組織的な初期対応が、被害の軽減を図る上で重要です。市は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止します。

(1) 一般事業所

- ① 防災力強化の一環として、事業所は、防火管理者を主体とした防災組織の整備、防災関係機関や地域の自主防災組織との連携を図ります。
- ② 事業所の防災組織は、市、消防機関との連携を図り、全力をもって被害の軽減を図るものとします。
- ③ 事業所は、災害時の事業所の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業

の継続、地域貢献・地域との共生)を認識し、本来の業務を継続するための計画である事業継続計画(BCP)を策定し、自然災害リスクに応じたリスクマネジメントの実施を行います。計画には、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施についても盛り込みます。

- ④ 事業所は、災害時の被害を軽減するため、防災体制の整備、飲料水や食料等の備蓄、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメントの取組を通じて、防災活動を推進します。
- ⑤ 事業所は、災害により屋外移動が危険な状況である場合、従業員の屋外移動や避難時の混雑又は混乱を回避するため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を実施します。
- ⑥ 事業所の防災担当者は、社会的な位置付けを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施します。
- ⑦ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所は、市との協定締結や防災訓練の実施等を通じて、防災対策に協力するものとしします。
- ⑧ 従業員、施設利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図ります。

(2) 危険物等関連施設

市は、危険物等関連施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に関する助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図ります。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性及び被害想定を確認し、危険物等災害の拡大が想定される場合、必要な対策の検討や、応急対策計画の作成等を実施するものとしします。

(3) 集客施設

病院及び公共機関等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、業務継続計画や消防計画の制定及び防災活動等を実施し、自主的な防災組織の充実を図るものとしします。また、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施します。

また、病院の管理者は、市との協定締結や防災訓練の実施等を通じて防災対策に協力するものとしします。

(4) 高層建築物

高層建築物(高さ31mを超える建物)の管理者は、消防計画の策定や防災活動等を実施し、自主的な防災組織の充実を図るものとしします。

6 ボランティア等の活動支援体制の整備

災害時には、市や防災関係機関の対応だけでは限界があるため、NPO等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備します。

(1) 災害ボランティアセンターの整備

市と市社会福祉協議会との協定に基づき、市が災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを運営します。開設訓練や、市社会福祉協議会が作成する「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の整備等を通じ、両者は、災害ボランティアセンターの設置・運営等について、平常時から連携を図ります。

(2) ボランティアの育成等

市及び市社会福祉協議会は、NPO及び個人の協力を得て、災害時に活動するボランティアの育成を図ります。

市及び市社会福祉協議会は、市民の専門知識を活用するため、自主防災組織等を含めた協働体制の構築を図ります。

平常時からボランティア関係機関等とのネットワーク化を推進し、研修を行います。

(3) 県の登録ボランティア

県は、専門性が必要とされるボランティアや企業について、平時から登録を行い、災害発生に備えています。

【県登録ボランティア等】

| | |
|---|---------------------------|
| 1 | 砂防ボランティア |
| 2 | 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士 |
| 3 | 災害時動物救護活動ボランティア |
| 4 | 県地域防災サポート企業・事業所 |

7 地区防災計画の作成支援

市は、自助・共助による地域における防災活動を促進するため、一定の地区内の居住者及び事業所（以下「地区居住者等」という。）による地区防災計画の作成を支援します。

(1) 計画の提案

災害対策基本法第42条の2により、地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする地区防災計画を市防災計画に定めるよう提案することができます。

(2) 計画の内容

地区防災計画の内容は、以下のとおりです。

なお、市防災会議においては、地区防災計画の素案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限に尊重し、市防災計画に当該計画を規定する必要性の有無（素案をそのまま市防災計画の一部として規定することやその要素を計画の中に規定すること等）を判断します。

- ① 計画の対象範囲、活動目標（指標等）
- ② 地区居住者等が共同して行う防災訓練
- ③ 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄
- ④ 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援
- ⑤ その他の当該地区における防災活動

(3) 計画提案の手続

地区防災計画は、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められます。そのため、地区居住者等は、地区防災計画を共同して提案することができるかとされています。

計画提案をしようとするときは、その全員の氏名及び住所を記載した提案書に次の図書を添えて、市防災会議に提出します。

- ① 地区防災計画の素案
- ② 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

8 適切な避難行動に関する普及啓発

市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分が経験したことのない危険や脅威を過小評価する傾向）等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、市は、正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとします。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|----------------|------------------|
| 1 自助による応急対策の実施 | 3 事業所等による応急対策の実施 |
| 2 地域による応急対策の実施 | 4 ボランティアとの連携 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|----------|-------------------------|
| 市 | 各課 | ・事業所等の応急対策支援に関すること。 |
| | 社会福祉課 | ・災害ボランティアセンターの設置に関すること。 |
| 関係機関 | 県 | ・ボランティア活動支援に関すること。 |
| | 消防団 | ・地域の応急対策に関すること。 |
| | 自主防災組織等 | |
| | 事業所等 | |
| | 市社会福祉協議会 | ・災害ボランティアセンターの運営に関すること。 |

1 自助による応急対策の実施

市民は、災害時において、地域の一員として次の役割を担います。

(1) 市民の役割

- ① 初期消火の実施
- ② 避難時の安全確保（電気、ガスの確認等）
- ③ 自主防災活動への参加と協力
- ④ 避難所での協力
- ⑤ 市、県及び防災関係機関が行う防災活動への協力
- ⑥ 風評に乗らず、風評を広めない

2 地域による応急対策の実施

事前の備えに基づき、地域は、共助による防災対応を行います。災害時に地域が担う役割は以下のとおりです。なお、地域における避難対策及び要配慮者対策については、同章の「第9節 避難対策」及び「第10節 災害時の要配慮者対策」を参照します。

(1) 自主防災組織の役割

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達の実施
- ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施
- ④ 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意します。）
- ⑤ 避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

(2) 消防団の役割

- ① 消火、救助活動の実施

3 事業所等による応急対策の実施

事前の備えに基づき、事業所等が地域の一員として共助による防災対応を行います。災害時に事業所等及び市が担う役割は以下のとおりです。

(1) 事業所等の役割

- ① 利用者、従業員等の安全確保
- ② 被災者等の安否確認
- ③ 救助隊との協力
- ④ 救出・救護の実施

(2) 市の役割

事業所等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止

4 ボランティアとの連携

災害時に、被災地内外からボランティアの応援を円滑に受け入れるため、関係機関が連携して対応します。具体的な取組内容は次のとおりです。

(1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営

① 災害ボランティアセンターの設置

市は、発災後直ちに、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングを行います。センターの設置場所は、市民福祉センターですが、被災状況に応じ、代替施設の確保や、分室の設置を行います。

② 災害ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会は、地域の関係機関及び団体等の協力の下、災害ボランティアセンターを運営し、次の業務を行います。

ア 被災情報の把握

イ ボランティアニーズの把握及びボランティア活動とのマッチング

ウ 災害ボランティアの募集及び受付

エ 災害ボランティア活動の情報発信

オ 災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談又は問合せへの対応

カ ボランティア活動保険の加入手続

キ 災害ボランティア活動に必要な資機材及び活動物資等の調達、貸出、保管又は管理

ク 市災害対策本部等との情報の共有

ケ 関係機関及び団体等との間の連絡、調整又は仲介等

コ その他、災害ボランティアセンターの活動に必要な業務

(2) 災害ボランティアセンターの運営に係る連携

① 連絡調整担当の配置

市及び市社会福祉協議会は、災害時に、被害状況等を含め災害ボランティア活動に必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるため、連絡調整担当を配置します。

② 資機材等の確保

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動に必要な資機材等を、相互に協力して確保します。

③ 県災害ボランティアセンターとの連携

ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターに災害ボランティアの派遣等を要請します。

(3) 彩の国会議やNPO等のボランティアの総合調整

県は、彩の国会議やNPO等からのボランティア活動の申入れについて、県災害ボランティアセンターと連絡調整を行うとともに、必要な情報をNPO情報ステーション等に提供します。

(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害ボランティアセンターが救助との調整に要した人件費及び旅費については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に基づき、災害救助法の国庫負担の対象とすることができることから、財源として活用します。

第2節 災害に強い都市環境の整備

第1 基本方針

1 基本方針

災害による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の不燃化や耐震化を促進するとともに、避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市環境を整備することにより、災害に強い総合的なまちづくりを推進します。

2 現況

(1) 市街地の住宅密集や住工混在

本市においては、既成市街地の一部に住宅の密集や住工の混在が見られます。周辺部では都市基盤が未整備のまま宅地化が進行している地区もあります。それゆえ、快適な生活環境の創出はもとより、防災上の観点からも都市環境の改善が求められます。

市では、これまで土地区画整理事業を中心に市街地の整備を進めてきましたが、今後は、道路が狭あいだで緊急車両の進入が困難な地区で既存道路整備を進めるなど、線的整備を通じてインフラの質を高める必要があります。

【土地区画整理事業の概要】（産業系を除く）

| 区分 | 名称 | 施行者 | 面積 (ha) | |
|-----|---------|-----------|---------|-------|
| 施行済 | 東部 | 市 | 119.5 | 418.6 |
| | 中部第一 | 組合 | 16.6 | |
| | 東平第一 | 組合 | 44.3 | |
| | 高坂丘陵 | 住宅・都市整備公団 | 97.2 | |
| | 高坂駅西口 | 市 | 38.9 | |
| | 松本町 | 組合 | 8.6 | |
| | 箭弓町三丁目 | 市 | 8.5 | |
| | 高坂駅東口第二 | 都市再生機構 | 58.9 | |
| | 市の川 | 組合 | 26.1 | |
| 施行中 | 高坂駅東口第一 | 市 | 70.8 | 70.8 |
| 合 計 | | | 489.4 | 489.4 |

令和5年4月1日現在

(2) 老朽化木造建築物

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）による関東平野北西縁断層帯の被害想定では、揺れによる被害として、木造建物の全壊数が3,996棟、半壊数が4,056棟、非木造建物の全壊数が281棟、半壊数が741棟と想定されています。

また、屋外の被害予想として、ブロック塀倒壊数3,953か所、自動販売機倒壊数45か所、落下物発生建物数3,172棟と想定されています。

老朽化している木造建築物が松山地区に比較的多くあり、平野及び唐子地区の一部既成団地には、火災による延焼の危険性が高い木造建築物の集合地域が存在しています。

(3) 公共建築物の耐震化

昭和56年建築より前の公共建築物については、耐震化の推進が課題です。

【公共建築物等一覧】

| 施設 | 施設数 | 昭和56年5月までの建築 | | 昭和56年6月以降建築 |
|-----------|-----|--------------|------|-------------|
| | | 施設数 | 内改修済 | |
| 庁舎等 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| 消防施設 | 6 | 0 | 0 | 6 |
| その他行政施設 | 31 | 5 | 0 | 26 |
| コミュニティ施設 | 13 | 2 | 2 | 11 |
| 文化施設 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 産業系施設 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 図書館 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| その他市民文化施設 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 高齢者福祉施設 | 6 | 1 | 1 | 5 |
| 障害者福祉施設 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 保健施設 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 保育園 | 5 | 0 | 0 | 5 |
| 幼児・児童施設 | 7 | 0 | 0 | 7 |
| 学校 | 16 | 6 | 6 | 10 |
| その他教育施設 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| スポーツ施設 | 16 | 2 | 0 | 14 |
| 廃棄物処理施設 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 市営住宅 | 4 | 1 | 1 | 3 |
| 病院施設 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 123 | 23 | 14 | 100 |

令和5年4月1日現在

(4) 公園の整備状況

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）で国が標準とする市街地住民1人当たりの都市公園面積は5㎡ですが、本市では、市街地住民1人当たり25.05㎡の都市公園面積を確保しています。

また、市民1人当たりの都市公園面積も、23.42㎡（令和5年4月1日現在）あり、防災空間としての公園面積は確保されています。

なお、本市の都市公園は、市内に128か所（県公園を除く。）あり、防火水槽は緑地等を除き、半数程度の公園に設置されています。また、トイレは、4割程度の設置となっています。

資料編「公園一覧」を参照

(5) 土砂災害

市内の土砂災害危険箇所（昭和41年建設省通達による調査。平成15年3月県公表）は、64か所で、その区域内に人家のある区域が43か所あり、危険度ランク別では、危険度ランクA（崩壊の危険度が高い）が12か所、危険度ランクB（崩壊の危険度がやや高い）が2か所、危険度ランクC（崩壊の危険度が低い）が29か所となっています。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県の調査により、市内では、49か所の土砂災害警戒区域、47か所の土砂災害特別警戒区域が指定されています。

資料編「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧」を参照

(6) 河川

国と県が管理する一級河川は10河川あり、順次、河川改修が進められてきました。しかし、令和元年東日本台風で、主に河川の未改修箇所及び合流点付近が決壊したことを受け、国と県は、市内の全ての河川計画の点検を行い、河川整備計画を変更しました。現在、都幾川・越辺川では、令和7年度を完成目標に堤防整備や河道掘削等の改修工事が進められています。また、新江川や九十九川においては調節地と排水機場の整備が進められ、市野川では流水阻害となっていた旧諏訪堰の撤去工事が進められています。

市が管理する準用河川は6河川あり、月中川、柳沢川、新福川、毛塚川の4河川は改修が完了しており、現在、新江川の改修を進めています。

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 防災都市づくり | 8 土砂災害の予防 |
| 2 耐震化と安全対策の推進 | 9 河川等の予防対策 |
| 3 空き家対策 | 10 地震火災の予防（地震） |
| 4 不燃化等の促進（地震） | 11 被災建築物応急危険度判定体制等の整備（地震） |
| 5 オープンスペース等の確保（地震） | 12 孤立化地域対策（地震） |
| 6 地盤災害の予防 | 13 盛土による災害の予防対策 |
| 7 宅地等の安全対策（地震） | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|---------------------|--------------------|---|
| 市 | 管財課 | ・市有施設の安全性の確保に関すること。 |
| | 環境政策課 | ・空き家等の対策に関すること。 ・盛土による災害予防対策に関すること。 |
| | 都市計画課 | ・公園等の確保に関すること。 ・都市整備事業に関すること。 ・密集市街地の改善等に関すること。 ・立地適正化計画に関すること。 ・緑地及び生産緑地の保全に関すること。 ・市街地の不燃化促進に関すること。 |
| | 住宅建築課 | ・市街地の不燃化促進に関すること。 ・建築物の耐震性向上に関すること。 ・災害危険地域における工事等の指導に関すること。 ・応急危険度判定等の体制整備に関すること。 ・大規模盛土造成地の周知に関すること。 ・空き家等の対策に関すること。 |
| | 建設管理課 | ・街区境界調査に関すること。 |
| | 道路課 | ・橋梁の耐震補強に関すること。 ・道路及び橋梁の維持補修に関すること。 ・狭あい道路整備に関すること。 |
| | 市街地整備課 | ・都市計画道路の整備に関すること。 |
| | 河川課 | ・治水施設の整備に関すること。 |
| | 下水道施設課 | ・下水道等の整備に関すること。 |
| | 農政課 | ・防災重点農業用ため池の対策に関すること。 |
| | 危機管理防災課 | ・災害時における公共用地の有効活用に関すること。 ・土砂災害予防に関すること。 ・ハザードマップの作成及び周知に関すること。 ・洪水浸水想定区域等内の要配慮者利用施設への支援に関すること。 |
| 関係機関 | 県 | ・土砂災害警戒区域等の指定に関すること。 ・洪水浸水想定区域の指定に関すること。 ・治水施設の整備に関すること。 |
| | 比企広域消防本部 | ・火災予防に関すること。 |
| | 消防団 | |
| | 防災関係機関 | ・建築物の耐震診断に関すること。 |
| | 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設 | ・水害予防に関すること。 |
| 土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設 | ・土砂災害予防に関すること。 | |

1 防災都市づくり

災害による人的・物的被害を最小にするため、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進します。

(1) 市街地の整備

市街地については、地区計画制度の活用や、既存道路整備を中心としたまちづくり計画により、インフラの質を高めるほか、都市計画道路の整備を進め、市街地の防災機能向上を推進します。

(2) 都市整備事業との連携

市街地の防災機能の向上を図るため、様々な都市基盤整備との連携を図ります。

(3) 密集市街地の改善及び拡大防止

密集市街地の改善及び拡大防止を図るため、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保、防火性能及び耐震性を有する建物への改築等を促進します。

(4) 街区境界調査の推進

災害時の迅速な復旧・復興対策として、土地の権利関係を明確にする街区境界調査を引き続き推進します。

(5) 公共土木施設の耐震補強の推進

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進めます。耐震補強工事に当たっては、緊急輸送道路、高速道路及び鉄道等を跨ぐ橋梁等を優先的に実施します。

(6) 社会資本の老朽化対策の推進

老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関しては、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保を図ります。

(7) 地震防災緊急事業の推進

県地震防災緊急事業五箇年計画を踏まえ、地震防災事業の着実な実施を図ります。

(8) 公共用地の有効活用の推進

避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図ります。

(9) 立地適正化計画との連携

立地適正化計画に洪水浸水想定区域等の災害ハザードエリアにおける適切な防災・減災対策を位置付けた「防災指針」を定め、防災都市づくりを推進します。

2 耐震化と安全対策の推進

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、建築物等の耐震性の向上を図ります。

(1) 公共建築物等

① 市有建築物等

昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建築された建築物について、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施します。

市災害対策本部を設置する庁舎や市民が避難する避難所において、安全性を確保するため、非構造部材を含む耐震対策を実施します。

なお、老朽化している避難所については、計画的に安全確保対策を実施します。

② 防災関係機関の建築物等

防災関係機関は、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準で建築された建築物を所有又は使用している場合、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施します。

(2) 一般建築物等

市と県は連携し、一般建築物等に対して、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修、落下物防止に対する啓発及び情報提供を行うとともに、耐震診断に関する相談窓口の利用を促進します。具体的な取組は次のとおりです。

① 耐震化に特に配慮すべき施設

劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮します。

② 耐震診断を行う技術者の養成

建築関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成します。

③ 通行障害建築物の実態把握

震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の実態把握を行います。

④ 通行障害建築物の耐震化の支援等

震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、必要であると認めるときは、通行障害建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修への支援を行うとともに、地震に対する安全性について指導又は助言を行います。

⑤ 窓ガラス等の落下・脱落防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下並びに天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、以下の対策を講じます。

ア 落下防止対策に関する普及啓発及び指導

窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について、建築物の所有者又は管理者に対し、普及啓発及び指導に取り組みます。

⑥ ブロック塀の倒壊防止対策

市が管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を検討します。

ア 市街地内のブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所を把握します。

イ ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図ります。

ウ ブロック塀の点検・改修等に関する指導

ブロック塀の設置者に点検を行うよう指導するとともに、上記の実態調査に基づく危険なブロック塀に対しては、改修や生け垣化等を奨励します。

⑦ 自動販売機の転倒防止対策

市が管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行います。

⑧ エレベーターにおける閉じ込め防止対策

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について、地震時のリスクの周知や地震対策の必要性等に関する情報提供を行います。

3 空き家対策

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を行います。

4 不燃化等の促進（地震）

連続して木造住宅が密集している市街地では、延焼の危険性が高い地域を中心に不燃化対策を推進します。

(1) 防火・準防火地域の指定

比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定めます。

また、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して準防火地域を定めます。

(2) 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際に、防火の指導を行います。

5 オープンスペース等の確保（地震）

市は、地域の防災機能を高めるため、市街地における公園等のオープンスペースの確保を図ります。

（1）公園の整備

災害時における市民の生命、財産を守るため、地域の中核的な防災拠点となる都市公園について、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設を整備します。

また、住民の指定緊急避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、応急仮設住宅建設用地等の災害応急対策として活用が可能な場所については、今後、関係機関と協議の上、災害時において相乗的な防災機能を発揮するよう、一体的な整備を実施します。

（2）緑地・農地の保全

都市内の緑地及び市街化区域内農地（生産緑地）は、火災の延焼防止に大きな効果があるため、緑地等の保全を推進します。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じます。

（3）都市計画道路の整備

延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ都市計画道路を計画的に整備します。

6 地盤災害の予防

土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を行うとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害を軽減するための方策を検討します。

（1）調査研究の実施及び公表

大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを公表します。

（2）液状化対策の実施等

ハザードマップについて、必要な見直しを施しながら周知することで、建築物所有者等の意識啓発を図ります。

7 宅地等の安全対策（地震）

市及び県は、造成地に発生する災害の防止対策を講じます。

（1）災害防止に関する指導等

都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）において、それぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査、当該工事の施工に対する指導・監督を通じて安全対策を行います。

（2）指導基準

① 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めません。

② 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導します。

③ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導します。

軟弱地盤の分布が多い河川沿いの平野部、谷部等の周辺住民に注意を促します。

④ 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止杭等の安全措置を講ずるよう指導します。

（3）大規模盛土造成地マップの公表及び周知

市は、県が作成した大規模盛土造成地マップを公表するとともに、当該マップを活用して宅地の安全性の把握及び適切な維持管理を行うよう市民に周知します。

8 土砂災害の予防

市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、予防の措置を講じます。

（1）土砂災害防止対策等の推進

県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行っています。

市では、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域ごとの警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所に関する事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布を行います。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定します。

市は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとに警戒体制の整備を図ります。

- ① 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発を行います。

【ハザードマップに記載すべき事項】

- 土砂災害警戒区域及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - ・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり
- 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - ・避難場所
- その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）
 - ・雨量情報
 - ・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）
 - ・避難情報
 - ・土砂災害の特徴・前兆現象
 - ・避難時の心得・携行物
 - ・主要な避難路
 - ・その他

- ② 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、連絡網を作成するとともに土砂災害を想定した防災訓練を実施します。
- ③ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、具体的な避難支援計画を整備します。
- ④ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努めます。
- ⑤ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備します。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講ずることとしています。

- ① 住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設の建築のための開発行為に関する許可制限
 - ② 建築基準法に基づく建築物の構造の規制
 - ③ 著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告
 - ④ 勧告による移転者への融資、資金の確保
- また、市では、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住

居の建築の禁止等を行う必要のある区域において、建築基準法第39条第1項に基づき、災害危険区域の指定等を検討します。

(4) 急傾斜地の防災対策

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の市内での指定は、現在ありません。

① 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、崩壊のおそれのある急傾斜地で、次のような場合に、市長の意見を聴いて、「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定しています。

- ア 崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの
- イ 崩壊の助長又は誘発を防止するため、その行為の制限を必要とする場合

② 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

- ア 急傾斜地の高さが5m以上、かつ傾斜30度以上
- イ 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

③ 指定の効果

急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けた場合、その効果は次のとおりです。

- ア 水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は、県知事の許可を受けなければならない。
- イ 土地所有者等の土地保全の努力義務が生じる。
- ウ 改善措置の命令ができる。
- エ 急傾斜地崩壊防止工事の施工義務が生じる。

9 河川等の予防対策

災害発生防止又は軽減を図るため、次の対策を講じます。

(1) 治水対策

市は、準用河川新江川改修工事に計画的に取り組むとともに、「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」を国、県、関係市町と連携して推進しています。

① 新江川の改修

準用河川新江川の未改修区間における河道の拡幅などを計画的に実施します。

② 入間川流域緊急治水対策プロジェクト

社会経済被害の最小化を目指し、「多重防御治水の推進（河道・流域における対策）」及び「減災に向けた更なる取組の推進（ソフト対策）」を掲げ、事業を実施します。

【多重防御治水の推進（関東流治水システムの踏襲）】

| 主な取組メニュー | 主な取組項目 | 実施主体 |
|---------------|--------------------------------|------|
| 被災施設の迅速な復旧 | 堤防、護岸等の被災施設の復旧 | 国、県 |
| 河道の流下能力の向上 | 河道内の土砂掘削、樹木伐採による水位低減 | 国、県 |
| | 堤防整備（掘削土を活用） | 国、県 |
| 遊水・貯留機能の確保・向上 | 地形や現状の土地利用等を考慮した遊水地の整備 | 国、県 |
| | 既存ダムの洪水調節機能強化 | 国、県 |
| 土地利用・住まい方の工夫 | 浸水が想定される区域の土地利用制限（災害危険区域の設定等）※ | 市町 |
| | 家屋移転、住宅の嵩上げ（防災集団移転促進事業等）※ | 市町 |
| | 高台整備（避難場所等に活用） | 市町 |
| | 土地利用に応じた内水対策の検討 | 県、市町 |

※遊水地整備等の計画を踏まえ検討

【減災に向けた更なる取組の推進】

| 主な取組メニュー | 主な取組項目 | 実施主体 |
|-----------------------------------|------------------------------|---------|
| 重要度に応じた情報の伝達方法の選択及び防災情報の共有化のための取組 | 自治体との光ケーブル接続 | 国、県、市町 |
| | 越水・決壊を検知する機器の開発・整備 | 国 |
| | 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置 | 国、県、市町 |
| 関係機関が連携した水害に対する事前準備のための取組 | 台風第19号の課題を受けたタイムラインの改善 | 国、県、市町 |
| | 他機関・民間施設を含めた避難場所の確保 | 市町 |
| | 講習会等によるマイ・タイムライン普及促進 | 市町（国、県） |
| | 洪水浸水想定区域図の作成促進等による浸水リスク情報の周知 | 県、市町 |
| | 広域避難計画の策定 | 市町（国、県） |
| | 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進 | 市町（国、県） |
| | 地域住民や小・中学生等を対象にした防災教育の推進 | 国、県、市町 |
| | 水のう等、水防活動資材の確保 | 国、県、市町 |
| | 緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施、排水ポンプ車の配備 | 国、県、市町 |
| | 防災メール等を活用した情報発信の強化 | 市町 |
| 防災行政無線の戸別受信機整備 | 市町 | |

(2) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

① 洪水浸水想定区域の指定・公表

河川管理者は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法（昭和24年法律第193号）第14条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を

公表するとともに、関係市町村長へ通知するものとされています。

現在、市内の河川にて指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりです。

- ア 国管理河川 荒川及び入間川流域（越辺川、都幾川）
- イ 県管理河川 市野川

② 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、当該区域ごとに次に掲げる事項を定めます。

- ア 洪水予報等の伝達方法
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な確保を図る必要があると認められる施設の名称及び所在地
- オ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ 要配慮者施設の水防体制等の強化

洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の管理者等には、水防法第15条の3又は土砂災害防止法第8条の2に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施等の措置を要請します。また、避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の管理者等は、計画書を市に提出します。

市は、要配慮者利用施設に対して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、計画のひな型、参考資料の提供等の支援を行うとともに、避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認します。

資料編「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」を参照

資料編「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設一覧」を参照

④ 洪水ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域の指定に基づき、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報を分かりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成します。

(3) 内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発しています。このような水害から市民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要があります。具体的な取組内容は次のとおりです。

① 雨水対策の推進

下水道の役割の一つとして、雨水の排除があります。下水道計画区域（雨水）内において、雨水管等、地域の状況に対応した下水道施設の整備を進めます。

② 浸水実績箇所の把握

大雨等による被害の軽減を図るため、過去の浸水（内水氾濫）被害の実績を把握し、東松山市ハザードマップへ反映します。

(4) 道路及び橋梁の維持補修

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水により交通不能となる間接災があります。

上記直接災に対する予防措置及び河川の氾濫防止のための整備を基本とする間接災の予防措置について、次のとおり、県とともに取り組みます。

- ① 道路の維持補修
- ② 橋梁の維持補修
- ③ 危険箇所と予防計画
- ④ 道路パトロールの実施

(5) 防災重点農業用ため池ハザードマップの作成及び配布

市は、県とともに市内3か所8池を防災重点農業用ため池として選定し、「農業用ため池マップ」を公表しました。防災重点農業用ため池については、ハザードマップを作成し公表することで、地震等により堤体が決壊した場合の被害を周知し、浸水区域に所在する市民の安全確保を図ります。

| 防災重点農業用ため池名 | 番地 |
|-------------|---------------|
| 寺沼 | 大字大谷字扇ヶ谷 387 |
| 梶久保沼（小沼） | 大字大谷字野田 1137 |
| 梶久保沼（大沼） | 大字大谷字野田 1152 |
| 七ツ沼（一号沼） | 大字上唐子字沼端 1666 |
| 七ツ沼（二号沼） | 大字上唐子字沼端 1665 |
| 七ツ沼（四号沼） | 大字上唐子字沼端 1645 |
| 七ツ沼（五号沼） | 大字上唐子字沼端 1644 |
| 七ツ沼（六号沼） | 大字上唐子字沼端 1641 |

10 地震火災の予防（地震）

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらします。日頃から地震に備え、市民、事業所、市及び消防機関が連携し、出火防止を基本とした予防対策を推進します。

(1) 地震に伴う住宅からの出火防止

① 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

ア 市は、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進します。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に取り組みます。

イ 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図ります。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置の管理の徹底について周知します。

ウ 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落として

から避難するなどの普及啓発を図ります。

エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発を行います。

② 化学薬品からの出火防止

ア 学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など適切な管理を行います。

イ 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図ります。

(2) 初期消火体制の充実強化

市は、自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等による初期消火力を高めます。また、比企広域消防本部と連携し、自治会、自主防災組織、消防本部及び消防団等が一体となった地震火災防止のための体制づくりに取り組みます。

① 事業所の初期消火力の強化

市は、震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図ります。また、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成します。

② 地域住民と事業所の連携

市は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めます。また、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化します。

③ 初期消火に活用できる水利の確保

初期消火に活用できる水利を確保するため、河川水及びプール用水等の活用について、取組を推進します。

(3) 危険物取扱施設の安全化

市は、危険物等関連取扱施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を図ります。

第6編の「第2節 危険物等災害対策計画」に基づいて危険物施設、毒物劇物取扱施設、高圧ガス施設及び火薬類施設の予防対策を実施します。

(4) その他の火災予防

① 比企広域消防本部及び消防団は、同時多発火災への対処方針を定めます。

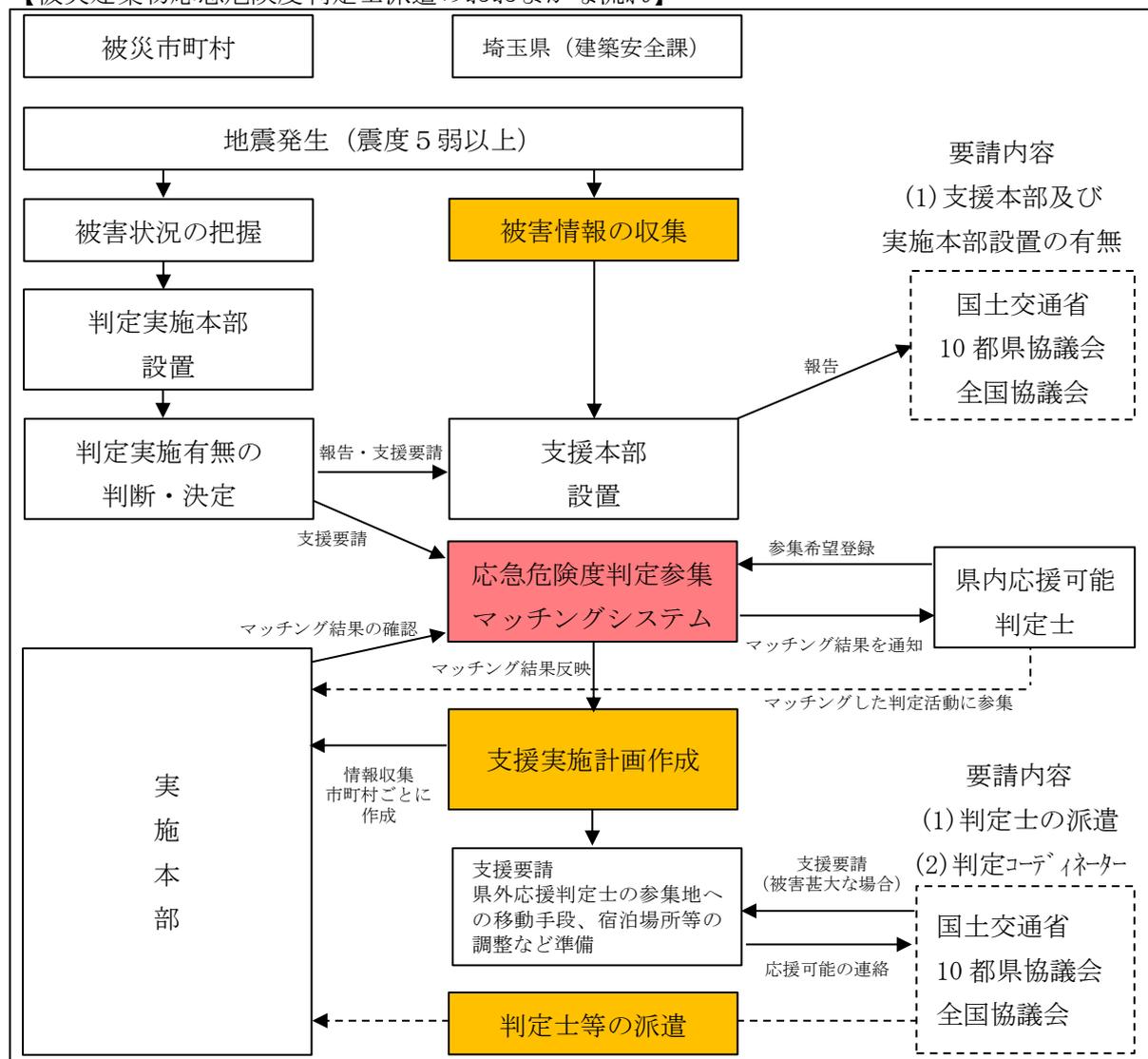
② 市は、防火水槽や消火栓の整備を進めます。

1.1 被災建築物応急危険度判定体制等の整備（地震）

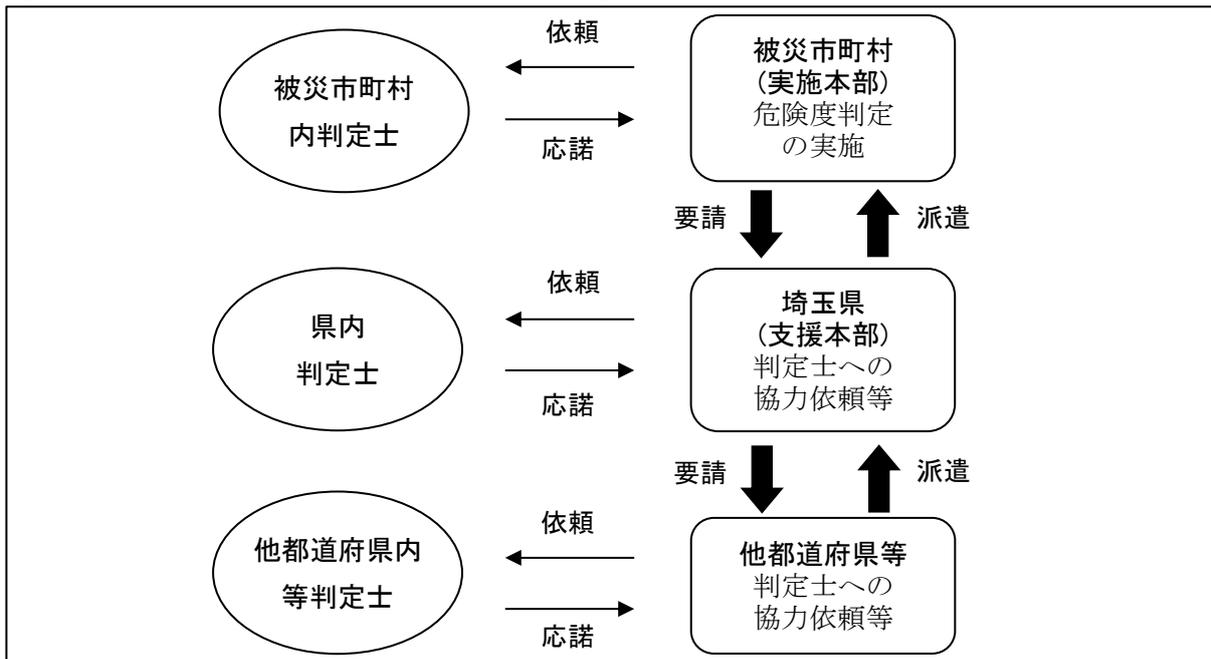
市は、災害時に公共施設や民間建築物の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備します。

また、講習会等の受講を市職員に推奨し、危険度判定士の養成に努めます。

【被災建築物応急危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



【被災宅地危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



1.2 孤立化地域対策（地震）

市は、災害時に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資をあらかじめ備蓄・調達・輸送する体制を整備します。

なお、現在、市内で孤立化するおそれのある地域はありません。

1.3 盛土による災害の予防対策

危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正指導を行います。

（1）危険が確認された盛土に対する是正指導

県と市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行います。

（2）県からの助言

市は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受け、対応します。

第3 応急対策

【実施項目】

1 公共施設等の応急対策

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|----------|------------------------|
| 市 | 管財課 | ・公共施設の応急対策に関すること。 |
| 関係機関 | 比企広域消防本部 | ・危険物施設等の応急措置の指導に関すること。 |
| | その他公共機関 | ・施設の安全確保に関すること。 |

1 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設等の機能を迅速に回復するため、関係する機関が相互に連携して応急対策を実施します。

(1) 公共建築物等

① 市有建築物等の緊急点検

市及び防災関係機関が所有又は使用している建築物及び宅地（土地）について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断します。

② 被災度区分判定調査

建築物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するため、各施設からの被害状況報告に基づき、専門家（学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等）に協力を求めて、建築物の耐震性能の劣化度調査、判定を行います。

なお、市内に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士がいない場合には、近隣市町村と連携して、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行える体制を整備します。

③ 応急措置

応急危険度判定等に基づき、被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施します。

(2) その他公共施設等

① 不特定多数の人が利用する公共施設

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期します。また、施設ごとに再開計画を策定し、再開に向けた準備を行います。

② 畜産施設等

家畜及び畜産施設等の被害状況を所定の家畜保健衛生所に報告します。

③ 動物園施設等

ア 入園者の避難誘導に当たっては、パニックを防止し、あらかじめ定める避難所に誘導し安全確保に万全を期します。

イ 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちに破損箇所を修理す

るなど応急措置を行います。

ウ 動物の脱出等の事態が発生した場合は、あらかじめ定められた計画に基づき処理します。

エ 被災後直ちに被害状況を把握し、復旧を行います。特に、脱出により人命に危害を及ぼすおそれのある動物等の動物舎については、緊急に復旧工事を行います。

④ 医療救護活動施設

ア 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応します。

イ 施設の責任者は通信手段を確保するとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとします。

⑤ 社会福祉施設

ア 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要に応じて応急修理を行い、安全を確保します。

イ 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定します。

ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請します。

エ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保します。

(3) 危険物等関連施設

市は、県及び比企広域消防本部と連携して、第6編の「第2節 危険物等災害対策計画」に基づいて危険物施設、毒物劇物取扱施設、高圧ガス施設及び火薬類施設に応急措置の実施を指導します。

第4 復旧対策

災害時に被災状況を的確に把握し、二次災害の防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の復旧事業計画を作成し、復旧対策に取り組みます。

【実施項目】

| | |
|----------------------|-------------|
| 1 災害復旧事業計画の作成 | 3 災害復旧事業の実施 |
| 2 災害復旧事業に伴う財政援助の調査実施 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|-------|-------------------------|
| 市 | 本部事務局 | ・激甚災害の指定に関すること。 |
| | 財政課 | ・災害復旧事業費に関すること。 |
| | 各課 | ・災害復旧事業計画の作成及び実施に関すること。 |

1 災害復旧事業計画の作成

市は、被害状況を把握し災害応急対策を講じた上で、必要に応じて公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成します。災害の復旧事業計画に関しては、被災原因等を的確に把握し、関係機関と十分連絡調整を図り、災害の再発防止及び速やかな復旧を目指します。災害復旧事業の種類は、次のとおりです。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 災害廃棄物処理実行計画
- ④ 都市災害復旧事業計画
- ⑤ 水道施設応急復旧計画
- ⑥ 下水道災害復旧事業計画
- ⑦ 住宅災害復旧事業計画
- ⑧ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑨ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑩ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑪ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑫ 復旧上必要な金融その他の資金計画
- ⑬ その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助の調査実施

(1) 災害復旧事業

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助の対象等内容の調査を実施して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるようにします。災害復旧事業費の決定は、県知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定することとされています。また、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部について国から補助があり、主な根拠法令等は、次のとおりです。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ③ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- ④ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ⑦ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助します。
- ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪ 水道法（昭和32年法律第177号）

（2）激甚災害

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市の災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置します。また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置します。さらに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査に協力します。

【激甚災害に関する調査事項】

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度
- ⑤ 災害に対して講じられた措置
- ⑥ その他必要事項

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市及び防災関係機関は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行います。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるようにします。また、実施に当たっては、緊急時においても関係住民の合意を得るものとします。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再び災害が発生した際に被害の防止や軽減に資するよう、可能な限り改良復旧を行うものとします。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し

適切な監督指導等を行います。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1 基本方針

1 基本方針

災害による人的被害を最小化し、迅速な復旧を図るには、道路及び鉄道等の交通ネットワークやライフライン等の確保が不可欠です。そのため、予防、応急、復旧に万全の対策を講じます。

2 現況

(1) 道路

市には、関越自動車道のほか、国・県道19路線と市道5,082路線（令和5年4月1日現在）があります。なかでも、国道254号、国道407号、主要地方道深谷東松山線、市道第12号線は、東武東上線東松山駅を中心とする市街地を環状的に取り巻くバイパス機能を果たしています。これらの4路線を骨格としながら他の県道と市道が相互に連絡して道路網体系を構成しています。

その他の幹線道路については、市街地内における交通量の増大に伴う再配備などが課題となっており、計画の見直しが求められています。

(2) 水道

市の水道事業は、浅井戸を水源として昭和39年に給水を開始しました。その後、昭和56年に県水道用水供給事業から県水を受け入れ、市水との併用となっています。現在は、人口の増加と生活水準の向上などによる水需要の増加に対応し、県水の比率を80%程度としています。

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）による関東平野北西縁断層帯の被害想定では、配水管の被害箇所数が193か所とされています。これにより、地震発生1日後の断水率は61%で、21,463世帯55,337人に断水の影響が発生するとされています。

(3) 下水道

市の下水道事業は、昭和46年3月に事業に着手しました。以来、昭和52年5月に市野川処理区、昭和59年3月には高坂処理区の供用を開始しました。令和4年度現在における整備状況は、処理区域面積1,041.9ha、処理区域人口47,459人、人口普及率（市全域）52.4%です。

下水道計画区域内の浸水対策については、平成8年3月末に市野川雨水ポンプ場の稼働を開始し、改善を図っています。引き続き放流先の河川整備との整合を図りながら、雨水排水対策を推進する必要があります。

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）による関東平野北西縁断層帯の被害想定では、下水道管渠の被害率が23.9%で、たるみや蛇行、地盤沈下によ

る逆勾配等による被害が考えられ、9,000人を超える市民が影響を受けると報告されています。

(4) ガス施設

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）による関東平野北西縁断層帯の被害想定では、都市ガスの被害予測として、供給停止率が100%で供給停止件数が6,023件になるとされています。

(5) 電気施設

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）による関東平野北西縁断層帯の被害想定では、地震発生直後の際に市内の全世帯が停電するとされています。

(6) 通信施設

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）による関東平野北西縁断層帯の被害想定では、冬18時で風速が8m/sの際に、市内の電話回線のうち1,664回線（不通率3.84%）が不通とされています。

なお、携帯電話の不通ランクはBで、停電率が40%を、不通回線率が3%を超える状態とされています。

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|---------------------|-------------|
| 1 交通関連施設の安全確保 | 3 ライフラインの確保 |
| 2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備 | 4 エネルギーの確保 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------|--|
| 市 | 廃棄物対策課 | ・廃棄物処理施設の災害予防対策に関すること。 |
| | 建設管理課 | ・緊急輸送道路の指定に関すること。 |
| | 道路課 | ・橋梁の耐震性及び道路の安全性の確保に関すること。 ・応急復旧資機材の整備に関すること。 |
| | 水道施設課 | ・水道施設の耐震性の確保に関すること。 ・水道事業危機管理対策マニュアルに関すること。 ・水道施設の浸水・停電対策に関すること。 ・災害時の給水確保に関すること。 |
| | 下水道施設課 | ・下水道施設の耐震性の確保に関すること。 ・下水道事業業務継続計画に関すること。 ・下水道施設の浸水・停電対策に関すること。 |
| 関係機関 | 県 | ・道路の耐震性、安全性の確保に関すること。 ・緊急輸送道路の指定及び整備に関すること。 |
| | 電気事業所 | ・施設の耐震化及び火災発生防止に関すること。 |
| | 通信事業所 | ・設備の防災対策の推進に関すること。 |
| | 鉄道事業所 | ・駅の耐震化に関すること。 |
| | ガス事業所 | ・ガス供給施設の耐震性及び安全性の確保に関すること。 |

1 交通関連施設の安全確保

災害時の取組に向け、道路管理者は、定期的な道路の安全性の確認や橋梁の耐震化等を行います。

(1) 道路の安全確保

定期的な安全性の確認や耐震対策等を道路管理者が行います。

道路構造物や路面状況などを点検し、修繕等必要な対策を実施することで、常に健全な状態を保つよう取り組みます。

(2) 橋梁の耐震補強

過去の地震で橋脚、桁が被害を受ける事例が全国的に確認されているため、橋脚補強や落橋防止対策を実施しています。橋梁については、幅員が狭く老朽化が進んでいるものもあります。災害における落橋、崩壊等を考慮し、既設橋梁の点検調査を踏まえ、道路整備や河川改修の計画との整合を図りながら、耐震化を進めます。

特に、災害時、緊急活動や支援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、緊急輸送道路上等の橋梁耐震化を優先的に実施します。

(3) 交通関連施設の耐震化等の災害予防対策の推進

駅、バスターミナル等、交通関連施設の耐震化等の災害予防対策を推進します。

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

各防災拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図ります。また、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備します。

(1) 緊急輸送道路の指定

市では、市内における効率的な緊急輸送を行うため、県が指定した緊急輸送道路に加えて、市役所（市災害対策本部）から次の防災拠点を結ぶ緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを構成します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・市役所庁舎、総合会館、分室ほか防災拠点施設・市内の国、県関係機関・市内の防災倉庫、輸送拠点・指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所・臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場） |
|---|

資料編「埼玉県緊急輸送道路網図」を参照
資料編「市指定緊急輸送道路」を参照

(2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実にを行うため、次の対策等を通じ、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとします。また、洪水時の防災拠点間における移動路線について検討します。

- ① 緊急輸送道路上の橋梁耐震化
- ② 沿線地域の不燃化、閉塞建物の耐震化の促進
- ③ 上下水道管路施設の耐震化
- ④ 危険箇所の調査、応援体制の整備

(3) 応急復旧資機材の整備

緊急輸送道路に指定された市道について、地震や風水害により発生し得る倒壊建築物の瓦礫、道路の地割れ等の障害を迅速に復旧するため、応急復旧資機材の整備を行います。

3 ライフラインの確保

ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施します。

(1) 水道施設の災害予防対策

① 浄水場等の耐震性の確保及び停電対策の推進

市は、災害時に水道水を確保するため、浄水場や水道管の耐震性を確保するとともに、電力の供給停止を想定し、浄水場等の自家発電設備の定期的な維持管理により災害に備えます。

また、水道事業危機管理対策マニュアルにより、応急給水と復旧体制を確立するための訓練を行います。

② 水道施設の浸水対策の実施

洪水浸水想定区域内にあり、浸水が想定される水道施設について、安全確保対策、資機材の備蓄等を実施します。

(2) 下水道施設の災害予防対策

① 下水道施設の整備及び維持管理の実施

市は、災害による下水道施設の被害を最小限にとどめるため、下水道管渠、浄化センター等の各施設について、老朽箇所、腐食箇所を把握し、施設の整備及び維持管理を図ります。

② 下水道施設の耐震性の確保

老朽化した下水道管、浄化センター等の更新時には耐震性を考慮し更新を進めます。

③ 下水道施設の停電対策の推進

電力の供給停止を想定し、浄化センター及び各ポンプ場の自家発電設備の適切な維持管理により災害に備えます。

④ 下水道施設の浸水対策の整備検討

市は、下水道施設の浸水対策を検討します。

(3) 廃棄物処理施設の災害予防対策

① クリーンセンターの整備及び維持管理の実施

市は、震災による施設被害を最小限にとどめるため、施設の整備及び維持管理を図ります。

② 災害時の実施体制の整備

災害廃棄物処理計画に基づき、国、県、近隣自治体などの関係機関と連携及び情報共有し、体制を整えます。

③ 必要な資機材の確保

処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保します。

④ 環境センターの整備及び維持管理

市は、震災による施設被害を最小限にとどめるため、施設の整備及び維持管理を図ります。

(4) ガス施設の災害予防対策

ガス事業所は、ガス供給施設の耐震性及び安全性の確保を図ります。また、緊急時にはガスの漏洩による二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急復旧ができる体制を整えます。

| 施設名 | 震 災 対 策 |
|-----------------|--|
| ガス製造施設 | ① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 二次災害等の発生を防ぐため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。 |
| ガス供給設備 | ① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断装置を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。 ③ 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感電遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。 ④ 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。 |
| 検知・警備設備 | 災害時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。 ア 地震センサー（S Iセンサー、液状化センサー） イ ガス漏れ警報装置 ウ 火災報知器 エ 圧力計 オ 流量計 |
| 設備の緊急停止装置等 | 緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯蔵・大型油貯槽・球形ガスホルダー・高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。 |
| 緊急放散設備等 | 製造設備及び高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じて緊急放散設備等を設置する。 |
| 連絡・通信設備 | 災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。 |
| ガス工作物の巡視・点検・調査等 | ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。 |

(5) 電気施設の災害予防対策

電気事業所は、施設の耐震化及び安全施設の整備を行います。また、災害時の電気設備等の速やかな復旧を図るため、電気工事関係団体等との間で締結した協定により、対応し、さらに、災害時における電気火災等の被害を市民に周知し、火災発生防止を図ります。

| 施設 | | 耐震設計基準 |
|------|-----|--|
| 変電設備 | | 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。 |
| 送電設備 | 架空線 | 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。 |
| | 地中線 | 終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。 |
| 配電設備 | 架空線 | 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。 |
| | 地中線 | 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。 |

(6) 通信設備の災害予防対策

災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策の諸施策等を積極的に推進します。

- ① 通信事業所等は、平常時から非常用電源の整備等による通信設備の防災対策や被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図ります。
- ② 災害時優先電話の設置、電話が不通になった場合の特設臨時公衆電話等の設置、家族等の安否確認のための171（災害用伝言ダイヤル）・災害用伝言板・災害用音声お届けサービス及びweb171（災害用伝言版）の周知を図ります。
- ③ 災害時における非常用通信手段として、防災行政無線の整備を行い、情報収集及び伝達手段としての拡充を図ります。
- ④ 警察、消防など部外の防災関係機関とも連携した防災訓練を定期又は随時に計画し、実施していきます。

4 エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進します。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|---------------|--------------------|
| 1 道路ネットワークの確保 | 4 ライフライン施設の応急対策 |
| 2 交通対策 | 5 災害時のエネルギー供給機能の確保 |
| 3 交通施設の応急対策 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------------------------------|---|
| 市 | 建設管理課 道路課 河川課 (道路河川班) | <ul style="list-style-type: none"> 道路の被害状況の把握及び伝達に関すること。 道路施設の応急対策に関すること。 緊急輸送道路の応急復旧作業に関すること。 道路の交通規制に関すること。 |
| | 水道施設課 | <ul style="list-style-type: none"> 上水道施設の応急復旧に関すること。 |
| | 下水道施設課 | <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の応急復旧に関すること。 |
| | 環境政策課 | <ul style="list-style-type: none"> 水質や土壌検査に関すること。 |
| | 会計課 地域支援課 (物資班) | <ul style="list-style-type: none"> 燃料等の供給に関する協定の運用に関すること。 |
| 関係機関 | 道路管理者 | <ul style="list-style-type: none"> 道路の被害状況の把握及び伝達に関すること。 道路施設の応急対策に関すること。 緊急輸送道路の応急復旧作業に関すること。 道路の交通規制に関すること。 |
| | 警察 | <ul style="list-style-type: none"> 警備活動に関すること。 |
| | 鉄道事業所 バス事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 交通施設の応急対策に関すること。 |
| | 公共施設 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保、施設の再開に関すること。 |
| | 医療施設 | <ul style="list-style-type: none"> 患者の生命保護に関すること。 |
| | 社会福祉施設 | <ul style="list-style-type: none"> 入所者の安全確保、応急対策に関すること。 |
| | 電気事業所 ガス事業所 通信事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の応急対策に関すること。 |

1 道路ネットワークの確保

関係各機関は、道路の被害状況等を調査把握し、関係機関と連絡を密にした的確に応急復旧を実施します。

(1) 道路の被害状況の把握及び伝達

市が管理する道路について、災害時に、市は、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査します。調査を行う際は、緊急輸送道路及び避難路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとします。

また、調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、被害拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに集約して本部に報告するとともに、県などの関係機関に報告します。

【道路の被害状況の把握方法等】

| 実施機関 | 道路の被害状況の把握方法等 |
|-----------------------|---|
| 県（応急復旧部、農林対策部） | 所管する緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する。 |
| 市 | 行政区域内の緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県などの関係機関に報告する。 |
| 国（関東地方整備局）、東日本高速道路（株） | 所管の緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等から道路情報を収集する。 |
| 県（警察本部） | 現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路指定予定路線等の被害の状況を迅速に把握し、県（応急復旧部）に報告する。 |
| （一社）埼玉県建設業協会 | 協会に加盟している建設事業所は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行うものとする。 |

（2）道路施設の応急対策

災害による道路等の損壊、流失、埋没、橋梁の損傷等により交通が途絶した場合、次のとおり応急対策を実施します。

- ① 避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じ、復旧作業及び障害物の除去を早急に行います。
 - ア 路面の亀裂、地割れは、土砂、碎石等を充填します。
 - イ 路面の陥没は、土砂、碎石等により盛土します。
 - ウ 法面の崩壊は、土のう、杭打等の工法を行います。
 - エ 土砂で通行が不能となった道路は、重機械により排土作業を行います。
- ② 通行が危険な路線、区間については所轄警察署に通報します。また、通行止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安対策を実施します。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに通行止を実施し、通行者及び市民の安全を図るよう措置するものとします。
- ③ 比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補修、崩落土等の除去、橋梁の応急修繕等、必要な措置を講じるものとします。
- ④ 道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報します。
- ⑤ 応急対策に比較的長期の時間を要する場合は、一時的な付替道路の開設や、適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとします。
- ⑥ 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態になった場合は、次の点を踏まえ、集中的に応急対策を実施することにより必要最小限の緊急交通の確保を図るものとします。
 - ア 同地域の道路交通の最も効果的で、比較的早期に応急対策が終了する路線を選定します。
 - イ 自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置との整合を図ります。

- ⑦ 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討します。

(3) 緊急輸送道路の応急復旧作業

市が管理する緊急輸送道路について、次のとおり応急復旧作業を災害発生後、他の道路に優先して速やかに実施するものとします。また、緊急輸送道路となっている国道及び県道については、道路管理者に復旧を要請します。

① 事前協議の実施

緊急輸送道路の効率的な応急復旧のために、警察や東松山建設安全協会等と次の事項について事前協議を行います。

- ・復旧路線、区間
- ・復旧車線数
- ・復旧作業の相互応援
- ・協力建設会社との連携

② 作業順位の決定

道路管理者は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県と調整の上、応急復旧順位を決定します。

③ 応急復旧作業

市が管理する道路について、道路の被害状況等に応じて、県に準じた啓開作業等、応急復旧作業を行います。

(4) 応急復旧、交通規制状況の広報

市が管理する道路について、応急復旧、交通規制に関する問合せ等に対して的確な情報伝達を行います。また、ホームページ、SNS等を通じて、市民に交通規制の状況等を周知します。

2 交通対策

災害時においては、道路交通を中心とした交通混乱や様々な社会的な混乱の発生が予測されるため、交通対策等を講じます。

(1) 交通対策

市は、道路の被害が大きく交通の混乱を招くおそれがある場合は、防災関係機関と協力して交通対策を実施します。

なお、交通対策を行った場合に使用する規制標識は、「道路標識区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府建設省令第3号）」に定める規制標識とします。

(2) 道路管理者の行う交通規制

災害発生後、初期には使用可能な交通ルートへの交通集中による渋滞が予想されます。そこで、一般交通の流入を規制し、緊急輸送ルートの確保を図ります。

- ① 市は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとします。
- ② 市は、その管理する道路について、通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、警察など関係機関に連絡した上で、事前に通知することを基本とします。なお、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとします。
- ③ 市は、その管理する道路について、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとします。
- ④ 市は、その管理する道路について、交通規制を行ったときは、県に報告し、交通規制に関する情報を共有します。
- ⑤ 市は、その管理する道路について、交通規制を行ったときは、次の要領により広報し、一般交通の確保を図るものとします。
 - ア 関係道路の主要交差点への標示
 - イ 関係機関への連絡
 - ウ 一般住民に対する広報

3 交通施設の応急対策

鉄道施設等に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、市災害対策本部と鉄道、バス事業所は密接に連絡をとり、相互協力の下に早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に対する対策を講じます。

4 ライフライン施設の応急対策

社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設の機能を迅速に回復するため、関係する機関が相互に連携を図って応急対策を実施します。

(1) 電気施設応急対策

電気施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、市災害対策本部と電気事業所は密接に連絡をとり、相互協力の下に速やかに対策を講じます。

電気事業所は、非常災害対策計画に基づき、対策本（支）部を設置し、応急対策を行うとともに、復旧状況を逐次、市災害対策本部に連絡します。送電再開時における火災発生には注意を払います。

① 応急対策人員

応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておきます。

この場合、その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、災害の突発

性に即応できるよう人員の動員や連絡の徹底を図ります。

また、社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立しておきます。

② 災害時における広報宣伝

ア 感電事故及び漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRします。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに電気事業所に通報すること。
- ・断線垂下している電線には絶対触らないこと。
- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
- ・屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- ・地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

イ 災害時における市民の不安を沈静させるために、電力の果たす役割は大きいことから、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行います。広報は、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知します。

③ 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続します。ただし、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じます。

④ 市及び防災関係機関との情報共有

送電状況、復電見通し、復旧活動状況及び二次災害防止に関する事項並びに復旧に必要な支援協力の要否等について、市及び防災関係機関に定期的に報告・通報します。

（2）ガス施設応急対策

ガス施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、市災害対策本部とガス事業所は密接に連絡をとり、相互協力の下に速やかに対策を講じます。

ガス事業所は、各事業所の災害対策要綱等に基づき応急対策を行い、復旧状況を、逐次、市災害対策本部に連絡し、二次災害の発生に注意します。

① 情報の収集・報告

災害時において、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握します。

- ・災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- ・被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- ・その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

② 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像を把握します。

③ 広報活動

広報は、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により周知します。

④ その他の対策

- ・対策要員の確保
- ・他事業所等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業所）
- ・危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）
- ・地震発生時の供給停止
- ・応急工事
- ・その他必要な対策

（3）上水道施設応急対策

水道施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、市災害対策本部に報告し、速やかに巡視等により被害状況を把握するとともに、機能を維持するために必要な応急処置を講じます。

また、必要に応じて、（公社）日本水道協会埼玉支部へ災害復旧の協力を要請します。

① 緊急処置

二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、当該施設の運転を停止します。

② 水質検査及び監視

原水及び浄水の水質監視を強化します。

（4）下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、市災害対策本部に報告し、速やかに巡視等により被害状況を把握するとともに、機能を維持するために必要な応急措置を講じます。

（5）電気通信設備の災害対策

通信施設に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、市災害対策本部と通信事業所は密接に連絡をとり、相互協力の下に速やかに対策を講じます。通信事業所は、各事業所の計画に基づき応急対策を行います。

5 災害時のエネルギー供給機能の確保

市は、県と連携し、災害対策活動に必要なエネルギー（石油類・LPガス燃料）を確保するため、関係機関、事業所に必要な要請を行います。

第4 復旧対策

【実施項目】

1 ライフライン施設の早期復旧

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------|-------------------|
| 市 | 水道施設課 | ・上水道施設の復旧対策に関する事。 |
| | 下水道施設課 | ・下水道施設の復旧対策に関する事。 |
| 関係機関 | 電気事業所 | ・電気施設の復旧対策に関する事。 |
| | ガス事業所 | ・ガス施設の復旧対策に関する事。 |
| | 通信事業所 | ・通信施設の復旧対策に関する事。 |

1 ライフライン施設の早期復旧

市は、防災関係機関、ライフライン事業所と協力し、ライフライン施設について、減災目標で設定した期間内の復旧を目指します。

(1) 電気施設復旧対策

地震や風水害による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底します。

① 被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画の策定に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握を行います。

② 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

非常災害対策本（支）部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保します。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・請負工事会社保管在庫の相互流用 ・本（支）部相互の流用 ・本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材） |
|---|

イ 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は、他の会社からの車両を調整し、適宜配車を行い、輸送力の確保を図ります。

なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関の輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図ります。

ウ 復旧資材置場の確保

災害時において復旧用資材置場として用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉による用地確保が不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、市と協議し、置場の迅速な確保を図ります。

③ 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、次の事項を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行います。

- ア 人命に関わる箇所
- イ 復旧対策の中核となる官公署
- ウ 民心の安定に寄与する重要施設等

(2) ガス施設復旧対策

① 復旧計画の策定

救急病院、ごみ焼却場、高齢者施設等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案します。

② 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行います。

③ 復旧活動資機材の確保

ア 調達

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・取引先・メーカー等からの調達・被災していない他地域からの流用・他ガス事業所等からの融通 |
|--|

イ 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討します。また、この確保が困難な場合は、市と協議して、迅速な確保を図ります。

(3) 上水道施設復旧対策

市は、速やかに被害状況を把握し、水道施設の復旧作業に取り掛かります。

復旧作業は、水源から浄水施設に至る給水能力の確保を図りつつ、送・配水幹線から応急給水拠点、避難所や病院等の特に重要な施設までの送水を優先して復旧します。なお、地震発生後、2週間以内の復旧を目標とします。

県水の受水施設の復旧については、県水供給施設の供給状況に合わせるものとします。

(4) 下水道施設復旧対策

被害状況を速やかに把握して、必要に応じて災害復旧計画を策定し、施設の復旧作業を進めます。

(5) 電気通信設備の復旧対策

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話（株）埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりです。

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じます。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じます。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握します。そのため、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行います。

④ 通信の輻輳（ふくそう）対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の開設の措置を講じます。

⑤ 復旧工事

応急対策に引き続き、市災害対策本部の指揮により実施します。

第4節 応急対応力の強化

第1 基本方針

各防災関係機関は、災害時において、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、市災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、応急活動体制に万全を期します。

市は、市災害対策本部や避難所をはじめ、災害対応の機能を有する主要な施設を防災拠点として位置付け、機能強化を図ります。

【防災拠点一覧】

| 区分 | 施設名 |
|---------------------|---|
| 防災中枢拠点（災害対策本部/各部拠点） | 市役所庁舎 総合会館 分室（東棟・西棟） |
| 防災地区拠点（現地災害対策本部） | 松山市民活動センター 大岡市民活動センター 平野市民活動センター 唐子市民活動センター 野本市民活動センター 高坂丘陵市民活動センター 高坂図書館 |
| 防災活動拠点（ライフライン施設） | 上下水道庁舎・唐子浄水場 環境センター 市野川浄化センター クリーンセンター |
| 防災活動拠点（その他施設） | 高坂市民活動センター |
| 避難拠点 | 指定緊急避難場所・指定避難所（p2-136 参照） |
| 医療支援活動拠点 | 市民病院（本館・南館） 保健センター |
| 食糧・物資拠点 | 中央防災倉庫 |

※市職員が災害対応事務を実施するための施設に着目して抽出

令和5年度現在

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|-------------|-------------|
| 1 応急活動体制の整備 | 4 消防力の充実強化 |
| 2 防災拠点の整備 | 5 救急救助体制の整備 |
| 3 警備体制の整備 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|----------|--|
| 市 | 危機管理防災課 | ・応急活動体制の整備に関する事 ・防災拠点の整備に関する事。 |
| | 会計課 | ・資金支払方法の整備に関する事。 |
| | 各課 | ・情報システムやデータのバックアップに関する事。 |
| 関係機関 | 比企広域消防本部 | ・消防力の充実強化に関する事。 ・救急救助体制の整備に関する事。 ・傷病者の搬送体制に関する事。 |

1 応急活動体制の整備

市、防災関係機関等は、災害応急対策を速やかに実施するため、市災害対策本部等の体制を整備します。

(1) 災害対策本部体制の整備

災害時に設置する市災害対策本部は、災害の規模に応じ、段階的に引き上げる防災対応の体制として整備します。

市は、体制の整備に当たって、災害対策動員計画の適宜見直しを図るとともに、市災害対策本部や各部の業務の対応状況等を共有する仕組みづくりを行います。

(2) 業務継続計画（BCP）の修正及び推進

市は、庁舎が大きな被害を受けた場合の代替施設の選定を行うとともに、災害時に実施する非常時優先業務を絞り込み、各業務を行うための役割を分担するため、業務継続計画を見直します。また、業務継続計画に基づく対策を実践的訓練として実施するとともに、その結果を点検し、さらに当該計画の見直しを行うなど、継続的な取組を推進します。

(3) 電源、非常用通信手段等の確保

主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備します。あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を行います。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備

蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段を確保します。

(4) 情報システムやデータのバックアップ対策

各種情報システムについて、災害時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底します。

(5) 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図ります。

(6) 防災行動計画（タイムライン）の作成

災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めます。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めます。

(7) 応急対応、復旧復興のための人材の確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、被災地自治体で支援した職員や過去の災害対応経験者の支援実績・ノウハウを整理することで、災害時に活用できる人材を把握し、即応できる体制を整備します。

また、退職者（自衛隊、消防等の国、県の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保策をあらかじめ整えます。

(8) 資金支払方法の整備及び職員への情報共有

災害時に、庁舎や指定金融機関が被災し、会計システムが停止した場合、緊急的に現金で物品等を購入する場合に対応するため、「非常災害時における『資金前渡』取扱事務マニュアル」を作成し、庁内において情報の共有を図ります。

2 防災拠点の整備

災害時に迅速かつ適切な応急対策を行うため、市災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上を図り防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災拠点を適切に整備します。

防災拠点の管理者は、災害時に当該施設が果たすべき機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成します。

3 警備体制の整備

災害時において、住民の生命、身体及び財産の保護、交通の秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序の維持に必要な諸対策を県や関係機関とともに実施して、治安の万全を確保するものとします。

4 消防力の充実強化

比企広域消防本部は、消防計画に基づき継続的な消防力の充実と強化を図るため、次の取組を実施します。

(1) 消防力の整備

① 消防施設、車両及び資機材の整備

比企広域消防本部は、火災に対する消防施設、車両及び資機材を整備しており、今後は、災害対策及び感染症防止対策に必要な施設、設備、資機材等の整備を推進するとともに、消防車両等の計画的な更新・整備を図ります。さらに、全ての消防車両にAED等の応急救命機材の搭載を進めます。

その他、消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、消防施設や車両及び資機材を整備します。また、停電に備え、消防本部、消防署及び分署へ非常用電源を計画的に更新・整備します。

② 消防団組織の充実強化

比企広域消防本部は、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層や女性層の消防団への参加促進を図ります。また、東松山消防団は、自主防災組織等との連携により、防災訓練を実施し、地域と密着した防災力の更なる向上を図ることとします。市は、比企広域消防本部と連携しながら、消防団車両等を計画的に更新・整備します。

③ 消防水利等の整備

比企広域消防本部は、中高層建築物への防火水槽の設置、河川やプール等の自然水利の確保を図ります。

市は、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域について、避難所周辺等を中心に、防火水槽や消火栓などの消防水利の整備や遠距離中継送水用の資機材の充実を図ります。また、自然水利を確保するための施設整備を推進します。

(2) 予防体制の整備

火災を未然に防止するため、比企広域消防本部は予防広報を通じ、市民に防災知識の普及と防火意識の高揚を図ります。また、事業所・店舗等に対して計画的に立入検査を実施し、適切な防火管理体制の確保、消防用設備の適正な維持・管理の指導を実施します。

① 一般火気器具からの出火防止

② 石油等危険物施設からの出火防止

③ 化学薬品からの出火防止

(3) 消防活動体制の整備

比企広域消防本部は、大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、次のように救助、救急体制の強化を図ります。

- ① 警防特殊車両の整備
- ② 救急救命士の養成
- ③ 救急医療機関との連携
- ④ 隊員の教育及び各種消防訓練の実施

(4) 消防職員における災害対応能力の向上

比企広域消防本部は、過酷な災害現場において消防活動を迅速かつ効果的に行うため、実践的な訓練を通じた対処技術の向上及び防災関係機関相互の連携強化を推進し、消防職員の災害対応能力の向上を図ります。

(5) 消防救急通信設備の更新

平成28年5月末までに消防救急無線がデジタル化されました。そのため、市は比企広域消防本部と連携し、消防救急デジタル無線施設及び通信指令施設を計画的に更新・整備します。

(6) 代替施設の検討

比企広域消防本部は、消防施設が被害を受け機能不全となった場合を想定し、他の公共施設の一部を借用し各種防災活動が行えるよう代替施設の検討を進めます。

5 救急救助体制の整備

災害時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の万全を期します。

(1) 救急救助体制の整備

① 救急救助体制の整備

市は比企広域消防本部と連携し、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練や救命講習会を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制を整備します。

② 高層建築物等に関する救急救助活動

比企広域消防本部は、高層建築物等に関する救急救助活動について、その体制の強化を図ります。具体的には、消防法（昭和23年法律第186号）に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導します。

(2) 傷病者搬送体制の整備

比企広域消防本部は、以下の対策を実施し、傷病者搬送体制に万全を期します。

① 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、災害時医療情報体制を確立します。これにより、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定する際に必要な情報が把握できるようにします。

② 搬送順位

医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、地域毎のおおよその搬送順位をあらかじめ決定しておきます。

③ 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておきます。

④ ヘリコプター搬送

ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースがあり、ヘリコプター搬送の受入れが可能な医療機関との連絡体制をあらかじめ確立しておきます。また、県防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定します。

⑤ 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等、傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求されます。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備します。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|-----------------|-----------------|
| 1 災害発生直前の未然防止対策 | 5 土砂災害防止活動（風水害） |
| 2 地震による応急活動 | 6 応急措置 |
| 3 水防活動（風水害） | 7 警備活動 |
| 4 風防活動（風水害） | 8 消防活動 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|----------------|---|
| 市 | 本部事務局（人事課） | ・ 職員のローテーションに関する事。 |
| | 地域支援課 | ・ 現地災害対策本部の設置及び運営に関する事。 |
| | 本部事務局（危機管理防災課） | ・ 水防活動に関する事。 ・ 土砂災害防止活動に関する事。 ・ 応急活動体制に関する事。 ・ 物資支援の準備に関する事。 |
| | 各課 | ・ 警戒体制、非常体制に関する事。 |
| 関係機関 | 比企広域消防本部 | ・ 水防活動に関する事。 ・ 消防活動に関する事。 |
| | 消防団 | ・ 水防活動に関する事。 ・ 消防活動に関する事。 |
| | 東松山警察署 | ・ 警備活動に関する事。 |

1 災害発生直前の未然防止対策

市は、災害時において、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄物資の状況を確認します。

また、物資拠点を速やかに開設できるように、物資拠点の施設管理者の連絡先や開設手続について関係者間で共有するなどの事前調整を行います。

2 地震による応急活動

災害時において、被災者の救助、保護及び生活の支援を迅速に行うため、市災害対策本部を設置し、市民、事業所及び防災関係機関と連携を図り、応急対策活動を行います。

【地震発生時の配備基準】

| 区分 | 体制 | 配備基準 | 活動内容 |
|----|------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| L1 | 情報収集体制 （災害情報連絡室の設置） | 原則として、震度4が発生した場合 | 情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動 |
| L2 | 警戒体制 （災害警戒本部の設置） | 原則として、震度5弱が発生した場合 | 被害状況調査及び非常体制に準じた応急対策活動 |
| L3 | 非常体制 （市災害対策本部の設置） | 1号 原則として、震度5強が発生した場合 | 応急対策活動に即応できるように必要と認める職員を配備して活動 |
| | | 2号 原則として、震度6弱以上が発生した場合 | 組織及び機能の全てを挙げて活動 |

東松山市災害対策動員計画を参照

(1) 情報収集体制

震度4の地震が発生した場合、災害情報連絡室を設置し、指定された職員は、防災関係機関と連携し、情報収集を行います。また、就業時間外についても、連絡がとれる体制を確保します。

(2) 警戒体制

原則として震度5弱の地震が発生した場合、災害警戒本部を設置し、指定された職員は防災関係機関と連携し、情報収集を行うとともに、被害状況の調査、応急対策及び非常体制に備えて活動する体制を確保します。また、就業時間外についても、指定された職員は参集します。

警戒体制における情報収集及び報告の方法は、次に掲げる課の長が当該事項を市民生活部長に報告し、かつ、関係部長に報告し、災害警戒本部会議等により、情報を共有し、必要な応急対策を行います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・危機管理防災課長：人的被害に関する事項・課税課長：住家の被害に関する事項・管財課長：公共施設被害に関する事項・社会福祉課長：社会福祉施設等の被害に関する事項・建設管理課長：道路、橋梁、河川等の被害に関する事項・農政課長：農林被害に関する事項・教育総務課長：市教育委員会の所管に関する事項 |
|--|

(3) 非常体制

震度5強以上の地震が発生した場合には、市長は、市災害対策本部を設置します。また、災害対策本部長は、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、被災地域の自主防災組織等と連携した応急対策活動を行います。

① 就業時間中の初動期の体制と行動

ア 市災害対策本部の設置基準又は設置の要請に基づき、本部事務局を設置し、応急対策及び災害復旧活動を実施します。

イ 参集状況を確認するため、職員参集システムにより動員を行います。

ウ 全職員は、市災害対策本部の指示に基づき行動します。

エ 施設の管理者は、迅速に施設及び周辺地域の被害状況を把握し、所管課に報告します。

オ 学校や高齢者施設など、多数の人々が利用する施設の管理者は、児童、生徒や施設利用者の安全確保を図ります。

カ 避難所及び現地災害対策本部として指定されている市民活動センター等では、当該施設の職員及び指定職員が避難所や現地災害対策本部の開設準備を始めます。

キ 市は、現地災害対策本部において、自治会、自主防災組織等と協力して救助活動を行うとともに、消火活動を支援します。

② 就業時間外（夜間、休日等）の初動期の体制と行動

参集状況を確認するため、職員参集システムにより動員を行います。

災害対策動員計画に基づき、直ちに市役所、市民活動センター等、その他の非常参集場所に参集します。その際、情報収集を行いながら参集します。

③ 業務継続計画に基づく業務執行体制の確保

災害によって、市が被害を受けた場合、平常時の体制から災害対策本部体制へ迅速に移行します。職員配置の調整等に対応するため、業務継続計画を発動して、通常業務を原則中止し、市民の身体・生命を守ることを最優先に、人的資源を集中的に投入します。また、人的資源等に不足が生じる場合は受援計画に基づき、防災関係機関、自治体、企業・NPO等に支援を要請するとともに、ボランティア等も積極的に活用します。

④ 応急活動の留意点

ア 市災害対策本部の弾力的運営

災害時において、数多くの応急対策を同時並行的に行うことが要求されます。そのため、災害状況によっては各部・各課の任務にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に人員を投入するなど、弾力的な人員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施します。

イ 災害対策要員のローテーション

応急活動の長期化が想定される場合、本部事務局は、応急活動要員のローテーションについて、職員の健康管理に留意した基本の方針を示し、各部長が各部・各課の業務を考慮して決定します。

⑤ 行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、以下の事項を県（統括部）に報告します。報告の第1報は、原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告します。その上で、応援職員の派遣などの必要な支援を要請します。

ア トップマネジメントの機能について

イ 人的体制の充足について

ウ 物的環境（庁舎施設等）の状況について

3 水防活動（風水害）

風水害が発生した場合は、被災者の救助、保護及び生活の支援を迅速に行うため、状況に応じ市災害対策本部を設置します。比企広域消防本部、自主防災組織、事業所及びその他防災関係機関と連携し、災害情報を収集し、応急対策活動を行います。

【風水害等の配備基準】

| 区分 | 体制 | | 配備基準 | 活動内容 |
|----|------------------------|----|---|--------------------------------|
| L1 | 情報収集体制 (災害情報連絡室の設置) | | 気象警報等の発表が予想される場合又は台風が接近し被害発生が予想される場合 大規模火災、列車・航空機等の事故で副市長が必要と認めたもの | 情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動 |
| L2 | 警戒体制 (災害警戒本部の設置) | | 災害の発生が予想される場合(台風直撃等)又は水防警報の発表、水位周知がされた場合 | 被害状況調査及び緊急体制に準じた避難を主体とした応急対策活動 |
| L3 | 非常体制 (市災害対策本部の設置) | 1号 | 特別警報が発表された場合又は相当規模の災害の発生が予想される場合 | 応急対策活動に即応できるように必要と認める職員を配備して活動 |
| | | 2号 | 激甚な災害が発生した場合 | 組織及び機能の全てを挙げて活動 |

東松山市災害対策動員計画を参照

(1) 情報収集体制

台風等の接近によって風水害の発生が予想される場合、国土交通省や気象庁等の防災気象情報等を活用し、雨量等の気象情報及び河川水位の必要な情報を収集します。

(2) 警戒体制

① 情報の集約及び分析

- ア 関係機関から気象、河川等の情報を収集します。
- イ 自主防災組織と相互に連絡を取り、地区の状況を把握します。
- ウ 水防監視班を派遣し、水害が発生しやすい地域の情報を把握します。
- エ 比企広域消防本部、東松山消防団及び東松山警察署等と相互に連絡を取り、情報を交換します。
- オ 収集した情報を集約及び分析し、被害状況等を的確に判断します。
- カ 水防上危険であると認める箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

② 水防監視班による状況把握と活動

- ア 市は、水防監視班を編成するため、各防災拠点に指定職員の動員を行います。
- イ 水防監視班は、あらかじめ定められた場所へ出動し、河川やその周囲の状況、

堤防の異常等を確認します。

ウ 調査及び収集した情報は、電子データにより、危機管理防災課へ報告します。

エ 道路被害が発生又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて通行止め等の措置を行います。

オ 水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため班員を随時交代させます。

カ 既に決壊や越水などが発生していると思われる箇所状況把握については、夜間や雨風が激しい状況下の場合、水防監視班の身の安全が確保できる状況になるまで待機します。

③ 備蓄資機材、活動の準備

ア 災害の発生に備え、土のう作り及び土のう輸送の準備をします。また、水害が発生しやすい地域には、防災活動を行う応援職員を待機させます。

イ 軽微な被害が発生した場合、現地に担当職員を派遣します。

ウ 必要となる資機材の数量、運搬ルートを確認します。また、資機材が使用又は損傷により不足が生じた場合は直ちに補充します。

④ 県の備蓄資機材の活用

備蓄している資機材が不足する場合は、県の備蓄資機材を東松山県土整備事務所長の承認を受けて使用します。

| 種別 | 所在地 |
|-----------|-------------------|
| 水防倉庫（都幾川） | 東松山市上唐子 1669-3 地先 |

⑤ 消防機関への出動要請

水防警報等が発せられたとき、又は台風、豪雨により河川が増水し、水防上必要があると認めたととき、市長は、比企広域消防本部及び消防団に出動又は出動準備を要請します。

(3) 非常体制

① 水害が発生しやすい地域における活動

ア 軽微な被害が発生した場合、現地に担当職員を派遣します。

イ 担当職員は、住民との協力のもと、消防職員及び消防団員とともに、土のう積み等の応急活動を行います。

ウ 避難指示を発令した場合は、市は避難者を安全な避難所へ誘導します。ただし、対応が困難な場合は、必要により東松山警察署及び比企広域消防本部へ協力を要請します。

② 市民への提供情報

ア 防災行政無線、広報車、ホームページ、SNS、登録制メール、Lアラートによるデータ放送等により情報の提供を行います。

イ 当該地区の自治会長等に連絡し、地区における情報の周知を依頼します。

ウ 要配慮者への情報提供は、電話、FAX、電子メール等の手段により行いま

す。

③ 自主防災組織の活動等

ア 水害が発生しやすい地域では、自治会、自主防災組織等を中心に情報を把握し、市及び比企広域消防本部等の防災関係機関と相互に連絡をとり、的確な状況判断を行います。

イ 自治会、自主防災組織等は、連絡網等を通して、地域住民への情報提供を行います。

ウ 被害が発生するおそれがあるときには、土のう積み等を行います。

エ 被害が発生した場合は、市職員、消防職員及び消防団員と協力し、水防活動を行います。

④ 水防措置の実施

監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、関係機関と協力し、水防措置を実施します。

なお、水防措置を実施している市職員、消防団員等が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先するものとします。

⑤ 水防作業上の措置

ア 緊急通行の実施

水防のため緊急措置の必要がある場所に移動する場合、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地等を通行することができます。

なお、緊急通行の権限を行使することによって損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償します。

イ 警戒区域の設定

水防上緊急措置の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができます。

ウ 身分証明書の所持

調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければなりません。

⑥ 決壊時の処置

ア 通報

市長又は比企広域消防本部消防長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を河川管理者及び隣接市・町長に通報します。

イ 警察官の出動要請

堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるとき、市長は、警察署長に対して警察官の出動を要請します。

ウ 住民等の水防義務

市長又は比企広域消防本部消防長は、必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができます。

エ 避難のための立ち退き

県知事は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、立ち退きを指示します。

水防管理者は、立ち退き予定地、経路及び可能な処置を設定し、あらかじめ住民に周知徹底します。

水防管理者が立ち退きを指示する場合は、直ちに警察署長に通知します。

また、立ち退きを指示した場合は、その状況を河川管理者に速やかに報告します。

オ 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に低下し、かつ危険がなくなったときなど、区域内の水防活動の必要がなくなったと認めた場合は、水防解除を命ずるとともに、消防団、市民等に周知し、河川管理者に報告を行います。

4 風防活動（風水害）

暴風に対する情報収集及び被害への対応を迅速に実施します。

市は、大雨洪水注意報、警報などが発表されていない場合で、暴風警報、暴風雪警報が発表された場合に、風水害の配備体制に基づき風防体制を配備して対応します。

5 土砂災害防止活動（風水害）

土砂災害に対する情報収集及び被害への対応を迅速に実施します。

土砂災害に関する予防・事前対策等は、同章第2節第2の「8 土砂災害の予防」の項目を参照します。

（1）土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と熊谷地方気象台が共同で発表します。

また、国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表します。

土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の発表は、同章第6節第3の2の「（3）土砂災害警戒情報」及び「（4）土砂災害緊急情報」を参照します。

（2）情報収集及び伝達

市は、次の事項に留意し、情報の収集及び伝達を行います。

- ① 局地的な降雨等の情報を把握するとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況を把握します。この場合、住民の安全に関する情報を最優先

に収集し、伝達します。

- ② 土砂災害の発生が予想される場合は、関係する住民等に対し、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示、伝達を行います。具体的に危険が予想される区域の住民に対しては、戸別伝達に努めます。
- ③ 土砂災害警戒区域等を含む自治会や要配慮者関連施設について、土砂災害警戒情報等が発令された場合、把握している時間雨量と累加雨量等の情報を電話、FAX等により伝達します。
- ④ 提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、適時適切なタイミングで情報提供を行います。

(3) 土砂災害警戒区域等内の住民への対応

具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一義とし、迅速かつ適切な避難行動をとるよう具体的な指導を行います。また、要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣住民の協力を得て、避難誘導を行います。

(4) 二次災害の防止

市は、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講じます。

- ① 降雨時の気象情報等を十分に把握します。
- ② 崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視を実施します。
- ③ 安全が確認されるまで、崩壊危険箇所周辺の住民の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等を実施します。
- ④ 降雨継続時における崩壊危険箇所については、その周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等、安全に留意した崩壊防止措置を実施します。
- ⑤ 人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集します。被害規模に関する概括的情報を含め、把握ができた範囲から順次、県に報告します。
- ⑥ 発災後の降雨等による二次的な土砂災害の発生を防ぐ、又は軽減するため、土砂災害危険箇所の点検を行います。その結果、危険性が高いと判断した箇所については、住民及び関係機関に周知し、適切な警戒避難体制の整備など応急対策を行います。
- ⑦ 気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報や、安否情報、ライフライン、交通施設等に関する情報等を適切に提供します。その際、要配慮者に配慮した情報の伝達を行います。

6 応急措置

市は、県から応急措置の指示を受けた場合、必要な応急措置を速やかに実施します。必要があると認めるときは、県や他の防災関係機関等に対し、応急措置の実施を要請します。

7 警備活動

県内に大規模な地震が発生した場合、県警察本部及び東松山警察署はそれぞれ所要の警備体制を確立するとしています。

市は、県、消防機関、その他関係機関とともに、東松山警察署が行う次に掲げる活動について、緊密に協力・連携します。

- ・情報の収集、伝達及び広報
- ・警告及び避難誘導
- ・人命の救助及び負傷者の救護
- ・交通秩序の維持
- ・犯罪の予防検挙
- ・行方不明者の捜索、検視及び死体の調査
- ・漂流物等の処理
- ・その他治安維持に必要な措置

8 消防活動

地震に伴って発生する火災や危険物の漏洩などによる二次災害を防止します。そのため、消防機関は、迅速な応急対策活動を実施し、危険物管理者等は必要な安全措置を講じます。

(1) 配備動員体制

消防長は、大規模な地震が発生した場合、基準に従って災害対策本部等を設置し、職員を招集します。

(2) 比企広域消防本部の活動内容

① 情報収集及び伝達

ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握するとともに、初動体制を整えます。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処します。

② 応援隊の受入れ

応援隊の受入れを準備し、応援隊を受け入れます。

③ 同時多発火災への対応

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行います。

イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行います。

ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行います。

エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先します。

オ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護に必要な消防活動を優先します。

④ 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定します。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧します。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。

⑤ 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行います。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定します。

⑥ 災害状況による消防活動

地震災害は、地震の規模や発生時刻により、被害の程度が大きく異なります。そのため、臨機応変な消防活動を行い、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援が受けられるようにします。

(3) 消防団の活動内容

① 出火防止

地震により、火災等の災害が発生すると予測された場合、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を住民に広報します。また、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図ります。

② 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは比企広域消防本部と協力して行います。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行います。

③ 救急救助

比企広域消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送します。

④ 避難誘導

避難指示がなされた場合、これを住民に伝達します。また、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させます。

⑤ 情報の収集

比企広域消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報を収集します。

⑥ 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を比企広域消防本部と協力して行います。

(4) 応援要請

① 手続

ア 消防長は、比企広域消防本部の消防力では対応が困難と判断したときは、県下消防相互応援協定等に基づき応援を要請します。

イ 市長は、災害の状況、比企広域消防本部の消防力及び県内の消防相互応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、県知事に緊急消防援助隊の出動を要請します。なお、県知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に要請します。

② 内容

応援要請を行う場合は、次の事項を明らかにします。

なお、緊急を要する場合には、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付します。また、被害が甚大で状況把握が困難な場合は、その旨を連絡し、要請を行います。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・災害発生日時・災害発生場所・災害種別・人的及び物的被害の状況・応援部隊の種別及び部隊数・応援要請資機材・応援部隊集結場所・その他必要な事項 |
|---|

(5) 応援の受入体制

① 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の出動を要請した場合には、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、緊急消防援助隊調整本部（以下「調整本部」という。）が設置されます。調整本部は、被災市町村が複数の場合には県に、一つの場合には当該市町村に設置され、緊急消防援助隊の受入体制を整えます。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認

ウ 活動拠点の確保

(6) 危険物対策

第6編の「第2節 危険物等災害対策計画」を参照します。

第5節 受援計画の推進

第1 基本方針

応急対策を実施するに当たり、市の行政機能だけでは対応できない事態となった場合には、市災害対策本部の決定に基づいて、他自治体、公共機関、企業、NPO、ボランティアなどによる応援を要請します。それらの支援を最大限に生かすため、市は、迅速かつ円滑な支援の受入体制を整備します。

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|-------------|-----------------|
| 1 受援対象業務の選定 | 2 相互応援・受入体制の整備等 |
|-------------|-----------------|

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|---------------|--|
| 市 | 危機管理防災課 各課 | <ul style="list-style-type: none"> 東松山市業務継続計画の策定に関すること。 協定の締結に関すること。 応援受入体制の整備に関すること。 |
| 関係機関 | その他関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> 協力体制の整備に関すること。 |

1 受援対象業務の選定

市は、応援部隊に対して必要な情報を提供し効果的な活動の実施を要請するため、東松山市業務継続計画を策定し、災害時の受援対象業務を選定します。また、受入れの際は、人的配置やオペレーションを的確に行います。

2 相互応援・受入体制の整備等

(1) 相互応援・受入体制の整備

災害時において、迅速かつ円滑に支援を受け入れることができるよう、近隣自治体はもとより、同時被災の確率の少ない遠隔地の自治体等とも相互応援協定の締結を進めます。

また、公共機関、企業、NPO等と多分野での災害時応援協定を締結し、平常時から訓練及び情報交換等を実施し、応急対応力を強化します。

① 想定される応援

- ア 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
- イ 国によるプッシュ型の物的支援
- ウ 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- エ 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- オ その他国が関与して行われる人的支援（国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、災害派遣医療チーム（DMAT）ほか）
- カ 防災関係機関（日本赤十字社、比企医師会・県看護協会）等による応援

キ 公共的団体による応援

ク ボランティア

② 体制整備に向けた対策

ア 応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備を進めます。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行います。

イ 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備します。

ウ 他自治体、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施します。

エ 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図ります。

(2) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県と市町村が連携し、「彩の国災害派遣チーム」の派遣体制の整備を図ります。

【応援活動の種類と機関】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・災害救助に関連する業務 (例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等)・保健医療の広域応援に関連する業務 (例：医療班、航空機、空港の提供等)・被災生活の支援等に関連する業務 (例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等)・災害復旧・復興に関連する業務 (例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉) |
|---|

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|----------------------|------------|
| 1 県又は指定地方行政機関等への応援要請 | 4 応援の受入れ |
| 2 他自治体及び民間団体との相互協力 | 5 NPO等との連携 |
| 3 防災関係機関等との相互協力 | 6 自衛隊の災害派遣 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|----------------------------|--|
| 市 | 本部事務局 (危機管理防災課、 人事課) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊の派遣要請、受入れに関する事。 ・ 応援要請の受入れに関する事。 ・ 派遣部隊の支援に関する事。 |
| 関係機関 | 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援部隊の派遣要請に関する事。 |
| | その他関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援要請による災害対応の実施に関する事。 |

1 県又は指定地方行政機関等への応援要請

(1) 県又は指定地方行政機関等への応援要請

市は、県又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合、県統括部に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請します。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付します。

| 要請の内容 | 事項 | 備考 |
|--|---|---|
| 県への応援要請又は応急措置の実施の要請 | ①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他必要な事項 | 災害対策基本法第68条 |
| 自衛隊災害派遣要請 | 「6 自衛隊の災害派遣」参照 | 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条 |
| 指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合 | ①派遣又は派遣のあつせんを求める理由 ②派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他参考となるべき事項 | 災害対策基本法第29条 災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17 |
| NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の要求 | ①放送要請の理由 ②放送事項 ③希望する放送日時及び送信系統 ④その他必要事項 | 災害対策基本法第57条 |

(2) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市は、単独では災害対応を十分に実施できない場合、県に対し、「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請します。派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣します。

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において災害対策業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請します。

2 他自治体及び民間団体との相互協力

市は、災害時における相互応援協定や応援協定を締結している他自治体や民間団体に応援を要請する必要があると判断した場合、あらかじめ締結している協定に基づき、速やかに支援を要請します。市は、おおむね次のような事態で適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、応援を求めます。

- ① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行うことができないと判断されるとき。
- ② 他市町村等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動を行うことができると判断されるとき。
- ③ 夜間等、被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であるか、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

資料編「災害時応援協定一覧」を参照

3 防災関係機関等との相互協力

市は、市災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、指定地方行政機関、指定地方公共機関などの防災関係機関及び協定団体に対し速やかに支援を要請します。防災関係機関への支援要請については、支援要請内容を明らかにした上で、所定の手続により実施します。

4 応援の受入れ

市内が甚大な被害を受けた場合、様々な枠組みにより物的・人的応援を受けることになるため、市は、市災害対策本部の本部事務局に受援班（特命班）を設置し、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する対応を実施します。

また、応援団体からのリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう配慮します。

| 配慮事項 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の提供 ・被害状況や受援ニーズ等の情報提供 ・派遣元の災害対策本部会議等への参加機会の提供 ・仮眠場所の提供 ・リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供 ・リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供 ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として適切な空間の確保（会議室のレイアウトの工夫やリモート会議の活用） |

5 NPO等との連携

同章第1節第3の「4 ボランティアとの連携」を参照

6 自衛隊の災害派遣

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請

市は、災害の規模が大きく、被害の拡大が予想される場合、直ちに県を通じて自衛隊の災害派遣を要請します。自衛隊派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行います。

【災害派遣要請の3つの要件】

| |
|--|
| 1 緊急性の原則 差し迫った必要性があること。 |
| 2 公共性の原則 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を保護する必要があること。 |
| 3 非代替性の原則 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。 |

① 派遣要請

市は、自衛隊の派遣要請を行う場合、県知事を通じて次の事項を明記した文書をもって行います。ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、電信、電話等により県に依頼し、事後速やかに文書を送付します。また、緊急避難や人命救助等により、事態が窮迫し、県知事に要請できない場合は、直接、陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）及び陸上自衛隊第1施設団に事態を通報し、後日、所定の手続を速やかに行います。

【災害派遣要請の記載事項】

| |
|------------------|
| 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| 派遣を希望する期間 |
| 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| その他、参考となるべき事項 |

【県知事への要請先】

| 勤務時間内 | 勤務時間外 |
|-----------------|-----------------|
| 危機管理防災部危機管理課 | 危機管理防災部当直 |
| TEL048-830-8131 | TEL048-830-8111 |

【緊急の場合の自衛隊の連絡先（抜粋）】

| 課業時間内 | 課業時間外 |
|---|---|
| 第32普通科連隊 第3科長 TEL048-663-4241 内線 435, 437 | 第32普通科連隊 部隊当直指令 TEL048-663-4241 内線 402 |
| 第1施設団 第3科長又は警備幹部 TEL0480-63-4141 内線 230, 233 | 第1施設団 駐屯地当直指令 TEL0480-63-4141 内線 302 |

② 災害派遣活動

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うものです。その範囲は、生命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとします。

【災害派遣の活動の範囲】

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・行方不明者、負傷者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・炊事及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣 |
|--|--|

③ 自衛隊の自主派遣等

ア 自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができます。

イ 自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長をして部隊等を派遣させることができます。

ウ 自衛隊は、県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性について判断し、適切な措置を行います。

エ 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、次のような場合、部隊等の派遣をすることがあります。

(7) 大規模な地震が発生した場合において、自らの情報収集のための部隊等の派遣

(イ) 通信の途絶等により県等と連絡が不可能である状況で、直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣、また、救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣

(ウ) 地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる場合の部隊等の派遣

オ 自主派遣後、県知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとします。

(2) 派遣部隊の受入体制

① 施設の準備

市は、派遣された部隊に対して、次の施設を準備します。

- ア 災害対策本部事務室及び宿舍
- イ 材料置場
- ウ 駐車場（車1台の基準3m×8m）
- エ ヘリコプター発着場所（2方向に障害物がない広場）

② 連絡窓口の設置調整

派遣された部隊と円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡窓口を設置します。

③ 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対して作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要な十分な資料を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるように配慮します。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

④ 災害派遣部隊の受入れ

市は、災害派遣部隊の受入場所等を、次のとおり確保します。

- ア 受入場所 岩鼻運動公園
- イ ヘリコプター発着場所 東松山陸上競技場、東松山中原球場

(3) 応援部隊の業務縮小・撤収対応

災害派遣部隊の撤収に当たっては、県知事や各機関、派遣部隊と協議の上で決定し、県知事を通じて自衛隊に対し、災害派遣部隊の撤収を要請します。

(4) 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した費用は、市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとします。

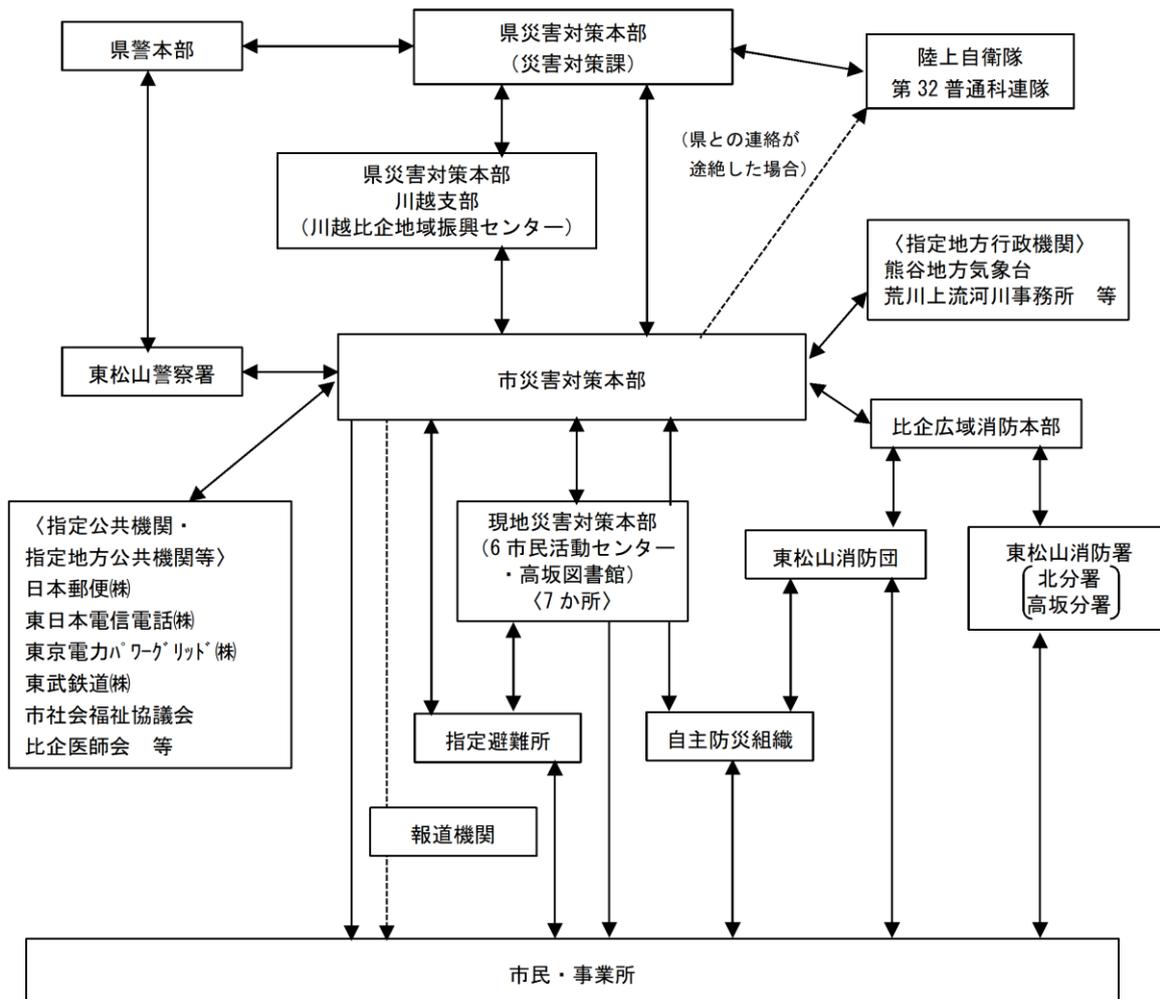
- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④ 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、協議します。

第6節 情報収集・分析・共有・伝達体制の整備

第1 基本方針

市は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、情報の収集・分析・共有・伝達体制の整備を推進します。

【本市の情報連絡網】



第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|----------------|-----------------|
| 1 情報収集体制の整備 | 4 防災行政無線等の整備 |
| 2 情報の分析体制の整備 | 5 情報通信設備の安全対策 |
| 3 情報共有・伝達体制の整備 | 6 災害情報のための電話の指定 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|---------|---|
| 市 | 危機管理防災課 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の整備に関する事。 ・情報処理分析体制の整備に関する事。 ・防災行政無線の整備に関する事。 ・情報通信設備の安全対策の推進に関する事。 |
| | 広報広聴課 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴体制の確保に関する事。 ・ホームページのアクセス集中対策に関する事。 |

1 情報収集体制の整備

市は、市域や施設に関する被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備します。

① 情報収集体制の整備

被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備します。

② 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとします。

2 情報の分析体制の整備

① 災害情報データベースの整備

市は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図ります。災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備します。

② 災害情報シミュレーションシステムの整備

市は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備します。

③ 人材の育成

市は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努めます。

3 情報共有・伝達体制の整備

市は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備します。その際、防災行政無線（戸別受信機を含

む)、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ、ホームページ、登録制メール、緊急速報メール、SNS、Webアプリケーション、Lアラート等を有効に活用します。

4 防災行政無線等の整備

市は、防災行政無線等の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化等を進めます。

① 防災行政無線(固定系)の整備

災害時の避難情報及び災害情報を迅速かつ正確に伝達するため、デジタル方式による防災行政無線(固定系)を整備し、親局を市役所に、遠隔制御局を比企広域消防本部に置き、屋外拡声子局(放送塔)を市内各所に設置しています。

あわせて、防災行政無線の放送を聞くことができる戸別受信機を整備し、伝達方法の多様化を進めています。

② 防災行政無線(移動系)の整備

災害情報の防災拠点間や災害現場と防災拠点において、災害情報を円滑に収集し伝達するため、通信性に優れより実用性が高いIP無線機によるデジタル移動通信システムを整備するとともに、IP無線機との相互通信が可能な衛星無線機を整備し防災拠点の通信設備の強化を進めています。

③ 公衆無線LANの整備

市は、災害時用統一SSIDとして避難者が携帯電話等の輻輳時に安否確認や情報収集等を行うことが可能となる公衆無線LANを市有施設等へ整備します。

資料編「防災行政無線(固定系)一覧」を参照
資料編「防災行政無線(固定系)配置図」を参照
資料編「防災行政無線(移動系)一覧」を参照

5 情報通信設備の安全対策

市は、災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、以下のような安全対策を講じるものとします。

① 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保し、これらの定期的なメンテナンスを行います。

② 地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講じるとともに、各種機器には転倒防止措置を施します。

③ 通信回線のバックアップ

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討します。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努めます。

6 災害情報のための電話の指定

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとします。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|--------------------|--------------------|
| 1 災害情報の収集・分析・共有・伝達 | 3 異常な現象発見時の通報（風水害） |
| 2 気象台・河川管理者等からの情報 | 4 広報広聴活動 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------------------|---|
| 市 | 本部事務局 (危機管理防災課) | ・気象情報の伝達、周知に関する事 ・安否情報の照会に関する事 |
| | 本部事務局 (広報広聴課) | ・災害時の広報に関する事 ・臨時広報紙等の発行に関する事 ・報道機関等への情報提供に関する事 |
| | 本部事務局 (政策推進課) | ・被害情報の集約及び伝達に関する事 |
| | 市民課 | ・被災者相談窓口に関する事 |
| | 地域支援課 | ・巡回相談に関する事 |
| | 各課 | ・被害情報の収集、伝達に関する事 |
| 関係機関 | 国 | ・洪水予報等の発表、解除に関する事 |
| | 県 | ・気象情報の伝達に関する事 ・洪水予報等の発表、解除に関する事 ・震災相談連絡会議の開催に関する事 |
| | 県警本部 | ・気象情報等の伝達に関する事 |
| | 熊谷地方気象台 | ・警報等の発表、解除に関する事 |

1 災害情報の収集・分析・共有・伝達

市民、事業所、市及び防災関係機関が的確な応急対策活動を行うため、市は、県や防災関係機関と相互に密接な連携を図りながら、災害情報を収集し、的確に把握し、分析するとともに、多様な方法で伝達及び提供を進めます。通信機器が被害を受けた場合でも活動できる体制を確立します。

(1) 通信連絡体制の整備

県及び防災関係機関との緊密な連絡体制を整備し、有線電話が途絶し、又は途絶するおそれがある場合には、県防災行政無線又は衛星通信ネットワークを活用します。

全ての連絡機器が使用不可能な場合は、消防機関のほかアマチュア無線、タクシー無線その他の無線による情報収集の協力を依頼します。

全ての通信が途絶した場合は、連絡員の派遣を行います。

(2) 地震情報の収集伝達

市は、地震情報を計測震度計等により把握し、登録制メール等を用いて市民に周知します。

(3) 緊急地震速報の伝達

気象庁が緊急地震速報を発表した場合、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メ

ール機能を含む)等を通して住民に伝達されます。

市においても、全国瞬時警戒システム(J-ALERT)経路による防災行政無線等の効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用して、市民への迅速かつ的確な緊急地震速報の伝達を行います。

(4) 災害情報の収集・分析・共有

① 実施体制

市は、庁内各課において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報を、次の実施体制により収集、整理及び伝達します。

ア 各課は、担当業務に係わる被害状況及び応急復旧状況に関する情報を収集し、各部で取りまとめ、速やかに本部事務局へ報告するとともに、担当職員を本部事務局へ派遣します。

イ 本部事務局は、各課から報告された情報を、派遣された担当職員とともに整理し、市災害対策本部へ報告します。また、各課・各拠点に整理した被害情報を伝達します。

ウ 市災害対策本部は、災害情報を分析、判断します。県、防災関係機関及び市民に広報する必要がある情報を各課に伝達、指示します。各課は、災害情報を関係機関及び市民に伝達、広報します。

| 収集する災害情報 | 被害内容・対象 | 担当課 |
|-------------------|---------------------------------|---------------------|
| 人的被害 | 死者、行方不明者、負傷者 | 危機管理防災課 健康推進課 |
| 住家被害 | 全壊(全焼)、半壊(半焼)、一部損壊、床上浸水、床下浸水、流出 | 住宅建築課 課税課 |
| 非住家及び動産被害 | 事務所、店舗、自動車、家財その他の住家以外の物 | 収税課 |
| 公共土木・建築施設等の被害・復旧① | 道路、河川、橋梁 | 建設管理課 道路課 河川課 |
| 公共土木・建築施設等の被害・復旧② | 公園施設 | 都市計画課 |
| 公共土木・建築施設等の被害・復旧③ | 市営住宅 | 住宅建築課 |
| ライフライン施設の被害・復旧① | 水道 | 水道施設課 |
| ライフライン施設の被害・復旧② | 下水道、し尿処理施設 | 下水道施設課 |
| ライフライン施設の被害・復旧③ | ガス、電気、電話 | 危機管理防災課 |
| 社会福祉施設の被害・復旧 | 社会福祉施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設 | 障害者福祉課 高齢介護課 |
| 環境衛生施設の被害・復旧① | ごみ処理施設 | 廃棄物対策課 |
| 環境衛生施設の被害・復旧② | 火葬場 | 環境政策課 |

| 収集する災害情報 | 被害内容・対象 | 担当課 |
|---------------|------------------------------|-------------------------|
| 医療施設の被害・復旧 | 医療機関の被害、市民病院の被害 | 健康推進課 市民病院 |
| 商工業・農業の被害・復旧 | 商工業施設等、農産物、農業施設 | 農政課 商工観光課 |
| 火災等の被害・復旧 | 消防庁舎、火災及び危険物等による被害 | 比企広域消防本部 |
| 教育・保育施設の被害・復旧 | 保育施設、幼稚園、市立学校、給食施設、市立学校以外の施設 | 教育総務課 学校教育課 保育課 |
| 社会教育施設の被害・復旧 | 市民活動センター、体育館、図書館、文化財 | 地域支援課 生涯学習課 スポーツ課 |
| 公共交通施設の被害・復旧 | 鉄道、バス | 危機管理防災課 |
| 市庁舎の被害・復旧 | 市庁舎、ステーションビル | 管財課 |

② 初動期の情報収集体制

初動期の災害情報は、早期の応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請及び災害時応援協定による要請等の判断をするための情報として、特に重要です。本部事務局は、次のとおり被害情報等を迅速かつ的確に収集します。

- ア 参集職員からの災害情報を収集します。
- イ 各市民活動センター等からの災害情報を収集します。
- ウ 東松山警察署、比企広域消防本部等からの災害情報を収集します。
- エ 自治会、自主防災組織からの災害情報を収集します。
- オ アマチュア無線、タクシー無線、郵便事業所、市民等から被災他の情報を収集します。

③ 市民及び事業所との連絡体制

現地災害対策本部（防災地区拠点）と各地域との連絡体制を確保するとともに、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織と協力して、避難の支援を行います。

また、災害時の連絡手段を提供できる事業所に対して、情報収集や伝達の協力を要請します。日本郵便(株)東松山郵便局やタクシー会社などから情報提供を受けます。

④ 被災者支援システム等の運用

市は、震災発生直後から被災者台帳の作成、罹災証明の交付、避難所、仮設住宅の管理、安否情報の提供等に資するため、被災者支援システムや安否確認システムの運用を行います。

⑤ 風水害時に収集すべき情報

風水害時に市及び比企広域消防本部が収集すべき情報は、次のとおりです。

【警戒段階で収集する情報】

| 情報項目 | 情報の内容 | 収集時期 | 収集源 | 伝達手段・経路 |
|---------------------------|---|---------------|--|--|
| 警報・注意報、気象情報 雨量等気象情報の収集 | ①予警報の内容 予想される降雨及び災害の程度 ②降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 | ①発表後即時 ②随時 | ・熊谷地方気象台 ・気象庁（アメダス雨量等） ・降水短時間予報 ・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 | ・テレビ ・ラジオ ・防災情報システム ・防災行政無線 ・消防無線 ・電話 ・防災情報提供システム（気象庁） |
| 河川水位、内水等の情報の収集 | ①河川の水位等 河川水位、流量等の時間変化 ②内水の状況 | ①随時 ②随時 | ・国土交通省の情報システム ・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・市、消防本部の警戒員 ・自主防災組織、住民 | ・テレビ ・ラジオ ・防災情報システム ・防災行政無線 ・消防無線 ・電話 ・防災情報提供システム（気象庁） |
| 災害危険箇所等の情報の収集 | 河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象 | 異常の覚知後即時 | ・市、消防本部の警戒員 ・自主防災組織、住民 | ・電話 ・防災行政無線 ・消防無線 |
| 住民の動向 | ①警報段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ②自主避難の状況 | 避難所収容の後 | ・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災組織 | ・電話 ・防災行政無線 ・消防無線 |

【発災段階で収集する情報】

| 情報項目 | 情報の内容 | 収集時期 | 収集源 | 伝達手段・経路 |
|------|---|------------|---|--------------------------------------|
| 発災情報 | ・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）、浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水による浸水状況 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況（発生箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的、人的被害に関する情報 特に死傷者等の人的被害及び発災の予想される事態に関する情報 | 発災状況の覚知後即時 | ・市、消防本部の調査員 ・警察、防災関係機関 ・市民、自主防災組織等 ・国・県のホットライン | ・電話 ・防災情報システム ・防災行政無線 ・消防無線 |

| 情報項目 | 情報の内容 | 収集時期 | 収集源 | 伝達手段・経路 |
|-------|--|-----------------|--|--|
| 発災情報 | ライフラインの被災状況 ・ 応急対策の障害となる各道路 ・ 橋梁 ・ 鉄道 ・ 電気 ・ 水道 ・ ガス ・ 電話 ・ 通信施設等の被災状況 | 被災後、被害状況が把握された後 | ・ 各ライフライン関係機関 | ・ 電話 ・ 防災情報システム ・ 防災行政無線 ・ 消防無線 |
| 住民の動向 | ・ 発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） | 避難所収容の後 | ・ 避難所管理者 ・ 避難所担当職員 ・ 消防、警察 ・ 自主防災組織 | ・ 防災行政無線 ・ 消防無線 ・ 電話 |

【復旧段階で収集する情報】

| 情報項目 | 情報の内容 | 収集時期 | 収集源 | 伝達手段・経路 |
|---------------|---|-----------------|----------------------------|------------------|
| 全体的な被害状況 | 地区ごとの物的、人的被害の確定値 | 豪雨が一応終息した段階 | ・ 市職員（各課） | ・ 電話 ・ 防災行政無線 |
| 住民の避難に関する状況 | ①避難所周辺の状況 ②避難住民に必要な措置事項 ③避難者の状況 ・ 開設された避難所名 ・ 収容人数（世帯数） ・ 避難した住民の地区名 ・ 開設・収容、閉鎖の日時 ④食料、物質等の調達、支給状況 | 避難所収容後事態が収まった段階 | ・ 市職員 | ・ 電話 ・ 防災行政無線 |
| ライフラインの復旧の見通し | ①電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 ②道路、橋梁の破損、復旧状況 ③電気・水道・ガス施設の破損、復旧状況 ④その他 | 豪雨の終息とともに即時着手 | ・ ライフライン関係機関 ・ 各道路管理関係者 | ・ 電話 ・ 防災行政無線 |
| その他の状況 | ①応急復旧工事等の実施、進捗状況 ②消毒、大型ごみの回収の必要性 ③その他 | 豪雨の終息とともに即時着手 | ・ 市職員（各課） ・ 各防災関係機関 | ・ 電話 ・ 防災行政無線 |

(5) 災害情報の伝達

市は、災害時において、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム（使用できない場合はFAX等）で県に報告します。

① 情報の収集

- ア 災害情報の収集に当たっては、東松山警察署と緊密に連携するものとします。
- イ 被害の程度の調査に当たっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意します。また、相違のある被害報告については、市災害対策本部への報告前に調整するようにします。
- ウ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにします。
- エ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとします。
- オ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、東松山警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとします。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡します。なお、死者、行方不明者の数については、県が一元的に集約・調整を行います。また、県は、人的被害の数について、広報を行う際には、市と密接に連携しながら適切に行うとしています。
- カ 要配慮者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報共有を行うものとします。

② 情報の報告

市は、被害状況等について、次により県に報告するものとします。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告します。

被害速報は発生速報と経過速報に区分します。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告するものとします。なお、報告すべき災害は次のとおりです。

【報告すべき災害】

- ・災害救助法の適用基準に合致するもの
- ・県又は市が災害対策本部を設置したもの
- ・災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ・災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ・災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ・地震が発生し、市内で震度4以上を観測したもの
- ・その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

ア 発生速報

災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力します。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告します。

イ 経過速報

災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合を除き、2時間ごとに逐次必要事項を入力します。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告します。

ウ 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後、7日以内に文書で報告します。

エ 報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告します。なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告します。

- | |
|----------------------------|
| ・電話 048-830-8111 (直通) |
| ・防災行政無線 (発信特番) -200-6-8111 |

③ 災害情報の伝達方法

ア 非常電報及び緊急電報の利用

防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55、56条の規定に基づき、非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとします。

イ 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が災害対策基本法第57条の規定に基づいて、災害情報通信のための通信施設を優先使用するものとします。有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲は次のとおりです。

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| ・警察機関 | ・消防機関 | ・水防機関 | ・航空保安機関 | ・気象業務機関 |
| ・鉄道事業所 | ・電気事業所 | ・鉱業事業所 | ・自衛隊 | |

ウ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- (ア) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要し、特別の必要があると認めるとき。
- (イ) 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

エ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- (ア) 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議

して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくもの
とします。

- (イ) 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電
話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議するもの
とします。

オ 非常通信の利用

災害時において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のために、有
線通信を利用することができないか又は著しく困難であるときは、電波法（昭
和25年法律第131号）第52条の規定に基づいて非常通信を行うものとし
ます。非常通信の運用方法は次のとおりです。

【通信文の内容】

- ・人命の救助に関すること。
- ・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- ・電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- ・非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- ・遭難者救援に関すること。
- ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- ・鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- ・災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

【非常通信に関する照会先】

- ・ 関東総合通信局無線通信部陸上第二課
- ・ 電話 03-6238-1776（直通）
- ・ FAX 03-6238-1769

2 気象台・河川管理者等からの情報

市は、応急対策を適切に実施するため、気象台・河川管理者等と相互に密接な連
携をしながら、迅速かつ的確に災害情報を収集します。

(1) 気象台からの情報

① 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、熊谷地方気象台により、「特別警報」「警
報」「注意報」が、県内の市町村ごとに発表されます。また、大雨や洪水などの
警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔か

つ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合があります。

② 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、二次細分区域（市町村単位）に区分して発表します。また、特別警報・警報・注意報の発表に当たり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもあります。なお、天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表します。

市は、一次細分区域として北部、二次細分区域の市町村をまとめた地域名として北西部に該当します。

【特別警報・警報・注意報の概要】

| 種 類 | 概 要 |
|------|--|
| 特別警報 | ○大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報 |
| 警 報 | ○大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報 |
| 注意報 | ○大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報 |

【特別警報・警報・注意報の種類概要】

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概 要 |
|----------------|---------|--|
| 特 別 警 報 | 大雨特別警報 | ○大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当 |
| | 大雪特別警報 | ○大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 暴風特別警報 | ○暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 暴風雪特別警報 | ○雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| 警 報 | 大雨警報 | ○大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 |
| | 洪水警報 | ○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 |

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概要 |
|----------------|--------|--|
| 警 報 | 大雪警報 | ○大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風警報 | ○暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風雪警報 | ○雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| 注意報 | 大雨注意報 | ○大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| | 洪水注意報 | ○河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| | 大雪注意報 | ○大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 強風注意報 | ○強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 風雪注意報 | ○雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 |
| | 濃霧注意報 | ○濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 雷注意報 | ○落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 |
| | 乾燥注意報 | ○空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 |
| | なだれ注意報 | ○「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 着氷注意報 | ○著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| | 着雪注意報 | ○著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| | 融雪注意報 | ○融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 |
| | 霜注意報 | ○霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概要 |
|----------------|-------|--|
| 注意報 | 低温注意報 | ○低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 |

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方气象台）】

| 種類 | | 発表基準 |
|------|-----|---|
| 特別警報 | 大雨 | ○台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 【確率値を用いた場合の指標】 以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル（危険度分布）又は洪水キキクル（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している場合に大雨特別警報を発表します。 ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現 【指数値を用いた場合の指標】 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表します。 |
| | 暴風 | ○数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 【台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）】 「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。 ①台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。 ②温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。 |
| | 暴風雪 | ○数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 【台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）】 上記と同様 |
| | 大雪 | ○数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 【雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）】 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表します。 |
| 警報 | 大雨 | （浸水害）表面雨量指数基準：21 （土砂災害）土壌雨量指数基準：128 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 市野川流域=23.5、和田吉野川流域=13.5、九十九川流域=6.5、滑川流域=14.7、角川流域=7.2、和田川流域=9.6 |

| 種 類 | | 発表基準 |
|-------------|-------|---|
| 警報 | 洪水 | 複合基準 市野川流域= (8, 23.2)、九十九川流域= (8, 5.8)、滑川流域= (16, 11.3)、都幾川流域= (8, 26.7) |
| | | 指定河川洪水予報による基準 入間川流域 [入西・野本], 荒川 [熊谷] |
| | 暴風 | 平均風速 20m/s |
| | 暴風雪 | 平均風速 20m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | 降雪の深さ 12時間降雪の深さ 10cm |
| 注意報 | 大雨 | 表面雨量指数基準: 10 土壌雨量指数基準: 92 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 市野川流域=18.8、和田吉野川流域=10.8、九十九川流域=5.2、滑川流域=11.7、角川流域=5.7、和田川流域=7 |
| | | 複合基準 市野川流域= (5, 18.8)、和田吉野川流域= (9, 7.6)、九十九川流域= (8, 4.2)、滑川流域= (5, 10.2)、和田川流域= (5, 7)、都幾川流域= (8, 18.2) |
| | | 指定河川洪水予報による基準 入間川流域 [入西・野本] |
| | 強風 | 平均風速 11m/s |
| | 風雪 | 平均風速 11m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | 降雪の深さ 12時間降雪の深さ 5cm |
| | 雷 | 落雷等で被害が予想される場合 |
| | 濃霧 | 視程 100m |
| | 乾燥 | 最小湿度 25% 実効湿度 55% |
| | 低温 | 夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下 |
| | 霜 | 早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下 |
| | 着氷・着雪 | 著しい着氷(雪)で被害が予想される場合 |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量 100mm |
| 顕著な大雨に関する情報 | | 1 前3時間積算降水量(5kmメッシュ)が100mm以上の分布域の面積が500km ² 以上 2 1.の形状が線状(長軸・短軸比2.5以上) 3 1.の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上 4 1.の領域内の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において土砂災害警戒情報の基準を超過(かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を超過 |

※警報・注意報発表基準一覧表(令和5年6月8日現在)

③ 各種気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表されます。

ア キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

| 種類 | 概要 |
|---------------------------|---|
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※ | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※ | <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再認識等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 |
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p> |
| 流域雨量指数の予測値 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。 |

イ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県など）で発表されます。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1となります。

ウ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表されます。

エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県北部など）で気象庁から発表されます。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。

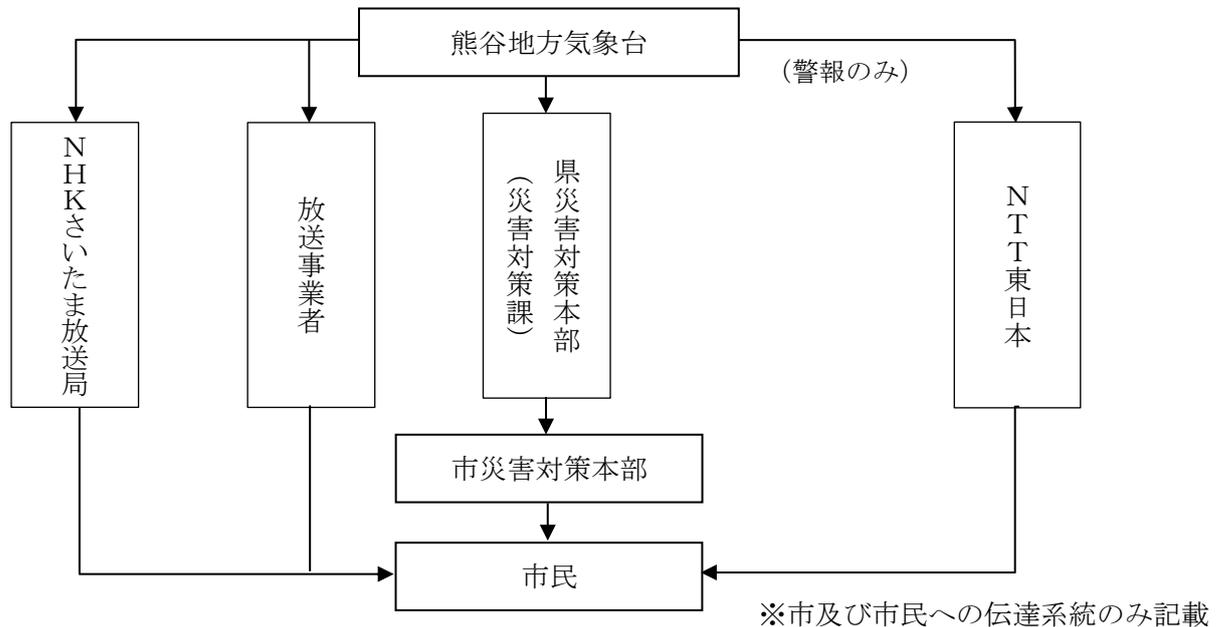
また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表されます。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間です。

オ その他の気象情報

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがあります。

【気象警報等の伝達系統図】



(2) 水防情報

① 洪水予報

水防法及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく洪水予報は、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して、国

土交通大臣と気象庁長官又は県知事と気象庁長官により、発表される警報及び注意報です。

【洪水予報河川】

| 河川名 | 観測所 | 地先名 | 水位 (m) | | |
|-----|-----|-----------|--------|--------|--------|
| | | | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
| 荒川 | 熊谷 | 熊谷市榎町 | 3.50 | 5.00 | 5.50 |
| 越辺川 | 入西 | 坂戸市大字沢木 | 3.00 | 3.00 | 3.20 |
| 都幾川 | 野本 | 東松山市大字下押垂 | 3.50 | 3.70 | 4.10 |

【洪水予報の種類】

| 種類 | 概要 |
|----------------------------|--|
| 氾濫発生情報 (洪水警報) 警戒レベル5相当 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す。 |
| 氾濫危険情報 (洪水警報) 警戒レベル4相当 | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる。 |
| 氾濫警戒情報 (洪水警報) 警戒レベル3相当 | 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる。 |
| 氾濫注意情報 (洪水注意報) 警戒レベル2相当 | 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる。 |

② 水位周知

水防法に基づく水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報に関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものです。

【水位周知河川】

| 河川名 | 観測所 | 地先名 | 水位 (m) | | |
|-----|------|--------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
| 市野川 | 天神橋 | 東松山市松山 | A. P. 19.25 | — | A. P. 19.58 |
| | 慈雲寺橋 | 吉見町江綱 | A. P. 16.50 | A. P. 16.92 | A. P. 17.90 |

【水位周知の種類】

| 種類 | 概要 |
|--------|------------------------|
| 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき。 |
| 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 |
| 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。 |
| 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位に到達したとき。 |

③ 水防警報

水防法に基づく水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものです。

【国が水防警報を行う河川】

| 河川名 | 観測所 | 地先名 | 水位 (m) | | | | |
|-----|-----|---------------|---------|--------|--------|--------|-------------|
| | | | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | HWL (計画高水位) |
| 越辺川 | 入西 | 坂戸市 大字沢木 | 2.00 | 3.00 | 3.00 | 3.20 | 3.99 |
| 都幾川 | 野本 | 東松山市 大字下押垂 | 2.00 | 3.50 | 3.70 | 4.10 | 5.84 |

【県が水防警報を行う河川】

| 河川名 | 観測所 | 地先名 | 水位 (m) | | | | |
|-----|------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | | | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | HWL (計画高水位) |
| 市野川 | 天神橋 | 東松山市 松山 | A. P. 18.00 | A. P. 19.25 | — | A. P. 19.58 | A. P. 20.480 |
| | 慈雲寺橋 | 吉見町 江網 | A. P. 15.30 | A. P. 16.50 | A. P. 16.92 | A. P. 17.90 | A. P. 18.951 |

【水防警報の種類と発表基準】

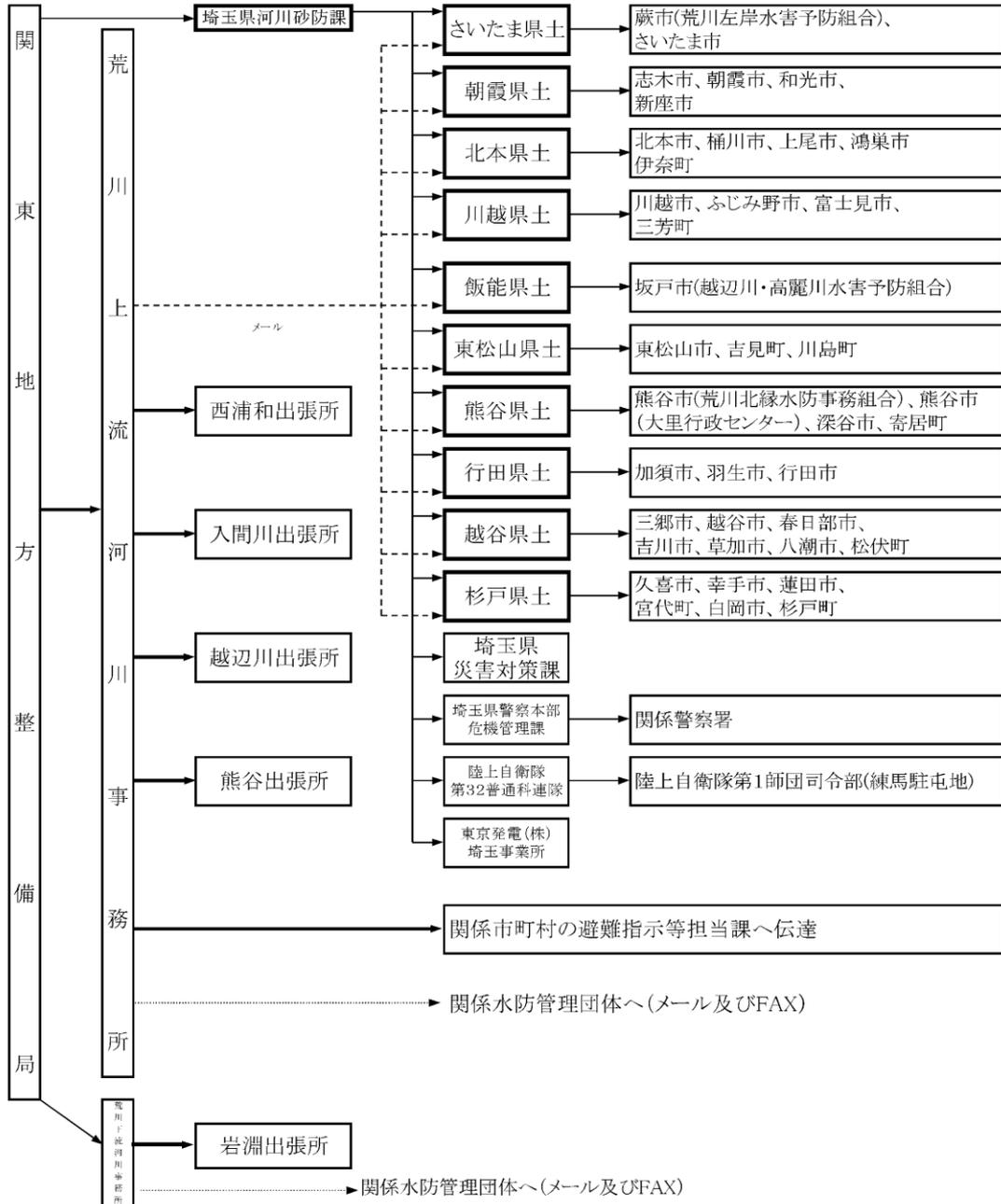
| 種類 | 内容 | 発表内容 |
|----|---|-------------------------------|
| 待機 | 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。 |
| 準備 | 水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 | 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。 |

| 種類 | 内容 | 発表内容 |
|-----|---|--|
| 出 動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。 |
| 指 示 | 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。 | 氾濫注意情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。 |
| 解 除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 | 氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

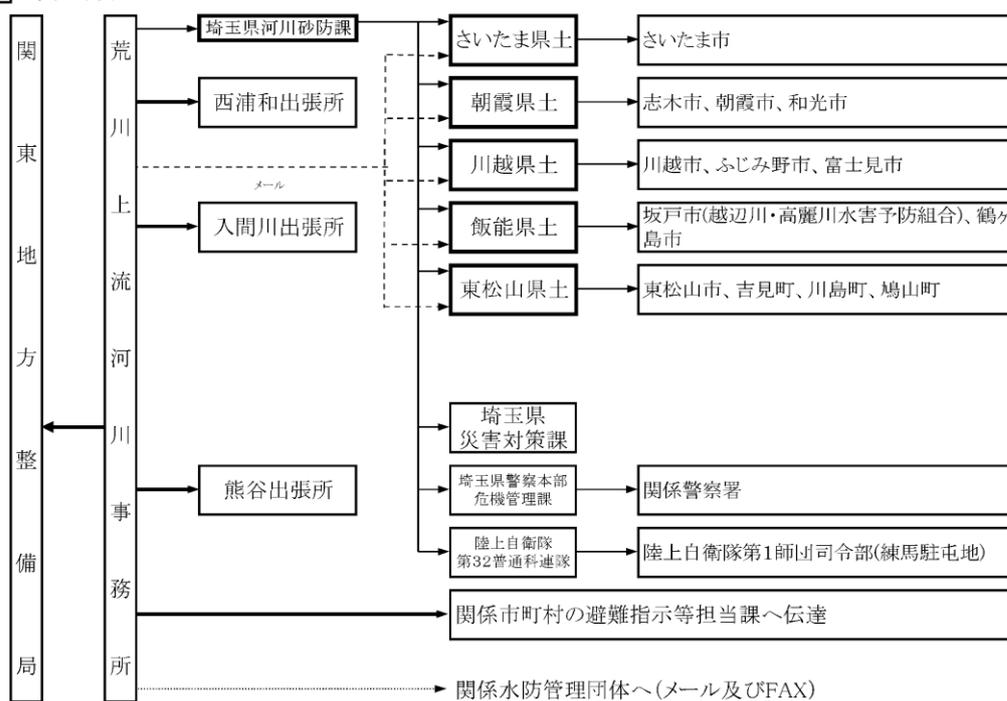
※地震による堤防の漏水、沈下の場合は、上記に準じて水防警報を発表します。

④ 洪水予報の伝達系統

1 荒川



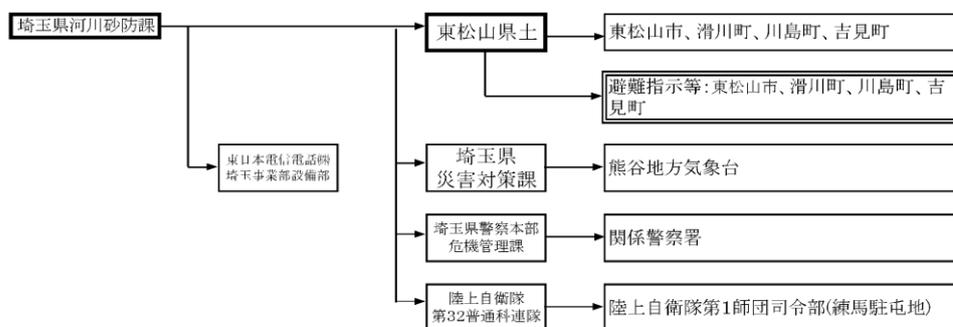
2 入間川流域



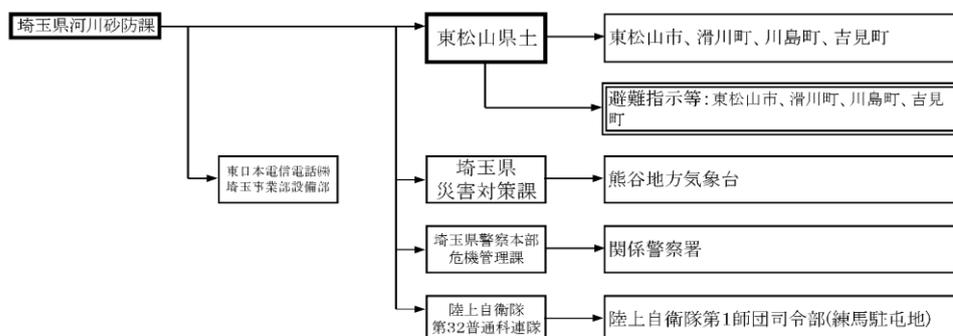
※入間川流域は越辺川と都幾川が該当

⑤水位周知の伝達系統

1 市野川・天神橋観測所

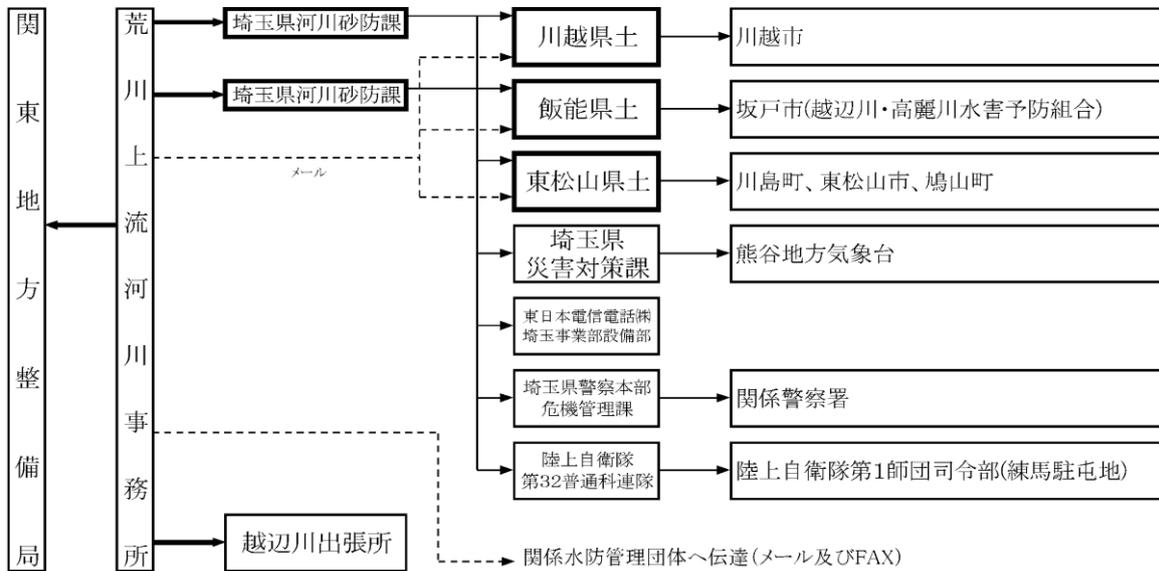


2 市野川・慈雲寺橋観測所

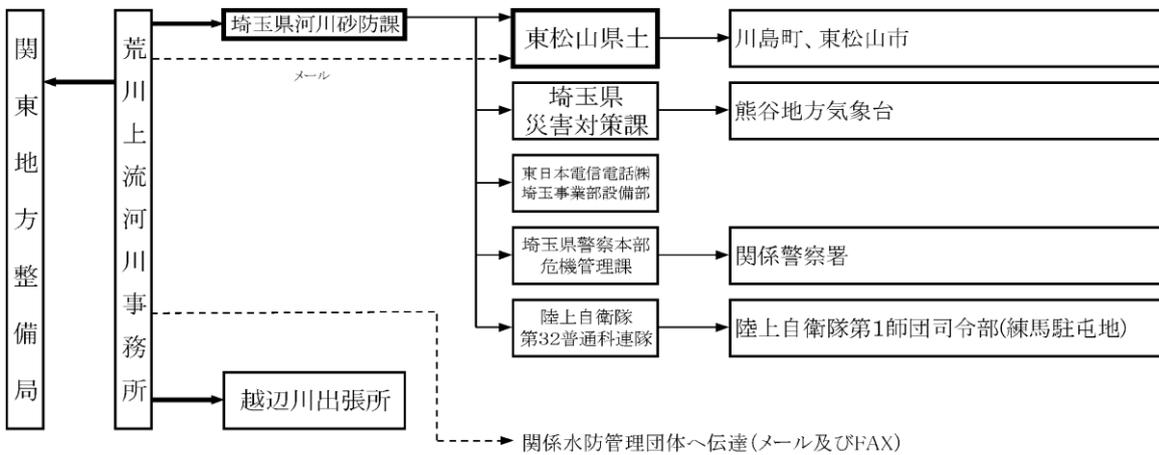


⑥水防警報の伝達系統

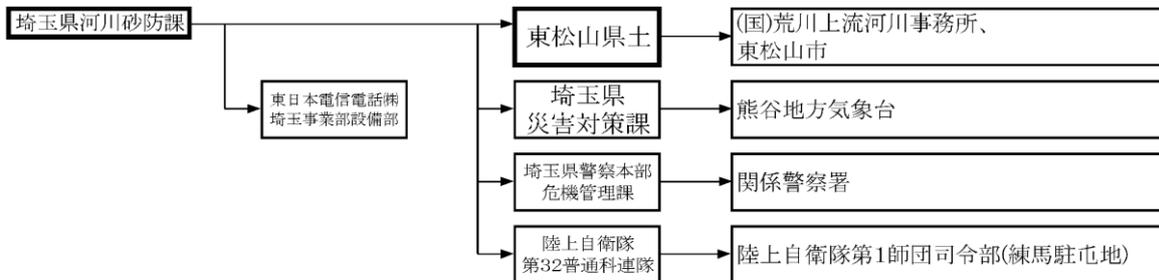
【越辺川 入西観測所】



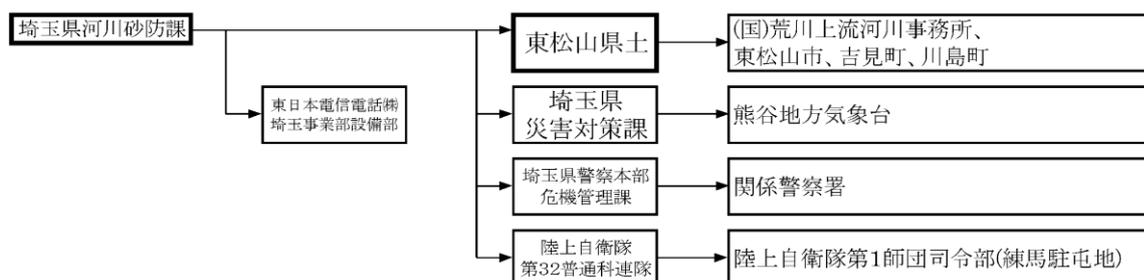
【都幾川 野本観測所】



【市野川 天神橋観測所】



【市野川 慈雲寺橋観測所】



(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と熊谷地方気象台が共同で発表します。この情報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができます。

① 発表及び解除

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に、県と熊谷地方気象台が協議して行います。

ア 発表基準

大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合

イ 解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

② 伝達系統

伝達系統は、「(1) 気象特別警報・警報・注意報等」のとおりです。

(4) 土砂災害緊急情報

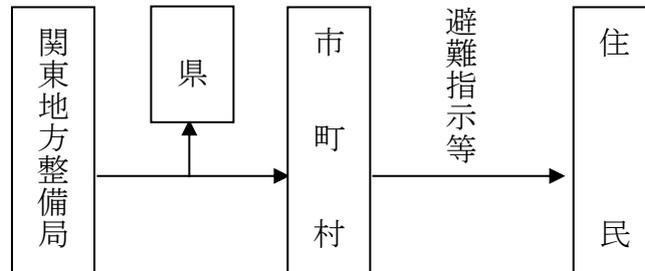
国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表します。

なお、土砂災害緊急情報の伝達系統は、次のとおりです。

【土砂災害緊急情報の伝達系統】

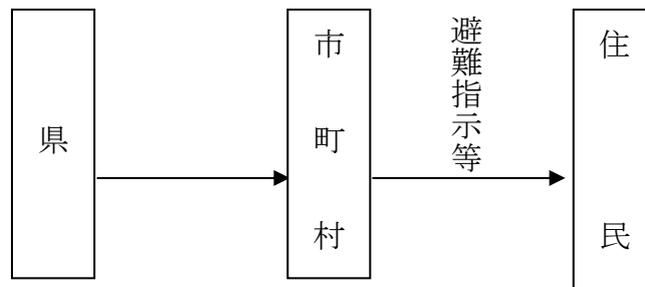
＜国が緊急調査を行う場合＞

- ・火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
- ・河道閉塞による湛水
- ・河道閉塞による湛水を原因とする土石流



＜県が緊急調査を行う場合＞

- ・地すべり



(5) 火災気象通報

消防法に基づいて、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達されます。

【火災気象通報の通報基準】

- ・最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- ・平均風速が11m/s以上。ただし、降雨・降雪中は除く

(6) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市町村防災担当課責任者等へ電話連絡します。

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ・台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合

- ・実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替をした場合
- ・特別警報を警報に切り替えた場合

※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

また、市が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができます。

(7) 気象警報等の伝達

市長は、熊谷地方気象台、県等から気象警報等の伝達を受けたときは、関係機関、住民、その他関係団体に伝達します。(災害対策基本法第56条)

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などの手段により住民へ周知するものとします。

(8) 勤務時間外における気象警報等の伝達

市は、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備します。

① 当直者の配置

市は、夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直者として市職員又は委託業者の職員(以下「当直者」という。)を配置します。

② 関係各課の担当者への連絡等

当直者は、気象警報等が伝達された場合は「気象警報等の伝達先一覧」に基づき、関係各課であらかじめ指定された職員に連絡します。なお、大雨洪水注意報及び各種警報が伝達された場合は、必要に応じ情報収集、連絡等を行います。

3 異常な現象発見時の通報(風水害)

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領によります。

(1) 発見者の通報

災害時に異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報します。何人も、通報が最も迅速に到着するように協力します。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報します。

(2) 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、気象庁その他の防災関係機関に通報します。

【気象庁(熊谷地方気象台)に伝達する事項】

○気象に関する事項
著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強いひょう等が発生した場合

○火山及び地震に関する事項
噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象、数日間にわたり頻繁に感ずるような地震等が発生した場合

4 広報広聴活動

市は、災害時に市民が適切な行動をとれるよう、正確かつ迅速な広報広聴活動を実施します。

(1) 住民への広報

① 初動期の広報

市からの直接的な呼びかけが混乱を防止する上で極めて重要であることから、市は、できる限り迅速にこれらを行うとともに、あらゆる手段を用いて広報します。

ア 広報内容

- ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関する事項
- ・市災害対策本部の対策状況
- ・災害救助活動状況
- ・被害状況に関する情報
- ・県、警察、自衛隊等の関係機関の対策状況
- ・公共交通機関の運行状況及び道路交通規制情報
- ・電話の通話状況
- ・避難所の開設状況及び支援物資提供等の支援情報
- ・電気、ガス、水道等の状況
- ・流言、飛語の防止に関する情報

イ 広報手段

- ・防災行政無線による広報
- ・市の広報車、ホームページ、SNS、登録制メール等による広報
- ・記者クラブ、ケーブルテレビ、Lアラートによるデータ放送等報道機関への情報提供による広報

② 生活再開期の広報

市民生活の再開の程度に応じて、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組み合わせ、それぞれの対象者に広報を実施します。

広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行います。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを踏まえ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮します。特に、停電や通信障害発生時では、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等や広報車の巡回周知を行うなど、適切な提供体制を整備します。

ア 広報内容

- 第1期（3日から1週間程度）避難所を中心に行います。
 - ・電気、ガス、水道等の復旧状況（復旧プロセスや復旧目安等を可能な限り周知）
 - ・公共交通機関の復旧情報
 - ・生活の基礎情報（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の情報も含む）
 - ・安否情報
 - ・相談窓口の開設情報
 - ・被災者生活再建支援に関する情報
- 第2期（2週間から3週間）
市民に対する通常の行政サービスに関する情報
- 第3期（4週間以後）
 - ・災害関連の行政施策情報
 - ・通常の行政サービス情報

イ 広報手段

- 避難所内の避難者
 - ・広報紙の配布
 - ・防災行政無線放送
 - ・登録制メール
 - ・広報車
 - ・掲示板
 - ・郵送
- ※罹災証明書の交付情報や応急仮設住宅の住居情報から把握した市民の所在地に郵送することで、的確に情報提供を実施します。
- 避難所外の避難者
 - ・公共施設での広報紙の配布及び伝達情報の掲載
 - ・報道機関への情報提供

ウ 臨時広報紙の発行

市は、被災者が情報から孤立しないように、臨時広報紙を発行し、避難所や各市民活動センターに配架するとともに、被災者宅への訪問時の配布や郵送を行います。

（2）要配慮者への広報

外国人に対する多言語による広報、視聴覚障害者に対してのFAXや文字・音声放送による対応など、要配慮者に配慮した広報を行います。

（3）帰宅困難者への広報

災害時に交通機関が停止した際に発生が予想される帰宅困難者に対する広報については、次のとおり実施します。

① 本市域以外における帰宅困難者への広報

発災時刻によっては、本市域以外に通勤通学者が取り残されることが予想され

るため、災害用伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法について周知します。

② 市内に残った帰宅困難者への広報

鉄道事業者・警察と連携し、市内に残された帰宅困難者に対し、次の広報を実施します。

- ・被災状況
- ・交通機関の復旧状況
- ・一時滞在施設、避難所
- ・その他必要事項

(4) 報道機関等への情報提供

市は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝達するため、報道機関に必要な情報を発表します。

また、被害状況により必要と認められる場合には、県に対して報道機関等による広報の協力要請を行います。

(5) 広聴活動

被災者等への個別聴取又はアンケート調査の結果や応急対策の実施状況を踏まえ、防災関係機関と連携を図り、被災者の要望、苦情等の収集を行います。必要に応じて、県に広聴活動の協力を要請します。

また、県の関係機関と連携し、市災害対策本部及び現地災害対策本部に相談窓口を開設し、市民や被災者の相談に対応します。

県が開設する「埼玉県震災コーナー」の活用を図るとともに、県の災害情報相談センターの業務に協力します。震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催します。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認します。また、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成します。

① 設置等を行う相談窓口

- ・市役所、市民活動センターでの被災者相談窓口の設置（電話相談窓口を含む）
- ・避難所での巡回相談
- ・他機関（県、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

② 相談内容

- ・罹災証明書の交付
- ・義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付
- ・倒壊家屋の処理
- ・住宅の応急修理、仮設住宅の入居、住宅のあっせん
- ・その他生活相談
- ・事業再建相談
- ・個別専門相談（法律、医療）

- ・ライフライン相談
- ・消費生活相談
- ・安否確認相談

③ 多数の電話問合せ対応

市は、市民からの電話問合せが多数発生し、業務に支障が考えられる場合、臨時コールセンターの設置や委託などによって、対応窓口の一元化を図ります。

(6) 安否不明者等の氏名等公表

① 安否不明者等の氏名等公表

県や市、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとします。

② 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、可能な限り安否情報を回答します。回答に当たっては、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するとともに、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答します。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めます。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないようにするなど、個人情報の管理を徹底する措置を講じます。

ア 照会者の確認事項等

(ア) 照会者の氏名、住所

(イ) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

(ウ) 照会をする理由

イ 照会者の区分によって提供可能な情報は次のとおりです。

(ア) 被災者の同居の親族：被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先、その他安否の確認に必要と認められる情報

(イ) 被災者の親族（上記を除く）又は職場の関係者：被災者の負傷又は疾病の状況

(ウ) 被災者の知人等：安否情報の有無

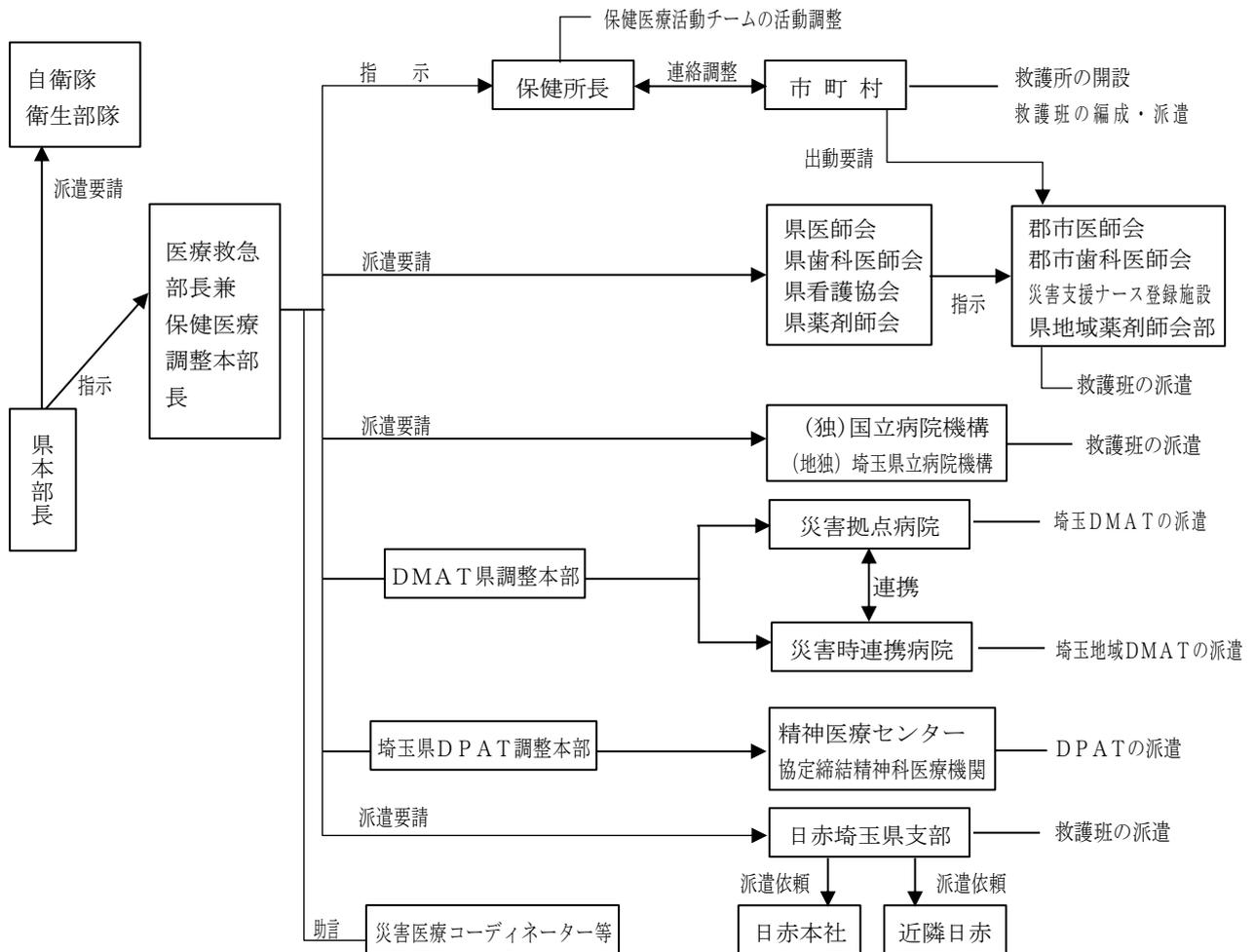
第7節 医療救護等対策

第1 基本方針

1 基本方針

市は、県、防災関係機関等と連携し医療救護体制を確立するとともに、防疫対策、遺体の埋火葬等、復旧対策に取り組みます。

【災害時の医療活動の実施主体と役割】



2 現況

(1) 日本赤十字社との委託契約

県は、日赤埼玉県支部との間で、災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関する事項の委託に関する契約を結んでいます。委託事務の種類は避難所の設置、医療、助産、死体の処理です。

(2) 救急医療機関の指定

令和3年4月現在、県内には救急病院が178、救急診療所が14の合計192

機関が救急医療機関として指定されています。なお、市では救急病院が6機関指定されています。

【市内の救急病院】

| 病院名 | 所在地 | 電話 |
|-------------|------------------|--------------|
| 東松山医師会病院 | 東松山市神明町 1-15-10 | 0493-22-2822 |
| 医療法人埼玉成恵会病院 | 東松山市大字石橋 1721 | 0493-23-1221 |
| 大谷整形外科病院 | 東松山市大字下野本 517 | 0493-24-5333 |
| 東松山市立市民病院 | 東松山市大字松山 2392 | 0493-24-6111 |
| シャローム病院 | 東松山市大字松山 1496 | 0493-25-2979 |
| 武蔵嵐山病院 | 東松山市大字上唐子 1312-1 | 0493-81-7700 |

(3) 災害拠点病院

令和3年4月現在、県内には災害拠点病院が22病院、うち3病院が災害医療に
 関して中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院として整備されています。

【災害拠点病院】

| 災害拠点 病院区分 | 病 院 名 | 所 在 地 |
|-------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 基幹災害 拠点病院 | 川口市立医療センター | 川口市西新井宿180 |
| | 埼玉医科大学総合医療センター | 川越市鴨田1981 |
| | さいたま赤十字病院 | さいたま市中央区新都心1-5 |
| 地域災害 拠点病院 | 自治医科大学附属さいたま医療センター | さいたま市大宮区天沼町1-847 |
| | 北里研究所メディカルセンター | 北本市荒井6-100 |
| | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院 | 久喜市小右衛門714-6 |
| | 深谷赤十字病院 | 深谷市上柴町西5-8-1 |
| | 獨協医科大学埼玉医療センター | 越谷市南越谷2-1-50 |
| | さいたま市立病院 | さいたま市緑区三室2460 |
| | 防衛医科大学校病院 | 所沢市並木3-2 |
| | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院 | 川口市西川口5-11-5 |
| | 埼玉医科大学国際医療センター | 日高市山根1397-1 |
| | 社会医療法人壮幸会行田総合病院 | 行田市持田376 |
| | 社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院 | 久喜市上早見418-1 |
| | 独立行政法人国立病院機構埼玉病院 | 和光市諏訪2-1 |
| | 草加市立病院 | 草加市草加2-21-1 |
| | 埼玉医科大学病院 | 入間郡毛呂山町毛呂本郷38 |
| | 社会医療法人さいたま市民医療センター | さいたま市西区島根299-1 |
| | 医療法人社団愛友会上尾中央総合病院 | 上尾市柏座1-10-10 |
| | 医療法人徳洲会羽生総合病院 | 羽生市下岩瀬446 |
| (地独) 埼玉県立病院機構埼玉県立小児 医療センター | さいたま市中央区新都心1-2 | |
| 医療法人社団東光会戸田中央総合病院 | 戸田市本町1-19-3 | |

(4) 災害時連携病院

県は、令和3年度から、災害時における傷病者の適切な医療を確保するため、災害拠点病院と連携し、中等症患者や容態の安定した重症患者等の受入れ等の役割を担う医療機関を、埼玉県災害時連携病院として整備することとしました。

令和5年12月22日現在、県内で21、川越比企保健医療圏で3の医療機関が指定されています。

【災害時連携病院（川越比企保健医療圏）】

| 病 院 名 | 所 在 地 | 電話番号 |
|---------------|-----------------|--------------|
| 医療法人埼玉成恵会病院 | 埼玉県東松山市石橋1721 | 0493-23-1221 |
| 日本赤十字社小川赤十字病院 | 埼玉県比企郡小川町小川1525 | 0493-72-2333 |
| 東松山市立市民病院 | 埼玉県東松山市松山2392 | 0493-24-6111 |

【災害時連携病院のイメージ図】



(5) 県特別機動援助隊（埼玉SMART）

県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる県防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMATの3機関で編成されています。県知事の指示又は要請に基づき、地震による建物倒壊や列車脱線事故などの災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行います。

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|-------------|--------------------|
| 1 医療救護体制の整備 | 3 埋火葬のための資材、火葬場の確保 |
| 2 保健衛生体制の整備 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|-----------------|----------------------------------|
| 市 | 健康推進課 | ・医療救護体制の整備に関する事 ・浸水家屋の消毒に関する事 |
| | 市民病院 | ・医療救護体制の整備に関する事 |
| | 高齢介護課 子育て支援課 | ・被災者の入浴支援に関する事 |
| | 環境政策課 | ・火葬場、葬祭用品に関する協定に関する事 |
| 関係機関 | 医師会等 | ・医療救護班の体制整備に関する事 |
| | 自主防災組織 | ・自主救護体制の整備に関する事 |

1 医療救護体制の整備

災害時に、迅速かつ的確に医療救護を実施するため、平常時から初動医療体制等の整備を推進します。

(1) 医療システムの整備

- ① 医師会等との協議により、市民病院をはじめとする各地域の救急医療機関等の活用、救護所による医療体制を確立します。
- ② 避難所において軽症者を対象とした医療の実施に向け、市民病院を含め、比企医師会や在住医師及び東松山保健所との連携を図ります。
- ③ 重症者の治療を要請する災害拠点病院と、災害時の協働体制を確立します。
- ④ 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供する広域災害救急医療情報システム（EMIS）の更なる活用を進めます。

(2) 初動医療体制の整備

市は、比企医師会、比企郡市歯科医師会、東松山薬剤師会、県看護協会川越・比企支部等及び自主防災組織と協議し、初動医療体制を整備します。

① 救護所の設置

市災害対策本部は、地区の防災拠点、市民病院等に救護所を設置し、比企医師会に対して救護所及び被災地への医師の派遣を要請します。

- ・設置場所は、被災地に近接する避難所等とします。
- ・通信機器等の必要資機材の整備を図ります。

② 医療救護班・歯科医療救護班の編成

災害時に医師、助産師、看護師、薬剤師、歯科医師等により医療救護班・歯科医療救護班を編成するよう初動体制を整備します。

③ トリアージ・タッグ（傷病者選別標識）の周知徹底

市及び医師会等医療機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を識別表示したトリアージ・タグの周知徹底を図ります。

資料編「トリアージ・タグ」を参照

④ 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、避難所などにおいて、軽微な負傷者に対し応急救護活動等を実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を行い、応急救護能力を強化します。

⑤ 医薬品等の確保

災害時に使用する医薬品等については、県、医師等の専門家の助言を受け、学校保健室の備品を活用し、又は、比企医師会、東松山薬剤師会、医療機関、薬局等から入手できるよう協定を締結するなど、調達体制を確立します。

【医薬品等備蓄場所一覧（県防災計画から抜粋）】

| 施設名称 | 住 所 | 電話番号 |
|--------|----------------|--------------|
| 中央防災基地 | 川島町大字上猪 111-1 | 049-297-7416 |
| 東松山保健所 | 東松山市若松町 2-6-45 | 0493-22-0280 |

令和5年4月現在

⑥ 地域医療連携の推進

市は、比企医師会、比企地域内医療機関との連携強化のため、ICTを活用し、地域医療連携を推進するとともに、実効性を高めるための訓練を実施します。

(3) 後方医療体制の整備

市は、救護所や市内の医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備します。

① 搬送体制の整備

搬送計画は次のとおりです。

○搬送順位

・負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ搬送順位の基準を定めます。

○搬送経路

・負傷者の搬送経路に当たっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定めます。

○ヘリコプター搬送

・負傷者等の緊急搬送のため、災害時の臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）等を活用します。

② 臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）の設置

市は、交通途絶状況下での輸送力を確保するため、臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）を設置します。

【臨時ヘリポート（ドクターヘリ飛行場外離着陸場一覧：東松山市内）】

| 番 号 | 名 称 |
|------|------------------|
| HK17 | 東松山陸上競技場（岩鼻運動公園） |
| HK63 | 岩鼻運動公園（駐車場） |
| HK64 | 駒形公園（駐車場） |
| HK65 | 大岡運動広場 |
| HK70 | 都幾川リバーサイドパーク |
| HK80 | 唐子中央公園 |
| HK81 | 野本運動公園 |
| HK82 | ぼんどう山第1公園 |

令和5年4月1日現在

資料編「災害時の臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）一覧」を参照

2 保健衛生体制の整備

（1）保健衛生活動

市は、保健師等による巡回健康相談や避難所の衛生対策の確認等を行い、被災者の心のケアを含めた保健衛生の活動体制を整備します。

（2）被災者の入浴支援

災害時において、自宅等での入浴が困難な被災者に対し、市有施設や民間入浴施設を活用した入浴支援を行います。乳児の沐浴など、子育て中の被災者に対しても、同様の支援を行います。そのため、民間入浴施設とは災害時応援協定を締結するなど、事前の対策を進めます。

（3）浸水家屋の消毒

市は、風水害による浸水家屋の消毒については、その対応方法や有効性をあらかじめ整理し、周知します。

（4）感染症まん延防止における予防方法の確認

市は、災害時における感染症まん延防止のため、その予防方法についての広報及び健康状態のチェックを徹底するとともに、感染者が確認された場合には、国、県からの協力要請に基づき、対応を図ります。

3 埋火葬のための資材、火葬場の確保

埋火葬のための資材、火葬場の確保については、災害時に棺、ドライアイス等の資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要性が生じる場合に備えて、事前対策を進めます。

（1）火葬場の確保

比企広域市町村圏組合の東松山斎場を使用し、火葬を原則とします。火葬場が不足する場合には、あらかじめ、他の市町村と協定を締結した上で、応援要請を行い

ます。

(2) 葬祭式場等の確保

遺体の搬送及び葬祭式場等については、事業所との協定に基づき確保を図ります。

(3) 遺体収容所の選定

死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認が行えるなどの条件を備えた施設を遺体収容所として、事前に指定するよう取り組みます。

(4) 埋火葬のための資材の確保

震災時に棺、ドライアイス、遺体袋等の埋火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じる場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進めます。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|----------|-------------|
| 1 初動医療体制 | 3 遺体の捜索及び収容 |
| 2 保健衛生活動 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------------------|---|
| 市 | 本部事務局 (危機管理防災課) | <ul style="list-style-type: none"> ・要救助現場の情報収集と対処に関する事。 ・行方不明者等の捜索に関する事。 |
| | 健康推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置に関する事。 ・応急医療活動の支援に関する事。 ・避難者の健康管理に関する事。 ・浸水家屋の消毒に関する事。 ・医薬品等の調達・供給に関する事。 |
| | 市民病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・救護所の設置に関する事。 ・応急医療活動の支援に関する事。 ・避難者の健康管理に関する事。 ・医薬品等の調達・供給に関する事。 |
| | 高齢介護課 子育て支援課 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の入浴支援に関する事。 |
| | 環境政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の収容及び埋火葬に関する事。 |
| 関係機関 | 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療活動チームの派遣に関する事。 ・傷病者の搬送に関する事。 ・栄養指導班の派遣に関する事。 ・医薬品等の調達・供給に関する事。 |
| | 医師会等 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の派遣に関する事。 |
| | 比企広域消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・救出救助活動に関する事。 |
| | 消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ・救出救助活動に関する事。 |

1 初動医療体制

(1) 救出・救助体制の整備

比企広域消防本部は、災害時に対しては、被災者の安全を確保するとともに、人心の安定を図るため、迅速な救援、救護活動を実施します。

① 人命救助活動

災害発生直後においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により、広域的に多数の人命救助の要請があると予想されます。人命救助は、初動期において、最も重要かつ緊急性の高い活動であり、市は、消防機関と総力をあげて活動に当たります。また、自治会、自主防災組織、事業所、市民及び警察機関と連携を図り、必要に応じて、自衛隊、県及び防災関係機関の応援を要請します。

ア 救出・救助活動方針

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・救命活動の優先 ・重傷者優先の原則 ・幼児・高齢者優先の原則 ・火災現場付近優先の原則 ・救助・救急の効率重視の原則 |
|---|

イ 救出・救助出動の優先順位

○救助出動の優先順位

- ・危険物、毒劇物、可燃性ガスの流出及び漏洩事故
- ・百貨店等多数の者を収容する建築物の倒壊事故
- ・電車の衝突事故、転覆事故
- ・一般建築物、工作物（橋梁等）の倒壊事故
- ・がけ崩れ等の事故
- ・その他の事故

○出動途上における留意点

- ・火災を現認した場合は、直ちに本部に報告し、消防団、地域の住民に協力を求めます。
- ・救助対象を現認した場合、出動先の救助対象よりも重大で優先順位が高い場合は、その内容を本部に報告し、順位の高い現場に出動します。救助救急出動の途上でも、救助対象の発見に努めます。

ウ 救出・救助現場活動の留意点

- ・救助の順位と効率を重視
- ・火災現場付近における救出を優先
- ・消防団員及び一般住民への協力要請
- ・負傷者の救急搬送
- ・負傷者に対する応急措置
- ・救護所の設置

② 救助活動の取組

現地災害対策本部は、市民と協力して救助活動に取り組みます。

埼玉SMARTは、現地災害対策本部の情報を把握し、消防機関や東松山警察署等と協力して救助活動に取り組みます。

③ 行方不明者の捜索

建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者が発生することが予想されます。速やかに行方不明者の安否確認を行うため、市、消防機関、東松山警察署、自主防災組織等は協力して捜索活動を行います。

④ 傷病者搬送

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断します。

比企広域消防本部及び防災関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請し、重傷者などが発生している場合は、必要に応じて県に防災ヘリコプターの手配を要請します。

要請を受けた、比企広域消防本部及び防災関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、搬送先医療機関の受入体制を十分に確認した上で、搬送します。

(2) 初期医療体制

① 医療機関による診療の継続

被災した医療機関は、診療可能な場合、負傷者の受入体制を整え、診療を継続します。

② 被災医療機関の対応

ライフライン被害や施設自体への被害によって診療が不可能な医療機関は、比企医師会、市等に確認した上で、救護所又は診療可能な医療機関に医療スタッフを派遣します。また、医療機関内に保管している医療用資機材や医薬品等を救護所又は診療可能な医療機関に供給します。

(3) 医療救護活動

市は、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、保健師等による医療支援班を編成します。災害の種類及び程度に応じて、比企医師会及び市民病院に医療救護班の編成と派遣を要請します。

なお、市は、市の能力をもってしても十分でないと認められるとき、又は災害救助法適用後、医療救護及び助産の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請します。

① 医療救護活動の実施

医療救護班は、救護所で傷病者に対する応急処置、トリアージの実施、軽症者に対する医療行為等を実施します。医療救護班の活動内容は、次のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 傷病者に対する応急処置・ トリアージの実施・ 搬送不能で生命への危険性が高い重傷者に対する医療・ 軽症者に対する医療・ カルテの作成・ 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請・ 助産救護・ 死亡の確認・ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施） |
|---|

② 医薬品等の調達

医療支援班は、県や関係機関、業者等、医薬品を取り扱う関係者を通じて医薬品等の調達を行い、適切な医薬品等の供給を図ります。また、血液が必要な場合は、県に要請します。

③ 災害救助法の措置（災害救助法が適用された場合の費用等）

医療及び助産に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求します。

2 保健衛生活動

(1) 避難者の健康管理の実施

市は、避難者の感染症予防等を図るため、医療支援班の保健師等が避難所等を巡回します。なお、避難者による自己診断が可能なチェックシートを準備するなど、避難生活における疾病予防に取り組みます。また、市職員や他自治体からの応援職員の心のケアを含めた健康管理を行います。

(2) 県による保健衛生活動の実施

県は、災害状況に応じて、埼玉DPATの派遣や心のケアセンターの設置による精神保健活動を、また、栄養指導班の派遣による栄養指導を実施します。

(3) 被災者の入浴支援

市は、災害により自宅等での入浴が困難となった被災者に対して、市有施設等を活用し、入浴支援に取り組みます。

① 市有施設の利用可能状況の把握

市は、市有施設のうち、浴場が使用可能な施設の被害状況を確認します。

② 市有施設の開放

市は、入浴等可能な施設について、被害状況等を確認の上、開放する施設、利用方法等を調整し、被災者に開放します。

【入浴等の利用が想定される市有施設】

| 施設名 | 住所 |
|-------------|----------------|
| 市民福祉センター | 東松山市松本町 1-7-8 |
| 市民健康増進センター | 東松山市大字神戸 885-1 |
| 公立保育園（沐浴のみ） | — |

③ 民間施設への協力要請

市は、状況に応じて、民間入浴施設への協力を要請し、利用方法等を決定します。

④ 入浴支援の周知

市は、広報紙、ホームページ、SNS、登録制メール、報道機関、チラシ等を活用して、被災者に入浴支援の情報を周知します。

⑤ 入浴支援事業の実施等

市は、入浴施設の利用状況等を確認するとともに、民間入浴施設に対する利用料等の支払手続を行います。また、被災状況等を勘案し、入浴支援事業の終了を判断したときは、速やかに被災者に周知します。

(4) 浸水家屋の消毒

市は、浸水家屋の消毒の受付窓口を設置し、希望者から申請を受け付けます。また、申請を受け付けた場合、消毒業者への要請等、速やかに対応します。

3 遺体の捜索及び収容

地震により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に捜索・収容し、検視（見分）及び検案を行った上で、適切に埋火葬を実施します。遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、適切な対応を図ります。

なお、身元が判明しない死亡者については、歯の治療痕やDNA鑑定等の方法により、確認措置を講じます。

① 遺体の捜索

ア 実施者

市は、行方不明者及び遺体の捜索を行います。

イ 対象者

捜索を受けられる者は、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者としてします。

ウ 捜索方法等

行方不明者の捜索方法等は次のとおりです。市は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、比企広域消防本部、消防団などの協力の下に捜索を実施します。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要に応じ、東松山警察署、自衛隊へ協力を要請します。

捜索用の資機材は、市、比企広域消防本部、消防団などが所有するものを使用し、不足した場合は市内の業者等から調達します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・相談窓口は、市庁舎内等に設置します。・詳細情報（住所・氏名・年齢・性別・着衣・その他の特徴）を聞き取ります。・市災害対策本部で把握している情報により死亡者名簿を作成します。・避難所の収容者を確認します。・市のみの捜索が困難な場合は、隣接市町村に捜索の依頼を要請します。 |
|---|

② 遺体の収容

ア 実施者

遺体の処置は、市が行います。ただし、災害救助法が適用された場合は、県及び市が行います。遺体の収容及び処理は、市を中心にして収容処理グループを編成し、収容処理に当たります。

イ 遺体の措置

検視（見分）、検案を終えた遺体は、市内の遺体収容所に搬送し、収容します。遺体には、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺して、氏名などを記載した「氏名札」を棺に貼付します。

遺体の搬送に際しては、関係機関や団体などから車両を手配し、同時に衛生管理上必要な物資（棺・ドライアイス等）を関係業者から調達します。

市は、身元不明の遺体に対して引取人の調査を行います。遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は在住する市町村長に連絡の上、遺体を引き渡します。

③ 災害救助法の措置

災害救助法が適用された場合、遺体の捜索、遺体の処理、埋葬の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求します。

第4 復旧対策

【実施項目】

| | |
|--------|----------|
| 1 防疫対策 | 2 遺体の埋火葬 |
|--------|----------|

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|-------|-----------------|
| 市 | 健康推進課 | ・防疫活動に関すること。 |
| | 環境政策課 | ・遺体の埋火葬等に関すること。 |

1 防疫対策

(1) 防疫活動体制

災害時の感染症のまん延防止のため、防疫体制を確立します。感染症の発生を防止し、被災者の心身の健康維持を図ります。

防疫に関する組織を編成し、被害の程度に応じ、迅速かつ適切に防疫ができるよう、動員計画及び必要な資機材の確保計画の作成を図ります。

また、災害時に県及び自衛隊の応援が得られるように協働体制の整備を図ります。

(2) 防疫用資機材の備蓄及び調達

県の計画に準じ、防疫及び保健衛生用機材の調達計画の作成に努め、必要な資機材の調達を図ります。

(3) 防疫活動

水道の断水、汚水の溢水等により感染症がまん延するおそれがあるときは、被災地の予防措置及び消毒、害虫駆除等の防疫活動を実施します。

① 実施体制

医療支援班は、消毒・清掃係、収容・消毒係、保健指導係を編成し、県の応援協力の下に、地区及びその他の団体を通じて、市民に対する防疫活動を行います。

② 実施期間

災害発生日から起算して、おおむね7日間としますが、被災状況に応じて適宜、期間を決定するものとします。

③ 防疫活動内容

| | 内 容 | 県 | 市 |
|---------|---|---|---|
| 検病疫学調査 | 被災地地区住民の発病状況を調査し、感染症患者を早期発見するとともに、検体採取を行います。 | ○ | △ |
| 健康診断 | 下痢等の症状のある者に対して健康診断を行い、感染症発生の疑いのある者について検便等を実施し、早期発見に努めます。 | ○ | △ |
| 消毒・清掃 | 家屋や避難所等に対して薬品による消毒を実施します。(消毒・清掃係) | | ○ |
| そ族・昆虫駆除 | 蚊や蝇などの害虫が発生した場所又は発生する可能性のある場所へ薬品を散布し、発生原因を除去するとともに、必要に応じてねずみの駆除を行います。(消毒・清掃係) | | ○ |

| | 内 容 | 県 | 市 |
|----------|--|---|---|
| 予防接種 | 必要に応じて、市が実施します。 | | ○ |
| 感染症患者の収容 | 感染症患者又は病原体保有者を確認したときは、隔離収容するとともに、患者の家屋付近の消毒を行う等の予防措置をとります。(収容・消毒係) | ○ | △ |

○実施主体 △市が協力

(4) 感染症患者等に対する措置

① 隔離収容

感染症患者が発生し、又は保菌者が発見されたときは、市民病院のほか、県知事の定める感染症指定医療機関への入院勧告及び措置を実施します。

② 自宅隔離

やむを得ない事由により隔離収容ができない保菌者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等を厳重に指導します。

2 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の実施

遺体の埋火葬を次のとおり実施します。

① 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送します。

② 遺骨は、遺留品等とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとします。なお、1年以内に身元が判明しない者は、納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬します。

③ 埋火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとします。ただし、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行います。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施します。その際、火葬場までの遺体の搬送費用は、市が負担するものとします。

(2) 身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体

| | |
|---------------------|---|
| 埋火葬の場所 | 埋火葬は原則として当該市町村内で実施します。 |
| 他の市町村に漂着した遺体 | 遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は県知事の行う救助を補助する立場において埋火葬を実施（費用は県負担）するものとします。 |
| 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体 | 遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとします。 |
| 葬祭関係資材の支給 | 棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給します。 |

第8節 帰宅困難者対策

第1 基本方針

1 基本方針

災害時において、鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、市内でも相当数の帰宅困難者が発生することが想定されます。多くの帰宅困難者に対応するためには、市による対応だけでは限界があります。特に、発災後一定時間は、市や関係行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応は難しくなります。このため、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で帰宅困難者対策に取り組みます。

2 現況

発災直後は、安易に移動すると、二次被害を発生させる危険があります。さらに、鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、駅や商業施設などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもあります。

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）による関東平野北西縁断層帯の被害想定及び内閣府による調査では、次のとおり帰宅困難者が発生すると想定されています。

【帰宅困難者の発生数】

| 発災日時 | 埼玉県想定率による算出数（人） | 内閣府調査による算出数（人） |
|---------|-----------------|----------------|
| 平日 12 時 | 14,006 | 12,456 |
| 平日 18 時 | 7,602 | 7,310 |
| 休日 12 時 | 12,241 | 10,991 |
| 休日 18 時 | 7,080 | 6,948 |

第2 予防・事前対策

【実施項目】

1 帰宅困難者支援体制の整備

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|---------|---|
| 市 | 危機管理防災課 | <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者支援体制の整備に関する事。 ・一時滞在施設の整備に関する事。 |
| 関係機関 | 企業 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員などの安否確認手段の確保に関する事。 ・食料等の備蓄に関する事。 ・施設利用者等の保護に関する事。 |
| | 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等の安全確保・保護に関する事。 ・防災マニュアルの見直しに関する事。 |

1 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 帰宅困難者対策の普及啓発

帰宅困難になった場合の対処方法等について、平常時から市民に対して、広報紙等により啓発します。

① 一斉帰宅の抑制

市は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則を周知徹底するとともに、災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言版等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行います。

② 事業所等への要請

職場、学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し、適切な対応を行えるよう、事業所等に、次の点を要請します。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全化 ・災害時のマニュアルの作成 ・飲料水、食料の確保 ・情報の入手手段の確保 ・従業員等との安否確認手段の確保 ・災害時の水、食料や情報の提供 ・仮宿泊場所等の確保 |
|--|

(2) 一時滞在施設の指定

市は、東松山駅、高坂駅に近接する市立図書館及び高坂図書館を一時滞在施設に指定し、飲料水、食料等を備蓄します。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めます。

【一時滞在施設一覧】

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 収容(人) |
|-------|------------|---------|-------|
| 市立図書館 | 本町 2-11-20 | 22-0324 | 218 |
| 高坂図書館 | 元宿 2-6-1 | 35-5120 | 100 |

令和5年4月1日現在

(3) 帰宅困難者支援のための広域的な連携

県では、ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を埼玉県石油業協同組合と締結しています。また、フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどを災害時帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する内容の協定を締結しています。

(4) 企業等における対策

企業等は、自社従業員等の安否確認手段を確保します。また、自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や迅速な情報提供などの体制を整備します。

鉄道事業所、大規模集客施設の事業所等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討します。その場合、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定します。

(5) 学校における対策

学校は、災害時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期します。保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を検討する必要があります。

このため、災害時における学校と保護者との連絡方法をあらかじめ定めます。

(6) 訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や、駅等における混乱防止対策訓練を実施します。また、訓練を通して市民への啓発を行い、隣接市町、鉄道事業所及び駅周辺事業所等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討します。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|-----------------|------------------|
| 1 帰宅困難者への情報提供 | 4 学校等における帰宅困難者対策 |
| 2 帰宅活動への支援 | 5 企業等における帰宅困難者対策 |
| 3 一時滞在施設の開設及び運営 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|------------------|--|
| 市 | 本部事務局 (広報広聴課) | ・帰宅困難者への情報提供に関する事。 |
| | 生涯学習課 | ・帰宅困難者の支援に関する事。 ・一時滞在施設の確保、運営に関する事。 |
| 関係機関 | 県 | ・帰宅困難者の情報提供に関する事。 |
| | 学校 | ・児童の帰宅困難支援に関する事。 |
| | 企業 | ・一斉帰宅の抑止に関する事。 ・地域の活動支援に関する事。 |

1 帰宅困難者への情報提供

発災直後に、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、駅で大きな混乱が生じます。

市は、各部や他の実施機関と連携し、帰宅困難者にとって必要な交通情報、市内の被害状況、県内の被害概況、一時滞在施設等の情報等を提供するとともに、自身の安否情報を家族等に伝達する手段を確保します。

【情報提供内容】

| 実施機関 | 項目 | 対策内容 |
|------------------|-----------------------------|--|
| 市 | 誘導 | ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 |
| | 情報提供 | ・市ホームページ、登録制メール、防災行政無線、SNS等による一時滞在施設等の情報提供 |
| 県 | 情報提供、広報 県内主要駅での帰宅困難者への広報 | ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・県ホームページ、メールや危機管理、災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起 |
| 東武鉄道(株) 東武東上線 | 情報提供、広報 | ・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段の情報提供等 |
| 東日本電信電話(株) | 安否確認手段の提供 | ・災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言版(web171)のサービス提供 |
| 放送報道機関 | 情報の提供 | ・帰宅困難者向けの情報提供 |

【帰宅困難者に伝える情報例】

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に関する情報 (被害分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等) ・鉄道等の公共交通機関に関する情報 (路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等) ・帰宅に当たって注意すべき情報 (通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等) ・支援情報 (帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等) |
|---|

2 帰宅活動への支援

各実施機関は、帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を行います。

【支援内容】

| 実施機関 | 項目 | 対策内容 |
|----------------|-----------|---|
| 市及び県 | 休憩所提供の要請等 | 避難所、公共施設、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等のトイレと施設の一部を休憩所として開放するよう要請 |
| | 代替輸送の提供 | バス輸送 |
| 鉄道機関 | 一時休息所の提供 | 駅施設の一部を休息所として利用 |
| 東京電力パワーグリッド(株) | 沿道照明の確保 | 帰宅通路となる幹線道路への電力供給 |

3 一時滞在施設の開設及び運営

鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止するため、帰宅が可能となるまで一時的に滞在させる施設を確保します。

(1) 一時滞在施設に関する取組

一時滞在施設に関する取組は、次のとおりです。

- ① 市有施設の一時的滞在施設の開設、運営
- ② 市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼
- ③ 一時滞在施設の開設情報等の収集、提供
- ④ 駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保
- ⑤ 路上で被災した等、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導
- ⑥ 帰宅困難者への飲料水、食料の提供

(2) 駅周辺における一時滞在施設の確保

一時滞在施設は、市立図書館及び高坂図書館をはじめ、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保します。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、東松山警察署に協力を要請します。

なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先することとします。

(3) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設を開設したときは、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることを分かりやすく表示します。一時滞在施設の運営については、「避難所の開設・運営」を準用します。また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、東松山警察署に協力を要請します。一時滞在施設の運営の流れは次のとおりです。

運営に当たっては、自助、共助の観点から、状況により受け入れた帰宅困難者にも協力を求めます。

- ・建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
 - ・施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
 - ・施設利用案内等の掲示
 - ・電話、特設公衆電話、FAX、携帯端末充電器等の通信手段の確保
 - ・一時滞在施設の開設を県及び関係機関へ報告
- ※一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

(4) 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供します。そのため、市立図書館及び高坂図書館に必要な物資を備蓄し、その他の一時滞在施設には、避難所等から備蓄物資を提供するものとします。

市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供します。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報などを帰宅困難者に提供します。

4 学校等における帰宅困難者対策

学校等は、災害時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期します。保護者が帰宅困難者となって、児童・生徒等の引渡しに困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じます。

5 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、災害時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制します。自社従業員等を一定期間留めます。

また、留まった従業員は可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努めます。

第4 復旧対策

【実施項目】

1 帰宅支援

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|---------------------------|--------------------|
| 市 | 本部事務局 (危機管理防災課) 総務課 | ・帰宅困難者の代替輸送に関すること。 |
| | 健康推進課 | ・要配慮者の安全確保に関すること。 |
| 関係機関 | 県 | ・代替輸送に関すること。 |

1 帰宅支援

混乱が収束し、道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施します。

(1) 帰宅活動への支援

市は、県が実施する要配慮者を中心とした代替輸送において、その発着所が市内に設置される場合、帰宅困難者の円滑な乗降を支援します。また、発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て要配慮者等の輸送者の安全を確保します。

災害時帰宅支援ステーションは、協定に基づく徒歩帰宅者支援を行います。また、沿道の市民や企業等は、可能な範囲で休憩所やトイレ、水道水その他の物資などを提供します。

第9節 避難対策

第1 基本方針

1 基本方針

災害時に避難が円滑に行われるよう、避難所の指定、避難計画の作成等の避難対策に取り組みます。その際、地震は突発型災害であり、風水害は進行型災害であることに鑑み、避難誘導、避難所運営及び対象者行動の違いを認識した上で、対策を講じます。

また、避難者の健康状態の悪化や災害関連死を防止するため、避難所避難者や避難所外避難者の良好な生活環境を確保します。

2 現況

(1) 地震による避難者

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）による関東平野北西縁断層帯の被害想定では、地震発生後、次のとおり避難者数が推移すると想定されています。

| 経過日数 | 総避難者数（人） | 避難所避難者（人） | 避難所外避難者（人） |
|------|----------|-----------|------------|
| 1日後 | 14,991 | 8,995 | 5,997 |
| 7日後 | 18,270 | 9,135 | 9,135 |
| 30日後 | 21,782 | 6,535 | 15,247 |

※冬18時、風速8m/sのときに地震が発生した場合

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|----------------|-----------------|
| 1 避難計画の作成 | 5 避難所運営マニュアルの作成 |
| 2 指定避難所等の選定と確保 | 6 市民への周知 |
| 3 避難路の選定と確保 | 7 広域避難 |
| 4 一時集合場所の活用 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|-----------|---|
| 市 | 危機管理防災課 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難計画の作成に関すること。 ・指定避難所・指定緊急避難場所に関すること。 ・避難路の選定と確保に関すること。 ・一時集合場所の活用に関すること。 ・避難所運営マニュアルに関すること。 ・広域避難に関すること。 |
| 関係機関 | 学校 保育園 | ・避難計画、避難誘導マニュアルの策定に関すること。 |
| | 重要施設 | ・避難計画の作成に関すること。 |

1 避難計画の作成

(1) 市の避難計画

市は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて避難組織の確立に努めます。避難計画で定める主な内容は、次のとおりです。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の判断基準及び伝達方法 ・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ・避難所への経路及び誘導方法 ・避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ・避難所の管理・運営に関する事項 |
|--|

なお、避難行動要支援者を含む要配慮者対策については、「同章 第10節 災害時の要配慮者対策」を参照します。

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期すものとします。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等 ・高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等 ・高層ビル、地下街及び駅等の不特定多数の人間が入り出りする都市施設においては、それぞれ地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等 ・工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市町村、東松山警察署、消防署との連携等 |
|--|

(3) 市立学校等の避難計画

小中学校、保育園等においては、(状況に即応し的確な判断の基に統一行動がとれるよう)避難計画(避難誘導マニュアル)を策定し、教職員等は、その運用に精通するとともに、日頃から避難訓練を実施し、園児、児童・生徒への理解の定着を進めます。

また、市は、私立学校等が、「市立学校等の避難計画」に準じて、自主的に避難計画を作成するよう助言するものとします。

2 指定避難所等の選定と確保

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害時において、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所としての使用のため、指定緊急避難場所を指定します。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、当該避難場所に対応している災害の種別を明示するものとします。

【指定緊急避難場所の指定基準】

- ・地震以外の災害を対象とする指定緊急避難場所は、次の①～③の条件を満たすこと。
- ・地震を対象とする指定緊急避難場所については、次の①～⑤の全ての条件を満たすこと。
 - ① 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること。
 - ② 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること。
 - ③ 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物が無い場所に位置すること。
 - ④ 耐震基準を満たしており、安全な構造であること。
 - ⑤ 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること。

(2) 指定避難所の指定

市は、あらかじめ指定避難所(避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。)を指定します。指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとします。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知します。

【指定避難所の指定基準】

- ・原則として、自治会又は学区を単位として指定すること。
- ・原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等(学校、公民館等)を指定すること。
- ・建築非構造部材の耐震化(天井材や照明器具の落下防止、外壁(モルタル、ALC板等)の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等)対策が行われていること。
- ・余震等による落下物(天井材、照明等)など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。

- ・発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

(3) 指定避難所の生活環境の確保

市は、次の事項に留意して良好な生活環境を確保します。

- ① 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとします。
- ② 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄します。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮します。
- ③ テレビ、ラジオ、IP無線機等の通信機器のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を図ります。
- ④ 指定避難所は、入浴施設の設置など避難の長期化に応じた避難所環境の整備を進めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に取り組みます。
- ⑤ 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めます。

(4) 民間施設等の避難場所の確保

市は、ホテル、旅館等の民間事業者と災害時応援協定を締結するなどして、住民の多様な避難行動に対応した避難場所を確保し、避難者の分散化に取り組みます。

3 避難路の選定と確保

避難路の選定と確保については、道路・建築物・地形等の状況に応じ、次の基準によるものとします。

- ① 避難路は、相互に交差しないものとします。
- ② 避難路沿いには、火災・爆発等の危険がある工場がないように配慮します。
- ③ 避難路の選定に当たっては、自主防災組織の協力を得ます。
- ④ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行います。
- ⑤ おおむね、6 m以上の幅員を有するものとします。

なお、広域避難場所を指定した場合、市街地の状況に応じ、上記基準に加え、次の基準で避難路を選定し確保するものとします。

- ① 避難路は、幅員15 m以上の道路又は幅員10 m以上の緑道とします。
- ② 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得ます。

また、指定緊急避難場所への避難路についても、上の基準に基づき避難路を選定し、日頃から住民への周知を徹底するものとします。

避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、道路照明や夜間でも見やすい道路標識の導入等について、協力するよう努めます。

窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を促進します。

4 一時集合場所の活用

自主防災組織等は、避難所へ避難する前に、一時的に集合して安否確認や集団を形成する場所として、都市公園、神社仏閣、地区の集会所、団地の広場、緑地等を一時集合場所として活用するほか、状況に応じて、自主防災活動の拠点としての活用も検討します。

5 避難所運営マニュアルの作成

市は、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成します。

- ① 避難所開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ② 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ③ 避難所の管理・運営体制
- ④ 市災害対策本部との情報連絡体制
- ⑤ 要配慮者や体調不良者の対応に必要なレイアウトを考慮した施設利用
- ⑥ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市職員の役割分担
- ⑦ 生活再建の支援体制
- ⑧ 支援団体の活動スペースや相談スペース等の確保

6 市民への周知

市は、指定緊急避難場所、指定避難所等について、避難誘導標識を整備し、周辺地理の不案内な外来者等に配慮します。また、あらかじめ、次のことについて、ハザードマップやホームページ等を通じて、市民に周知するものとします。

- ① 避難所の名称、所在地、収容人数、開設状況及び混雑状況等
- ② 福祉避難所の名称、所在地、受入対象者及び収容人数
- ③ 災害危険箇所等（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在
- ④ 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障のない最小限度のものにすること。
- ⑤ 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。
- ⑥ 安全な場所にいる場合は指定緊急避難場所等に移動する必要がないこと。
- ⑦ 早期避難が重要であること、及び避難先の選択肢として、安全な親戚、知人家もあること。

⑧ 移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うこと。

【水害・土砂災害リスクに応じたとるべき避難行動】

| 避難行動 | 避難先 | (詳細) | 居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例 | リードタイムの確保の有無 | 当該行動をとる避難情報 | 郊外行動が関係する災害種別 |
|---------------|--|--|--|---------------------------------|--|------------------------|
| 緊急安全確保 | ・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物 (適切な建物が近隣にあるとは限らない) | ・上階に移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等 | ・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認等 | リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動 | 警戒レベル5 緊急安全確保 | 洪水 土砂災害 |
| 警戒レベル4までに必ず避難 | | | | | | |
| 立退き避難 | 安全な場所 | ・指定緊急避難場所 ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテル・旅館等) | ・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認等 | リードタイムを確保可能な時にとるべき行動 | 警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 | 洪水 土砂災害 |
| 屋内安全確保 | 安全な自宅・施設等 | ・安全な上階へ移動 ・安全な上階層に留まる | ・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備等 | リードタイムを確保可能な時にとり得る行動 | 警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 | 洪水等 (土砂災害は立退き避難が原則) |

※避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)

〈第2編 共通対策〉第1章 施策ごとの具体的計画
 第9節 避難対策 第2 予防・事前対策

【指定緊急避難場所・指定避難所等一覧】

| No. | 緊急避難場所 | 避難所 | 施設名 | 所在地 | 地区 | 収容人数(人) | 施設区分 | 水害時 使用可否 | 備考 |
|-----|--------|-----|---------------|-----------|--------|---------|----------|-------------|--------------------------|
| 1 | ○ | ○ | 市の川小学校 | 市ノ川30 | 松山地区 | 510 | 学校 | × | |
| 2 | ○ | ○ | 松山第一小学校 | 松葉町1-1-16 | 松山地区 | 541 | 学校 | ○ | |
| 3 | ○ | ○ | 松山中学校 | 松葉町2-6-11 | 松山地区 | 682 | 学校 | ○ | |
| 4 | ○ | ○ | 松山高等学校 | 松山町1-6-10 | 松山地区 | 338 | 学校 | ○ | |
| 5 | ○ | ○ | 新明小学校 | 御茶山町7-1 | 松山地区 | 752 | 学校 | ○ | |
| 6 | ○ | ○ | 東中学校 | 六反町4 | 松山地区 | 727 | 学校 | × | |
| 7 | ○ | ○ | 松山女子高等学校 | 和泉町2-22 | 松山地区 | 408 | 学校 | ○ | |
| 8 | ○ | ○ | 新宿小学校 | 新宿町14 | 松山地区 | 478 | 学校 | × | |
| 9 | ○ | ○ | 松山市民活動センター | 松本町1-9-35 | 松山地区 | 208 | 市民活動センター | ○ | 現地災害対策本部 |
| 10 | ○ | ○ | きらめき市民大学 | 松山2688-8 | 松山地区 | 224 | その他施設 | ○ | |
| 11 | ○ | × | 市民福祉センター | 松本町1-7-8 | 松山地区 | 108 | その他施設 | ○ | |
| 12 | ○ | ○ | 市立図書館 | 本町2-11-20 | 松山地区 | 218 | その他施設 | ○ | 帰宅困難者一時滞在施設 |
| 13 | ○ | × | 総合会館 | 松葉町1-2-3 | 松山地区 | 142 | その他施設 | ○ | |
| 14 | ○ | ○ | 東松山市民体育館 | 松葉町4-8-22 | 松山地区 | 365 | その他施設 | ○ | |
| 15 | ○ | ○ | 子育て支援センターソーレ | 松本町1-9-19 | 松山地区 | 103 | 母子優先施設 | ○ | |
| 16 | ○ | × | 保健センター | 材木町2-36 | 松山地区 | 121 | 母子優先施設 | ○ | |
| 17 | ○ | ○ | 松山第二小学校 | 東平519-1 | 平野地区 | 483 | 学校 | ○ | |
| 18 | ○ | ○ | 北中学校 | 松山1895-2 | 平野地区 | 693 | 学校 | ○ | |
| 19 | ○ | ○ | 東松山特別支援学校 | 野田1306-1 | 平野地区 | 148 | 学校 | ○ | |
| 20 | ○ | ○ | 平野市民活動センター | 東平567-1 | 平野地区 | 375 | 市民活動センター | ○ | 現地災害対策本部 |
| 21 | ○ | ○ | 大岡小学校 | 大谷3699 | 大岡地区 | 395 | 学校 | ○ | |
| 22 | ○ | ○ | 大岡市民活動センター | 大谷3400-10 | 大岡地区 | 79 | 市民活動センター | ○ | 現地災害対策本部 |
| 23 | ○ | ○ | 唐子小学校 | 新郷642 | 唐子地区 | 464 | 学校 | ○ | |
| 24 | ○ | ○ | 青鳥小学校 | 石橋1150-1 | 唐子地区 | 582 | 学校 | ○ | |
| 25 | ○ | ○ | 南中学校 | 石橋330 | 唐子地区 | 731 | 学校 | × | |
| 26 | ○ | ○ | 唐子市民活動センター | 下唐子1604-4 | 唐子地区 | 95 | 市民活動センター | ○ | 現地災害対策本部 |
| 27 | ○ | ○ | 唐子地区体育館 | 下唐子1169-1 | 唐子地区 | 135 | その他施設 | ○ | |
| 28 | ○ | ○ | 高坂小学校 | 高坂1179 | 高坂地区 | 620 | 学校 | ○ | |
| 29 | ○ | ○ | すわやま荘 | 高坂1809-1 | 高坂地区 | 63 | その他施設 | ○ | |
| 30 | ○ | ○ | 高坂図書館 | 元宿2-6-1 | 高坂地区 | 100 | その他施設 | ○ | 現地災害対策本部 兼帰宅困難者一時滞在施設 |
| 31 | ○ | ○ | 子育て支援センターマーレ | 高坂920-1 | 高坂地区 | 60 | 母子優先施設 | ○ | |
| 32 | ○ | ○ | 白山中学校 | 白山台17 | 高坂丘陵地区 | 657 | 学校 | ○ | |
| 33 | ○ | ○ | 桜山小学校 | 桜山台5 | 高坂丘陵地区 | 433 | 学校 | ○ | |
| 34 | ○ | ○ | 大東文化大学緑山キャンパス | 旗立台3 | 高坂丘陵地区 | 174 | 学校 | ○ | |
| 35 | ○ | ○ | 高坂丘陵市民活動センター | 松風台8-2 | 高坂丘陵地区 | 127 | 市民活動センター | ○ | 現地災害対策本部 |
| 36 | ○ | ○ | 野本小学校 | 下野本650-2 | 野本地区 | 424 | 学校 | ○ | |
| 37 | ○ | ○ | 野本市民活動センター | 下野本610-1 | 野本地区 | 184 | 市民活動センター | ○ | 現地災害対策本部 |

令和6年3月11日現在

7 広域避難

(1) 広域避難の検討

市は、避難指示を発令した場合の避難先について、市内の避難所とすることが困難で、市民の生命又は身体を災害から保護するため、当該居住者等を他の市町村に一定期間滞在させる必要がある場合、広域避難の実施を検討します。

(2) 広域避難の判断

市は、災害の予測規模、避難者数の発生状況を踏まえて、市外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、広域避難の実施に関して県に助言を求めます。

(3) 広域避難先の調整

市は、広域避難での避難者の受入れについて、県に県内市町村との協議の実施について事前に報告のうえ、県内市町村へ直接協議を行います。ただし、あらかじめ報告することが困難な場合、協議後に遅滞なく県に報告するものとします。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めます。県は、市から協議要請があった場合、他の都道府県と協議を行います。

また、市は大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。なお、県は災害が発生するおそれがある場合で居住者の生命又は身体を当該災害から保護するために緊急の必要があると認めるときには、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき場所及び期日を示して、居住者の運送を要請することができます。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|--------------|----------|
| 1 避難の実施 | 3 広域一時滞在 |
| 2 避難所の開設及び運営 | 4 広域避難 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------------------|---|
| 市 | 本部事務局 (危機管理防災課) | <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令に関する事。 ・警戒区域の設定に関する事。 ・広域一時滞在に関する事。 ・広域避難に関する事。 ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に関する事。 |
| | 地域支援課 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関する事。 ・避難所の開設、運営に関する事。(避難所担当職員) ・避難所外避難者(在宅避難者、車中泊者等)に関する事。 ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に関する事。 ・避難所の縮小、統合、閉鎖に関する事。 |
| | 人権市民相談課 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権相談、女性相談に関する事。 |

1 避難の実施

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行います。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援します。さらに、災害時には、他都道府県からの多数の被災者の受入れを想定し、県と連携した支援を実施します。

市災害対策本部は、現地災害対策本部及び避難所を開設し、被災者の受入体制を整え、その周知を図ります。

(1) 避難指示等の考え方

市長(水防管理者)は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体及び財産に危害を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民に対して速やかに避難指示を行います。(災害対策基本法第60条、水防法第29条)この場合、市長は県知事に必要な事項を報告し、関係機関に通知します。

避難指示等は、あらかじめ具体的な発令基準を定めるとともに、避難対象地域、立ち退き先、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項を明示して行います。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・友人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めます。

(2) 避難情報の発令及び伝達

① 避難情報の発令

あらかじめ定めた避難計画や避難情報の発令に関するマニュアルに基づき、避難情報を発令し、市民に対して災害の状況や災害への対応事項に関する情報を伝達します。なお、必要に応じて、県等に避難指示の対象地域、判断時期についての助言を求めます。

また、市は、避難情報発令中、特に夜間や降雨が激しい状況における避難所からの帰宅の危険性について、避難所担当職員を通じて避難者に周知するものとします。

| 避難情報等 | 居住者等がとるべき行動等 |
|-------------------------------------|---|
| 【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表) | <ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 |
| 【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表) | <ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 |
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等並びにその人の避難を支援する者 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令) | <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

② 避難情報等の伝達

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、SNS、登録制メール、緊急速報メール、データ放送、報道機関等を活用して、避難情報を市民、関係機関等に伝達します。

(3) 警戒区域の設定

市長は、災害時において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定します。警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、市民及び関係機関にその内容を周知します。

(4) 避難経路及び誘導方法

市長が発する避難指示に従い、担当職員が避難誘導する場合、次の事項に留意します。

- 自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、最も安全な経路及び方法により所定の避難所に誘導します。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察への協力を要請します。
- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定します。
- 避難経路における危険地帯には、標示、縄張り等を行い、状況により誘導員を配置し、安全を期します。安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとします。
- 避難誘導に当たっては、要配慮者を優先し、特に、自力避難が困難な避難行動要支援者に留意します。
- 地理に不案内な者、日本語を解さない者等の要配慮者の確実な避難のため、誘導員を配置します。
- 誘導中は、事故防止に努めます。
- 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行います。
- 避難順位は、おおむね次の順序で行います。
 - ・病弱者、障害者
 - ・高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
 - ・一般住民

(5) 避難情報の発令及び通知等

避難指示を発令したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は報告します。

① 実施責任者

避難のための準備、立退きの指示及び立ち退き先の指示は、次の者が行います。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県知事が、避難のための準備、立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施します。

【避難情報等の実施責任者及び根拠法令一覧】

| | 実施責任者 | 根拠法令 | 適用災害 |
|----|-------------------------------------|----------------------------|------------|
| 指示 | 市長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 |
| | 知事、その命を受けた職員 | 水防法第29条 地すべり等防災法第25条 | 洪水 土砂災害 |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 |
| | 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。） | 自衛隊法第94条 | 災害全般 |

避難指示：居住者等を避難のため立ち退かすためのものです。ただし、指示に従わなかった者に対する直接強制権はありません。

② 避難情報の発令

ア 市長及び水防管理者

市長及び水防管理者は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命及び身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の市民に対し、速やかに立ち退きの準備、指示、立退き先の指示、又は屋内での退避等の安全確保措置の指示を行うものとします。この場合、市長は知事に必要な事項を伝達するものとします。

イ 知事

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の市民に対し、速やかに立ち退きの準備又は指示を行います。知事又はその委任を受けた職員は、洪水、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対して立ち退きを指示します。

ウ 警察官

警察官は災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長若しくはその権限を代行する市職員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示します。

エ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をします。

2 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設

① 実施責任者

ア 市長を実施責任者とします。

イ 避難所の開設は、事後の救助事務に支障を来さないように災害救助法の定める実施基準に準じて行います。

② 避難所開設の基準

ア 開設の目的

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設します。

また、災害発生による不安により、当該地域の住民から要請があった場合、避難所を開設します。ただし、避難所のライフラインの回復に時間を要することが見込まれる場合、当該避難所開設の適否を検討します。

イ 開設の方法

開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行います。また、倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止します。

避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護します。市長は、避難所を設置した場合、直ちに県知事に、目的、日時及び場所、箇所数及び収容人数並びに開設期間の見込みを報告します。

ウ 避難所の開設基準

(ア) 非常体制1号 被害状況に応じて開設

(イ) 非常体制2号 全ての避難所を開設

エ 避難者数の定期報告

避難所担当職員は、原則1時間に1回、市災害対策本部に避難者数を報告します。

オ 避難者への情報提供

避難所内の避難者に対する情報提供は、避難所担当職員により行います。このほか、壁面やホワイトボードなども活用します。

(2) 避難所の管理運営

① 基本的事項

ア 避難所運営は、別に定める避難所運営マニュアルにより、自治会、自主防災組織、ボランティア等と協力して行います。また、必要に応じ、他自治体に対して避難所運営の協力を求めるものとします。なお、小中学校の避難所においては、災害時学校施設利用計画に基づいて段階的に避難者の受入れを行います。

イ 避難所ごとに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、人数等を把握するとともに、必要な食料・物資等のニーズ調査を行います。

ウ 避難所の開設や運営状況を把握するため、通信連絡手段の確保を図ります。

また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。

エ 運営に当たっては、避難者による自主的な運営を行うため、避難所ごとにリーダーを定め、女性と男性の双方のニーズに配慮した運営体制を整備します。運営組織には複数の女性に参加してもらうとともに、食事作りや片付けなど特定の活動が特定の性別に偏るなど役割が固定化しないように配慮します。また、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めます。

オ 避難所の避難者の受入れについては、住民登録の有無等にかかわらず適切に行います。

② 要配慮者等への対応

ア 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、多目的トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等について、必要に応じて設置を検討します。

イ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に更衣室やトイレ、入浴施設、女性専用の物干し等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる注意喚起や巡回警備の実施など、女性や子育て家庭のニーズに配慮します。

ウ 女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズに対応できるようにします。なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては埼玉県男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用します。

エ LGBTなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと）などをしないよう注意します。

オ 要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できるよう取り組みます。必要と思われる主な物資は次のとおりです。

【要配慮者等に必要と思われる物資等（例示）】

- ・ 高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー・ナースコール、義歯洗浄剤
- ・ 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- ・ 肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- ・ 病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具
- ・ 膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ、ストーマ
- ・ 咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭

- ・呼吸機能障害：酸素ボンベ、ネブライザー、たん吸引機
- ・聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- ・視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
- ・知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、(洋式)簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- ・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないごみ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- ・妊産婦…マット、組立式ベッド
- ・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム(絵文字)、スプーン・フォーク、ハラル食、ストール

③ 避難者の生活環境と健康管理

ア トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講じます。

イ 上下水道の被害状況に応じて、避難所に仮設トイレやマンホールトイレ等を設置します(確保が困難な場合は県に要請)。避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じます。

ウ 被災者の避難状況や避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促します。

エ 避難生活では心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保ち、避難者の健康状態を十分に把握し、必要に応じて救護所を設けます。また、保健師等による健康相談の実施体制、比企医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置を講じます。

オ 高齢者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、必要に応じて、医療機関への移送や社会福祉施設への一時入所、訪問介護・居宅介護等の措置を講じます。

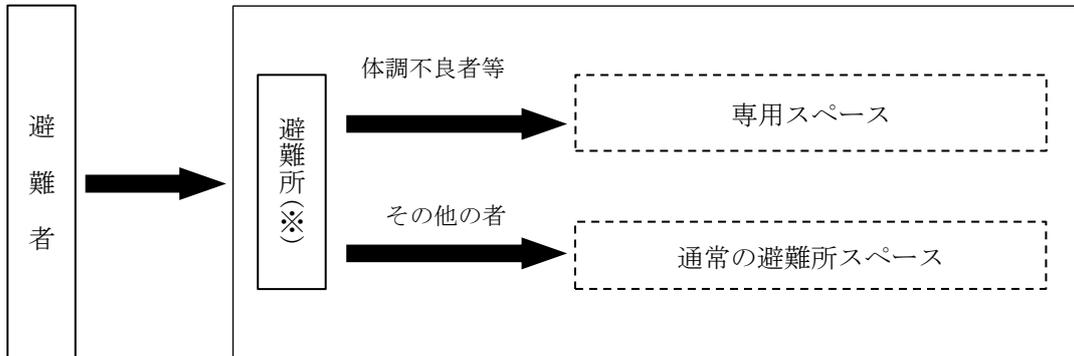
④ 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への持込みは原則禁止とし、屋外に専用スペースを設置します。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができます。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとし、また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、当該動物を連れてきた者が撤去後に施設を現状復旧させる全責任を負うものとし、

(3) 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症のおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に、避難所に避難すべき市民がちゅうちょなく避難できるよう対策を行います。

① 健康状態に合わせた避難場所の確保

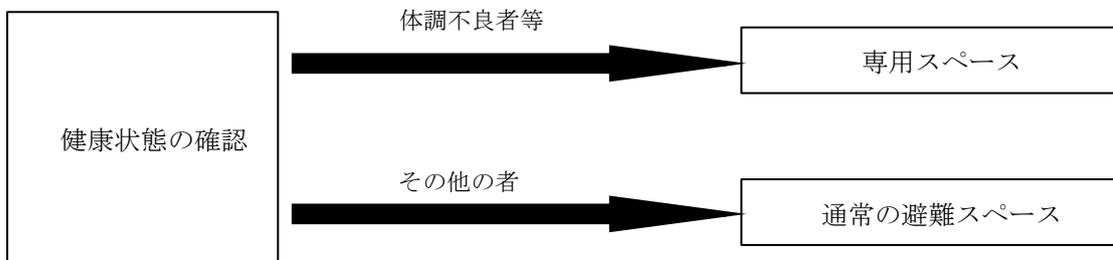


※十分なスペースを確保するため指定避難所以外の施設の活用を検討します。

② 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

体育館を避難所に指定している小中学校では、災害時学校施設利用計画に基づいて校舎内の教室を活用します。また、必要に応じて、県有施設やホテル、旅館等の活用を検討します。

③ 受付時のフロー



④ レイアウトの検討

世帯間でおおむね1m（可能な場合2m）の間隔を確保するレイアウトを検討します。

⑤ 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備します。

⑥ 体調不良者等の専用スペースの確保

体調不良者等のための専用スペースを確保します。

体調不良者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保します。やむを得ず複数の体調不良者等を同室にする場合は、パーティショ

ン等により空間を区切ります。

体調不良者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とは区域、動線を分けるよう検討します。

⑦ 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備します。

⑧ 市民への周知

広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、以下の事項を市民に周知します。

ア 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。

イ 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。

ウ マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること等

⑨ 感染症対策

避難所担当職員及び避難者の手洗い、マスクの着用など基本的な感染症対策を徹底します。

トイレ、ドアノブ等の接触箇所を含む定期的な清掃を実施します。

⑩ 体調不良者等の対応

避難者の体調が悪化した場合、必要に応じて医療機関への連絡を行います。

(4) 避難所の一部閉鎖と統合

避難所に滞在している避難者が減少傾向にある場合又は小・中学校の早期再開が必要な場合などには、避難所の一部を閉鎖し避難者を集約することについて検討します。集約する際は、避難者から事前の意見聴取を十分に行います。

(5) 避難所の閉鎖

災害が収まり、避難する必要もなく、被災者の生活再建の目途が立った時点で、避難所を閉鎖し、速やかに県等に報告します。

(6) 避難所外避難者の把握及び支援

在宅避難者や車中泊（車中避難）を行う避難者に係る情報を把握します。

在宅避難者や車中泊を行う避難者に対して、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、その他情報の提供等必要な支援を行います。

特に車中泊を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を行うとともに、軽い運動、ストレッチ、こまめな水分補給等について周知します。

(7) 災害救助法の措置（災害救助法が適用された場合の費用等）

避難所設置に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに

実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求します。なお、指定避難所の設置期間は7日以内です。

3 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、当市区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めます。

他市町村から協力を求められた場合には、県と協力し、広域一時滞在のための避難所を提供します。

また、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めます。

この場合、避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設及び運営」に準じます。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を行います。

4 広域避難

(1) 広域避難の調整

① 県外への広域避難の場合

ア 県を通じた協議

市は、広域避難での避難者の受入れについて、県に対して他都道府県との協議を求めます。

イ 県外市町村と直接協議

緊急性が高い場合、県知事に報告のうえ、県外市町村と協議を行います。

ただし、あらかじめ報告することが困難な場合、協議後に遅滞なく県に報告します。

② 避難施設の確認

市は、広域避難先の県内市町村から市民を収容する指定緊急避難場所等の提供に関する通知を受けます。

なお、県外への広域避難の場合は、県又は県外市町村から市民を収容する指定緊急避難場所等の提供に関する通知を受けます。

③ 広域避難先の公示及び通知

市は、上記通知を受けた場合、速やかに通知内容を公示し、県に報告します。

(2) 避難者の移送

「同章 第9節 避難者対策 第4 復旧対策 1 他県への避難等」を参照します。

(3) 広域避難終了時の対応

① 県内市町村で広域避難を実施している場合

市は、市内の被害状況等から広域避難の必要がなくなつたと判断した場合、広域避難先の市町村に対して広域避難の終了について連絡します。

また、広域避難の終了を公示するとともに、県に報告します。

② 県外への広域避難を実施している場合

市は、市内の被害状況等から広域避難の必要がなくなつたと判断した場合、県又は県外市町村に対して広域避難の終了について連絡します。

また、広域避難の終了を公示するとともに、県に報告します。

第4 復旧対策

【実施項目】

1 他県への避難等

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------------------|----------------|
| 市 | 本部事務局 (危機管理防災課) | ・他県への避難に関すること。 |
| 関係機関 | 県 | ・他県への避難に関すること。 |

1 他県への避難等

災害時等、避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は市内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な県内各市町村又は県外の自治体（群馬県、新潟県（「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組）等）での二次受入れを県と連携して調整します。

避難者の移送については、関係機関と調整し輸送関係事業所と協力して行います。

第10節 災害時の要配慮者対策

第1 基本方針

1 基本方針

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など災害時に配慮を要する者に対して、避難行動等における必要な支援体制を整備します。

2 現況

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方で、消防職員・消防団員、民生委員など、多数の支援者も犠牲になりました。こうした教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。

近年の災害においても多くの高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年東日本台風では約65%、令和2年7月豪雨では約79%でした。これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されました。

○災害対策基本法に基づく用語の定義

・要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が母語ではない外国人、その他の特に配慮を要する者

・避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（在宅者を想定）

・避難支援等関係者

消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|------------------|------------|
| 1 避難行動要支援者の安全対策 | 4 外国人の安全確保 |
| 2 要配慮者全般の安全対策 | 5 福祉避難所の整備 |
| 3 社会福祉施設入所者の安全確保 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|---------|---|
| 市 | 社会福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安全対策に関すること。 ・要配慮者の安全対策に関すること。 ・福祉避難所の整備に関すること。 ・個別避難計画の作成に関すること。 |
| | 危機管理防災課 | <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の安全対策に関すること。 ・福祉避難所の整備に関すること。 ・外国人の安全確保に関すること。 |
| | 市民課 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の安全確保に関すること。 ・通訳等のボランティアの確保に関すること。 |
| 関係機関 | 社会福祉施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・入所者の安全確保に関すること。 |

1 避難行動要支援者の安全対策

市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進します。

(1) 全体計画の策定

市は、避難行動要支援者に係る重要事項を市防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、市防災計画の下位計画として東松山市避難行動要支援者避難支援プランを策定しています。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、平常時の見守り活動や防災訓練、災害時の避難支援等に用いるため、避難行動要支援者名簿を作成します。

① 掲載対象者

掲載対象者は、次の条件に該当する在宅の方です。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定3～5を受けている者 ・身体障害者手帳1級又は2級を所持する者（上肢のみ、内部障害のみ又は18歳未満を除く） ・療育手帳④、A又はBを所持する者（18歳未満を除く） ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者（18歳未満を除く） ・その他市長が認める者 |
|---|

② 記載事項

氏名、生年月日、年齢、性別、郵便番号、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援を必要とする事由、その他市長が必要と認める事項

③ 情報収集の方法

次の方法を併用し、必要な方が掲載されるようにします。なお、手上げ方式の場合、①掲載対象者の条件は適用しません。

| | |
|-------|--|
| 同意方式 | 市が、避難行動要支援者であると思われる者に通知を送付し、個人情報利用等に関する同意書を提出することで、名簿に掲載する方式 |
| 手上げ方式 | 自ら又は避難支援等関係者が届出書を提出することで、名簿に掲載する方式 |

④ 更新

避難行動要支援者の名簿情報を最新の状態に保つ趣旨から、避難行動要支援者名簿を、定期的に更新します。

(3) 個別避難計画の作成及び更新

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成します。

① 記載事項

避難行動要支援者名簿の記載事項に加え、次の事項を記載します。

世帯構成、緊急連絡先、避難支援者、地域の情報、避難場所、情報伝達での留意事項、避難時に携行する医薬品等、かかりつけ医療機関・既往症、避難経路、特記事項

② 情報収集の方法

市は、保有する情報を活用しつつ、避難支援等関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者との面談を通じ、個別避難計画を作成します。また、ハザードマップで危険な区域に住む者や独居の者など、避難支援等の優先度が高い順に、個別避難計画を作成します。

③ 更新

避難行動要支援者の状況の変化を把握し、避難の実効性を高める趣旨から、個別避難計画を定期的に更新します。

(4) 避難支援等関係者への提供、利用及び留意点

① 提供

市は、避難支援、安否確認、発災後の生活支援等に資するため、避難行動要支援者の同意を得た上で、平常時から、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供します。

② 防災訓練の実施

市は、提供した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を利用し、避難行動要支援者及び避難支援等関係者と協力しながら、情報伝達、避難支援及び安否確認などの訓練を行います。また、自主防災組織が行う防災訓練を支援します。

③ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者自身の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を実施できるよう、安全確保に十分配慮します。

④ 情報漏えい防止措置

市は、避難支援等関係者に対し、情報漏えいの防止及び関係者の権利利益保護のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供時に、前回配布したものととの交換を徹底するとともに、その他必要な措置を講じます。

2 要配慮者全般の安全対策

(1) 緊急通報装置の整備

市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者の特性を考慮した緊急通報装置を整備します。

(2) 防災基盤の整備

市は、次のように要配慮者を考慮した防災基盤整備を県とともに推進します。

また、市は、県、その他の公共機関とともに、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行います。その他の集客施設についても同様の取組を促進します。

- ① 路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備
- ② 車椅子使用者にも支障のない出入口のある避難所の整備
- ③ 明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置 等

(3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、手話通訳者の派遣、電光掲示板、文字放送テレビ、FAXの設置、外国語や絵文字による案内板の表記を行うとともに、要配慮者等に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保などに取り組みます。避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画の策定を図ります。

特に福祉避難所については、物資・機材について配慮し、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めます。

(4) 地域との連携

① 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておきます。

② 社会福祉施設との連携

災害時に介護等が必要な被災者が速やかに避難できるよう、社会福祉施設と福祉避難所の協定を進めるなどして、平常時からの連携体制の整備を図ります。

また、市内全域で被害が発生した場合、市職員単独での迅速な要配慮者の安否確認が困難なことから、要配慮者が利用する社会福祉施設と、要配慮者の安否確認についての協力体制を構築します。

③ 地域及び福祉専門職との連携

市は、自治会、民生委員・児童委員等の地域のネットワーク及び介護支援専門員・障害者相談支援専門員等の福祉専門職の相互の連携体制を活用し、要配慮者に対する安否確認などの新たな仕組みづくりを整備します。

(5) 相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう、平常時から相談体制の整備を図ります。精神的なダメージを受けた被災者に対して、メンタルケア等が実施できるよう、県、医療機関、社会福祉施設等と連携し、福祉関係者、相談援助職等の確保を図ります。

(6) 災害派遣福祉チームの受援体制の整備

市は、災害時における要配慮者への福祉的支援を行うため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の受援体制を整備します。

3 社会福祉施設入所者の安全確保

社会福祉施設入所者には、地震や風水害発生時に、自力での安全確保が難しい人や避難が困難な人が多いため、施設管理者は、いざという時に備えて施設環境を整備しておきます。

(1) 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者へ内容の周知徹底を図ります。なお、洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内の社会福祉施設は、水防法又は土砂災害防止法による避難確保計画を作成し、市に提出します。

また、市は、社会福祉施設の伝達手段として戸別受信機の整備を行うほか、防災計画等の作成の支援を行います。

(2) 緊急連絡体制の整備

① 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、参集職員の確保を図ります。

② 安否情報を家族へ知らせる連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認します。職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるように、緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立します。

(3) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、避難誘導のため、非常口等の避難経路を確保します。入所者を所定の避難所へ誘導し、移送するための体制を整備します。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

県は、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させる、あるいは、他の施設の職員が応援するなどの地域内の施設が相互支援できるシステムを確立します。市は、システム運用を行い、また、施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制を整備します。

(5) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、避難所では生活が困難な、在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制を整備します。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す食料、防災資機材等の物資を3日間程度備蓄するものとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・非常用食料（高齢者の特別食を含む）（3日以上）・飲料水（3日以上）・常備薬（3日以上）・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日以上）・照明器具・熱源・移送用具（担架・ストレッチャー等） |
|--|

(7) 介護施設や障害者施設における安全確保対策の実施

介護施設や障害者施設は、災害時に自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設管理者は、施設の耐震改修、大規模修繕、非常用自家発電設備、給水設備の整備等により安全性の確保を推進します。

(8) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に行います。また、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、比企広域消防本部や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を

考慮した防災訓練を定期的にも実施するものとします。市は、県とともに、これを促進します。

(9) 地域との連携

施設管理者は、平時から、近隣の自治会、町内会やNPO及び近くの高校・大学等との連携を図り、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるようにします。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携を図ります。

4 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時における外国人登録を推進するとともに、防災に関する情報提供を図ります。

(2) 防災基盤の整備

避難所の表示等災害に関する案内板について、やさしい日本語や外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努めます。また、案内板のデザインの統一化について県と連携し、検討を進めます。

(3) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人に対して、防災に関するパンフレットを外国語で作成します。これを、東松山市国際交流協会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関等を通じて配布し、防災知識の普及及び啓発を図ります。

また、広報紙やガイドブック、インターネット通信等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報について、やさしい日本語と外国語による情報提供を行います。

(4) 防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施します。

(5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

外国人が災害時にもコミュニケーションが図られるように外国語通訳や翻訳ボランティア等を確保します。

5 福祉避難所の整備

(1) 福祉避難所の指定

市は、災害時の避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるため、

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」に基づき、市内10施設を福祉避難所として指定しています。

また、指定した福祉避難所の名称、所在地、収容人数及び受入対象者を公示します。

【福祉避難所一覧】

| 施設名 | 住所 | 受入対象者 | 収容人数（人） | 水害時 使用可否 |
|--------------|------------|-----------------------|---------|-------------|
| 総合福祉エリア | 松山 2183 | 高齢者、身体障害者、精神障害者、知的障害者 | 10 | ○ |
| 東松山特別支援学校 | 野田 1306-1 | 市内の在校生又は卒業生 | 10 | ○ |
| 年輪福祉ホーム | 大谷 4106 | 高齢者、身体障害者 | 10 | ○ |
| むさしの青年寮 | 大谷 4730 | 知的障害者 | 10 | ○ |
| 市民健康増進センター | 神戸 885-1 | 高齢者、身体障害者 | 10 | ○ |
| 東松山ホーム | 石橋 1716 | 高齢者、身体障害者 | 10 | ○ |
| わかばの丘 | 毛塚 773 | 高齢者、身体障害者 | 10 | ○ |
| あんだんて | 西本宿 1762-1 | 精神障害者 | 10 | ○ |
| 梨花 | 東平 656-1 | 高齢者、身体障害者、精神障害者、知的障害者 | 10 | ○ |
| ふるさとの杜 かみのもと | 上野本 1873-1 | 高齢者、身体障害者 | 10 | ○ |

- ・家族等も受入対象者とする。
- ・受入対象者は、事前に市が特定し、調整を行った者とする。

令和5年10月1日現在

なお、市は、災害時における妊婦や幼児に対する環境を整備するため、子育て支援センターソーレ・マーレを母子優先の指定緊急避難場所及び指定避難所に、保健センターを母子優先の指定緊急避難場所に指定しています。

(2) 福祉避難所の整備

市は、福祉避難所の管理者と施設内の現況について確認し、要配慮者の生活環境を確保するための食料や資機材の整備を進めます。

(3) 福祉避難所設置・運営マニュアルの作成及び訓練の実施

市は、福祉避難所としている施設の職員等と共同で福祉避難所設置・運営マニュアルを作成し、実際の訓練や点検を通しての定期的な見直しを行います。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|---------------------|---------------|
| 1 避難行動要支援者等の避難支援 | 4 外国人の安全確保 |
| 2 避難生活における要配慮者の安全確保 | 5 福祉避難所の開設・運営 |
| 3 社会福祉施設入所者等の安全確保 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------------------|--|
| 市 | 本部事務局 (危機管理防災課) | ・高齢者等避難の発令に関する事。 |
| | 社会福祉課 | ・避難行動要支援者の安否確認に関する事。 ・要配慮者への情報提供に関する事。 ・要配慮者に対する相談窓口に関する事。 ・福祉避難所に関する事。 ・巡回サービスの実施に関する事。 |
| | 障害者福祉課 高齢介護課 | ・避難行動要支援者の安否確認に関する事。 ・緊急入所等に関する事。 |
| | 市民課 | ・外国人の安全確保に関する事。 |
| 関係機関 | 社会福祉施設 | ・入所者の安全確保に関する事。 |
| | 避難支援等関係者 | ・避難行動要支援者の安否確認に関する事。 |

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難することができるよう、高齢者等避難や避難指示等の避難情報を適時適切に発令します。

また、支援者等関係者が避難行動要支援者名簿を活用するなどして、情報伝達及び避難行動を円滑かつ安全に実施できるよう、その発令及び伝達に当たっては、十分な配慮を行います。

(2) 安否確認及び救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用して、避難支援等関係者とともに、在宅の避難行動要支援者の安否確認及び救助活動を実施します。

なお、災害時には、本人の同意の有無にかかわらず、個人単位及び組織単位で名簿情報の漏えい防止のための必要な措置（取扱者の限定、複製の禁止、使用後の名簿情報の廃棄・返却等）を講じた上、必要な限度において名簿情報を避難支援等関係者に提供します。

また、市は、安全に配慮しつつ避難支援等関係者の協力を得ながら、要配慮者の救助、安否確認等を行い、福祉避難所等に避難をさせるとともに、安否確認結果を県に報告します。

(3) 乳幼児、妊産婦等の避難支援・安全確保

乳幼児や妊産婦に対し、市は、母子優先の指定緊急場所等において優先的な避難等を支援するなど安全の確保に取り組みます。

また、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施します。

2 避難生活における要配慮者の安全確保

(1) 生活物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行います。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮します。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

① 区画の確保

避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを設けるなど配慮します。

② 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は、速やかに調達できる体制を整備します。

③ 巡回サービスの実施

市及び県は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などによるチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施します。

④ 福祉避難所の活用

市及び県は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を避難させるとともに、状況に応じて、当該施設と連携して医療や介護など、必要なサービスを提供します。

あわせて、旅館、ホテル等を実質的な福祉避難所としての開設することを検討します。

(3) 避難所外の要配慮者全般への支援

市は、避難所以外の在宅等で避難している要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAX等により情報を随時提供していきます。

また、避難所の要配慮者と同様に、相談窓口の設置、巡回サービス、物資の提供等を行います。

3 社会福祉施設入所者等の安全確保

① 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行うなど、緊急体制を確保します。

② 避難誘導及び受入先への移送の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施します。

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、NPO等に協力を要請します。

③ 物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に物資提供の協力を要請します。

④ 巡回サービスの実施

市は、NPO等の協力を得ながら、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行います。

⑤ ライフライン優先復旧

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、市は、ライフライン事業所に対して、電気、ガス、通信等の優先復旧を要請します。

4 外国人の安全確保

① 安否確認

市は、収集した安否情報と住民基本台帳との照合等による外国人の安否確認を行い、その調査結果を県に報告します。

② 避難誘導

市は、広報車や防災行政無線等を活用したやさしい日本語や外国語による広報を通じて、外国人に対する速やかな避難誘導を行うものとします。

③ 情報提供

市は、ホームページ等を活用して外国語による情報提供を行います。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行います。

④ 相談窓口の開設

市は、県と連携し、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設します。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じます。

⑤ 通訳・翻訳ボランティアの確保

市及び県は、災害時の外国人への情報伝達や相談を適切に行うため、外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図ります。

5 福祉避難所の開設・運営

(1) 福祉避難所の開設

① 開設条件

市は、災害時に高齢者等避難が発令されるなどの場合に、福祉避難所の開設を検討します。

また、要配慮者や福祉避難所指定施設の状況に応じ、自宅からの直接避難又は指定避難所等からの二次避難に向けた体制を整備します。

② 福祉避難所担当職員の派遣

市は、福祉避難所を開設したときは、必要に応じて福祉避難所と市災害対策本

部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を福祉避難所に派遣します。なお、災害時に福祉避難所へ派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て連絡調整等を行います。

③ 施設の安全確認

市は、福祉避難所の開設を決定した場合、当該施設管理者に通知のうえ、施設管理者とともに福祉避難所として使用する施設の安全性を確認します。

④ 生活相談員等の配置

市は、県と連携し、避難した要配慮者の状況に応じて、生活相談員や看護師等を配置するなどの措置を講じます。

⑤ ライフライン、資機材、物資の確保

施設管理者及び施設職員は、施設の被害状況に応じて電力や水を早急に確保します。

また、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、(段ボール) ベッド、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を準備します。

難病患者を含む医療的ケアが必要な要配慮者が避難する福祉避難所には、医療的ケアに必要となる衛生用品を準備します。

⑥ 福祉避難所の開設に関する周知

市は、要配慮者本人やその家族、自主防災組織、各種支援団体等に、開設する福祉避難所の名称や所在地等を周知します。

⑦ 開設準備及び受入れ

当該施設管理者及び施設職員は、福祉避難所の開設準備を実施し、受入体制が整い次第、市に報告して、受入対象者を受け付けます。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理

市は、福祉避難所に避難している避難者名簿を作成し、随時更新します。

② 避難者の継続的な状況把握

市は、要配慮者の状況に変化がないかを注視し、福祉サービスの利用意向、応急仮設住宅への入居、住宅の再建意向について継続的に把握することで、被災者の生活再建の支援につなげます。

③ 対応要員の確保

市は、県と連携し、福祉避難所への専門的人材やボランティアの配置を行います。また、必要に応じて、県に災害派遣福祉チーム等の派遣を要請します。

(3) 福祉避難所が不足する場合の対応

市は、開設した福祉避難所が不足する場合、福祉避難所に指定していない社会福祉施設等に要配慮者の受入れを依頼するとともに、市内の旅館、ホテル等の宿泊施設を借り上げて要配慮者を受け入れます。

第11節 物資供給・輸送対策

第1 基本方針

1 基本方針

災害時、安定的な市民生活の維持及び迅速かつ的確な防災対策のため、市及び防災関係機関は、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄や調達、供給体制を整備します。

また、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保した上で、物資調達や輸送体制をさらに強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進めます。

【避難者数等】

| 項目 | 数量 | 算定根拠 |
|----------|---------|------------------------|
| 避難者数 | 14,991人 | 埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度） |
| 避難世帯数 | 6,815世帯 | 世帯当たり人口2.2人を用いて算出 |
| 災害救助従事者数 | 800人 | 東松山市災害対策動員計画 |
| 断水人口 | 55,337人 | 埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度） |

2 現況

（1）物資備蓄の状況

市は、食料及び生活必需品等の備蓄を行っています。

資料編「防災倉庫一覧」を参照
資料編「主な備蓄物資一覧」を参照

（2）災害時応援協定

市は、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材等の供給に関する災害時応援協定を締結しています。

資料編「災害時応援協定一覧」を参照

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|---------------------|-------------|
| 1 災害時に必要な物資の供給体制の整備 | 2 緊急輸送体制の整備 |
|---------------------|-------------|

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|------------------|--|
| 市 | 上下水道経営課 水道施設課 | ・飲料水の供給体制の整備に関する事。 |
| | 総務課 | ・物資輸送手段の確保に関する事。 |
| | 会計課 | ・物資の調達体制の整備に関する事。 ・石油類燃料の調達、確保に関する事。 |
| | 危機管理防災課 | ・食料の供給体制の整備に関する事。 ・生活必需品の供給体制の整備に関する事。 ・防災用資機材の備蓄に関する事。 ・備蓄物資の管理・点検に関する事。 |
| 関係機関 | (公社)日本水道協会埼玉県支部 | ・飲料水の供給体制の整備に関する事。 |

1 災害時に必要な物資の供給体制の整備

市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、また、災害発生直後の市民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品、石油類燃料等の備蓄や調達等の供給体制を整備します。

(1) 飲料水の供給体制の整備

各避難所に飲料水を確保するため、応急給水資機材や給水車を準備します。

① 応急給水資機材の備蓄、調達体制の確保

市は、応急給水資機材の備蓄を進めるとともに、資機材や給水車が不足した場合に備え、(公社)日本水道協会埼玉県支部と連携し、応急給水資機材の備蓄、調達体制を確保します。

【応急給水用器材及び車両等】

| 種別 | 容量 | 数量 | 保管場所 |
|----------|--------------------|---------|--|
| 車載給水タンク | 1.5 m ³ | 6基 | 第一浄水場(2)、第二浄水場(1)、五領調整場(2)、水穴配水場(1) |
| 飲料水袋 | 6ℓ | 35,200袋 | 第二浄水場、高本山・高坂高区・高坂丘陵・水穴配水場、五領調整場 |
| 給水コンテナ | 1,000ℓ | 3基 | 市民体育館、唐子地区体育館、野本小学校 |
| ポリエチレン水槽 | 200ℓ | 13基 | 第二浄水場(3)、高坂高区配水場、活動センター(大岡・平野・松山・唐子・高坂丘陵・野本)、保健センター、子育て支援センターマーレ |
| ダンプトラック | 2t | 2台 | 上下水道庁舎、第二浄水場 |

〈第2編 共通対策〉第1章 施策ごとの具体的計画
 第11節 物資供給・輸送対策 第2 予防・事前対策

| 種 別 | 容量 | 数 量 | 保管場所 |
|----------|----|------------|--------------|
| 普通貨物（バン） | — | 3台（広報対応2台） | 上下水道庁舎 |
| 軽貨物 | — | 4台（広報対応3台） | 上下水道庁舎、第二浄水場 |
| 軽乗用 | — | 1台（広報対応1台） | 上下水道庁舎 |
| ショベルローダー | — | 1台 | 第二浄水場 |

令和5年4月1日現在

② 目標水量

埼玉県地震被害想定調査で想定された断水人口約55,000人分の1日1人当たりの目標水量を以下のとおりとします。

【飲料水の給水計画】

| 災害発生からの期間（日） | 目標水量 (ℓ/人・日) | 水量の根拠 |
|--------------|-----------------|--------------------------------|
| 災害発生から 3日 | 3 | 生命維持に最低限必要な水量 |
| 災害発生から 10日 | 20 | 炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量 |
| 災害発生から 14日 | 100 | 通常的生活では不便であるが、生活可能な必要水量 |
| 災害発生から 21日 | 250 | ほぼ通常的生活に必要な水量 |

【飲料水の貯水施設】

| 地区 | 施設名 | 所在地 | 最大貯水量 (m ³) |
|----|---------------|-------|-------------------------|
| 松山 | 松山第一小学校耐震性貯水槽 | 松葉町地内 | 60 |
| | 東松山駅東口耐震性貯水槽 | 箭弓町地内 | 60 |
| | 東松山駅西口耐震性貯水槽 | 箭弓町地内 | 60 |
| 大岡 | 水穴配水場 | 大谷地内 | 2,650 |
| 唐子 | 高本山県水受配水池 | 下唐子地内 | 4,300 |
| | 唐子第一・第二浄水場 | 下唐子地内 | 2,440 |
| 高坂 | 高坂高区配水場 | 岩殿地内 | 870 |
| 高坂 | 高坂丘陵配水場 | 旗立台地内 | 430 |
| 丘陵 | 松風公園内緊急貯水槽 | 松風台地内 | 100 |
| 野本 | 五領調整場 | 柏崎地内 | 370 |
| | 合 計 | | 11,340 m ³ |

令和5年4月1日現在

(2) 食料の供給体制の整備

① 備蓄、調達計画の策定

市は、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄、調達を行います。食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し、更新します。

ア 備蓄数量

備蓄数量は、県の被害想定に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、災害救助従事者用を県と市でそれぞれ3日分（合計6日分）以上とします。また、県は、県内駅周辺の帰宅困難者用を1日以上備蓄しています。

なお、市民が目標とする備蓄数量は、最低3日間（推奨1週間）分とします。

イ 備蓄品目

備蓄品目は、次のような保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・主食（アルファ米） ・乳児食（粉ミルク、液体ミルク） ・その他（ペットボトル水、栄養補助食品） |
|--|

【食料備蓄目標量】

| 項 目 | 避難者 | 災害救助従事者 |
|---------------------|--------------------|-----------------|
| 供給対象者数 a | 14,991 人 | 800 人 |
| 供給対象食数 a×3 食=b (1日) | 44,973 食 | 2,400 食 |
| 備蓄目標量 (市分) | 67,460 食 (1.5日) | 7,200 食 (3日) |
| | (計) 74,660 食 | |

② 備蓄の実施

市は、備蓄計画に基づき、食料の購入、更新等を行います。

③ 調達体制の整備

市は、調達計画に基づき、食料を生産、販売する企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、食料の調達に関する契約及び協定を締結します。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口を事前に確認し継続的な連携を図ります。

④ 食料の供給

災害時の被災者等に対する食料の供給は、災害救助法の基準に従い市が実施します。また、市は、炊き出し等の実施場所として、避難所、その他適切な場所を事前に定めておきます。

⑤ 食料の輸送体制の整備

食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協

議し、備蓄及び調達を行う食料の輸送に関して、農業協同組合等との協定に基づき、対応を図ります。また、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品の調達に配慮します。

⑥ 食料集積地の指定

食料の集積地として輸送及び連絡に便利な場所を指定し、その所在地、経路等を県に報告します。

【県備蓄食料保管場所一覧（参考）】

| 施設名称 | 住所 | 連絡先 |
|----------|----------------|--------------|
| 中央防災基地 | 比企郡川島町上猪 111-1 | 049-297-7416 |
| 松山女子高等学校 | 東松山市和泉町 2-22 | 0493-22-0251 |

(3) 生活必需品の供給体制の整備

① 備蓄、調達計画の策定

市は、被災者のための生活必需品の備蓄、調達を行います。また、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し、更新します。

ア 備蓄数量

備蓄数量は、県の被害想定に基づき、避難者用を県と市でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上とします。また、県は、県内駅周辺の帰宅困難者用を1日分以上備蓄するとしています。

なお、市民が目標とする備蓄数量は最低3日間（推奨1週間）分とします。

イ 備蓄品目

備蓄品目は、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とし、要配慮者や女性にも配慮したものとします。

- ・毛布、タオル
- ・下着、靴下
- ・簡易食器
- ・懐中電灯
- ・ラップフィルム
- ・おむつ（子供用、大人用）
- ・生理用品
- ・石鹸
- ・ウェットタオル
- ・携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- ・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド（段ボールベッドを含む）
- ・電気ポット、やかん
- ・マスク、防塵マスク、消毒液、その他感染症対策に必要な物資
- ・靴を入れるためのビニール袋

② 備蓄の実施

市は、備蓄計画に基づき生活必需品の購入、更新等を行います。

③ 調達体制の整備

市は、調達計画に基づき、生活必需品を生産、販売する企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、生活必需品の調達に関する契約及び協定を締結します。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口を事前に確認し、継続的な連携を図ります。

④ 生活必需品の輸送体制の整備

生活必需品の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市が備蓄及び調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者との協定締結を推進します。

⑤ 物資集積地の指定

生活必需品の集積地として、輸送及び連絡に便利である場所を指定し、その所在地と経路等を県に報告します。

(4) 防災用資機材の備蓄

① 備蓄、調達計画の策定

市は、避難所の計画収容人数に基づく必要量を把握の上、防災用資機材の備蓄、調達を行います。また、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し、更新します。

ア 備蓄数量

備蓄数量は、県の被害想定に基づき、市の必要数とします。

イ 備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の次のような資機材とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり）・移送用具（リヤカー、担架）・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材・浄水機、発電機、投光機、ランタン、テント、ブルーシート、土のう袋・避難所用資機材（看板、表示板、レイアウト図）・携帯電話用充電器、延長コード及び延長タップ、防災ラジオ |
|---|

ウ 備蓄場所

市は、避難所単位で備蓄場所を整備します。

② 備蓄の実施

市は、備蓄計画に基づき防災用資機材の購入、保守点検、更新、処分等を行います。

③ 調達体制の整備

市は、調達計画に基づき、防災用資機材を生産、販売する企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、防災用資機材の調達に関する契約及び協定を締結します。また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口を事前に確認し、継続的な連携を図ります。

(5) 石油類燃料の調達・確保

災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の確保を行います。

災害時に特に重要な施設で、市が指定する次のような施設に石油類燃料の供給ができるよう、燃料の優先供給について石油販売業者と協定を締結します。

- ① 市庁舎
- ② 防災拠点
- ③ 大規模施設
- ④ その他防災関係施設

(6) 備蓄物資の管理及び点検

備蓄物資の管理及び点検（数量把握や品質確認等）は、備蓄場所の避難所担当職員が別に定める管理マニュアル等に基づき行います。

(7) 物資調達・輸送に関する体制の整備

物資の調達・輸送に必要な情報項目や単位の整理など、発注方法の標準化を図り、物資調達・輸送全体を管理する業務マニュアルを作成します。

また、物資拠点となる市有施設又は民間施設への非常用電源や非常用通信設備の整備を進めます。

(8) 迅速な物資供給

市内に甚大な被害が発生している場合、県は、市の要請を待たず、食料や生活必需品等の供給を行うことにしています。そのため、市は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ県と調整しておきます。

(9) 物資調達・輸送に関する訓練の実施

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとします。

2 緊急輸送体制の整備

(1) 輸送施設・拠点の確保等

市は、県と連携し、代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動に必要な輸送施設（道路、臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）等）及び物資拠点について点検を実施します。

また、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する物資拠点を經由して、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図ります。

(2) 物資拠点の指定

市は、国や県から輸送される支援物資を受け入れる物資拠点を指定します。

(3) 輸送手段の確保

市は、食料、生活必需品、その他の物資の輸送、物資の一時保管、荷さばきの体制を確保するため、運送事業者等と協定を締結します。

(4) 車両台数・対応能力等の把握

輸送業者で構成される協会、団体などは、災害時に想定される人員や救援物資等の輸送要請に備え、加盟各社の車両台数、対応能力等を把握します。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|----------------|--------|
| 1 災害時に必要な物資の供給 | 2 緊急輸送 |
|----------------|--------|

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------------------------------|--|
| 市 | 上下水道経営課 水道施設課 | ・応急給水に関すること。 |
| | 地域支援課 | ・炊き出しに関すること。 |
| | 会計課 地域支援課 | ・物資拠点に関すること。 ・物資の調達及び供給に関すること。 ・燃料の確保に関すること。 |
| | 建設管理課 道路課 河川課 (道路河川班) | ・緊急輸送道路の応急復旧に関すること。 |
| | 総務課 | ・車両の確保に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 |
| 関係機関 | 国 | ・緊急輸送道路の応急復旧に関すること。 |
| | 県 | |

1 災害時に必要な物資の供給

(1) 飲料水の供給について

市は、被害状況等に関する情報を基に、被災規模に応じて応急給水計画を作成します。また、被災の状況に応じて（公社）日本水道協会埼玉県支部に応援を要請し、供給体制を確保します。

① 給水体制

市は、被災状況に応じて、以下の体制を整備します。

ア 給水拠点を定め、給水体制を整えます。

イ （公社）日本水道協会埼玉県支部の協力のもと、給水体制を整えます。

② 給与

市は、貯水施設や各避難所にて応急給水を実施します。

③ 資機材の確保

市は、必要な応急給水資機材の確保を図ります。

④ 上水道施設の応急復旧

上水道施設の応急復旧については、次のとおりとします。

ア 被害箇所の調査と復旧

市は、上水道被害状況の調査及び復旧工事について、地震発生後、2週間以内に復旧することを目標とします。

イ 資材の調達

必要に応じて、復旧資材の調達について、（公社）日本水道協会埼玉県支部に協力を求めます。

ウ 技術者派遣の要請

必要に応じて、応急復旧工事を行う技術者について、(公社)日本水道協会埼玉県支部に派遣の要請をします。

⑤ 災害救助法の措置

飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求します。

(2) 食料の供給

① 給与

炊き出しは、被災状況等に応じ避難所、その他適切な場所で迅速に行います。また、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対して、炊き出し等への協力を要請します。

② 調達

市は、必要な物資とその必要数を、被害想定に基づき、あらかじめ把握します。その上で、関係機関（生産業者、販売業者）と協議し、調達します。不足する場合には、県及び関係機関に調達を要請します。

また、埼玉中央農業協同組合と締結した主食供給等に関する協定に基づき、主食等の供給を図ります。

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図ります。

③ 供給

市は、調達物資を物資拠点に集め、現地災害対策本部や各避難所等に配送します。食料は、避難所避難者、炊事のできない在宅避難者、応急対策活動に従事する者に対して供給します。

④ 米穀の供給要請

市は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請します。

⑤ 災害救助法の措置

食料の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求します。

(3) 生活必需品等の供給

① 給与

市は、あらかじめ生活必需品の給与基準を定め、災害時に必要があると認めたとき生活必需品を給与します。

② 調達

市民に給与する生活必需品は、備蓄品のほか、関係する組合や市内の商店に協力を求めて調達します。市内での調達が困難な場合には、県や関係機関（生産業者、販売業者）に調達を依頼して入手します。

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図ります。

被災地域で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具や燃料等も含め、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮した品目を調達します。

③ 供給

救援物資等は、市災害対策本部の指定する物資拠点に集積し、現地災害対策本部や避難所等に配送します。

また、大規模な地震が発生した際には、救援物資が短時間のうちに大量に搬送され、集積場所に滞留して、避難所等の主要な場所に届かないことが懸念されるため、民間物流事業所等との協定の活用や、県との連携により、その問題の解消を図ります。

災害の状況や供給体制などにより、調達先から避難所等に直接配送するなど、柔軟な体制を構築します。

生活必需品の配給は、自治会、自主防災組織等に協力を要請し、地区ごとに確実に行います。

④ 災害救助法の措置

生活必需品の供給に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求します。

【生活必需品の給与の対象者及び内容】

| 項目 | 内容 |
|-----|---|
| 対象者 | 避難所に収容されている者に限らず、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣類、寝具、生活必需品を喪失又は棄損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手できない状態にあるもの |
| 品目 | 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料、簡易トイレ、情報機器、要配慮者向け用品等 |

(4) 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

① 物資拠点の開設、運営

市は、避難所等までの物資輸送体制を確保するため、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し、運営します。

② 物資拠点の要員の確保

物資拠点の各施設管理者等は、別に定める計画や要領等に基づき、要員を確保します。

③ 物資の品目、数量等の伝達及び周知

市は、物資拠点から各避難所に輸送する物資の品目、数量及び到着目安について、あらかじめ避難所担当職員に伝達します。

避難所担当職員は、伝達を受けた避難所に到着する物資の品目、数量及び到着

目安を避難者に周知し、一部の避難者で不足している物資を避難者相互で融通しあうなど協調体制を整えます。

2 緊急輸送

災害時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施します。

災害時の応急対策活動を効率的に行うため、県に緊急輸送道路の機能を迅速に回復するよう要請します。

(1) 輸送の優先順位

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとします。

- ① 市民の安全を確保するために必要な輸送
- ② 被害の拡大を防止するために必要な輸送
- ③ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

(2) 陸上輸送

① 道路被害状況の把握及び伝達

緊急輸送道路の被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告します。

また、東日本高速道路㈱には、次の事項について、相互に連絡を取り合うことを要請します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・所管する緊急輸送道路の被害・道路上の障害物の状況の調査・パトロールカーによる巡視・道路モニター等からの道路情報 |
|---|

② 緊急輸送道路の応急復旧作業

市が管理する緊急輸送道路について、災害発生後、関係機関と事前協議を実施し、作業順位を決定し、応急復旧作業を他の道路に優先して速やかに実施するものとします。

また、緊急輸送道路となっている国道及び県道については、道路管理者に復旧を要請します。

③ 輸送手段の確保

市は、あらかじめ定められた計画に基づき、公用車を輸送車両として活用するほか、市内の貨物自動車運送業者などの協力を得て、車両の確保を図ります。燃料については、関係機関との協定の締結により調達体制を整備します。

市は、次の事項を迅速かつ円滑に実施するため、市有車両を全面的に活用します。また、市内の輸送業者及び市民に協力を依頼し、車両等の必要な緊急輸送手段を確保し、物資等の緊急輸送に万全を期します。

また、緊急輸送車については、緊急輸送車両の標章及び証明書の交付を申請するものとします。

ア 輸送の目的

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・災害時の応急対策に必要な人員の輸送・物資の輸送・被災者の避難 |
|---|

イ 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、災害対策基本法第50条で規定する次の事項に該当するものとします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項・消防、水防その他の応急措置に関する事項・被災者の救難、救助その他保護に関する事項・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項・施設及び設備の応急の復旧に関する事項・廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項・犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項・緊急輸送の確保に関する事項・前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 |
|---|

(3) 航空輸送等

① 輸送施設の確保

県は、自衛隊及び民間会社等の協力を得て人員又は救援物資の緊急輸送を行います。

市は、必要に応じ、ヘリコプターの派遣を要請します。

② 輸送手段

ア 自衛隊の航空機

イ 県のヘリコプター

ウ 民間航空機等（県内に本社、ヘリポート又は整備工場の存する各航空会社等に要請する。）

第12節 市民生活の早期再建

第1 基本方針

埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）による関東平野北西縁断層帯の被害想定では、断水復旧後、建物被災等により、家屋を失った1,744世帯に対して応急仮設住宅の確保が必要とされています。

災害時の市民の生活再建を迅速に進めるため、罹災証明書の交付体制、応急危険度判定の実施体制等を整備し、生活環境の早期復旧を図ります。

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| | |
|-----------------|------------------------|
| 1 被災者の相談体制の整備 | 5 児童・生徒等の安全確保 |
| 2 罹災証明書の交付体制の整備 | 6 がれき処理等廃棄物対策 |
| 3 応急住宅対策 | 7 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備 |
| 4 動物愛護 | |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------------------|--|
| 市 | 市民課 | ・被災者の相談体制の整備に関する事。 |
| | 危機管理防災課 地域支援課 | ・被災者支援システムの活用に関する事。 |
| | 課税課 | ・罹災証明書の交付体制の整備に関する事。 |
| | 住宅建築課 | ・応急住宅に関する事。 ・応急危険度判定の実施体制の確保に関する事。 |
| | 都市計画課 | ・応急仮設住宅建設用地に関する事。 |
| | 環境政策課 | ・動物愛護に関する事。 |
| | 学校教育課 保育課 | ・児童・生徒等の安全確保に関する事。 |
| | 廃棄物対策課 | ・災害廃棄物の処理体制の整備に関する事。 ・生活ごみの処理を継続する体制の整備に関する事。 |
| | 下水道施設課 (環境センター) | ・し尿処理を継続する体制の整備に関する事。 |
| | 商工観光課 | ・中小企業等の被害状況の把握に係る体制の整備に関する事。 |

1 被災者の相談体制の整備

市は、災害状況等に応じて、被災者の相談にワンストップで対応するため、総合受付窓口を開設するなどし、被災者の負担軽減を図るとともに、支援制度の説明や案内を漏れなく実施する仕組みづくりを行います。

また、市は、罹災証明書の交付など、全庁的に被災者支援業務を円滑に進めるため、各種業務を支援する被災者支援システムを活用します。

【被災者支援システムによる業務】

- ・被災者台帳作成業務
- ・避難所管理業務
- ・罹災証明管理業務
- ・緊急物資管理業務
- ・仮設住宅管理業務
- ・犠牲者遺族管理業務
- ・倒壊家屋等管理業務

2 罹災証明書の交付体制の整備

(1) 交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査に係る研修等を通じた担当職員の対応力向上、他自治体や民間団体との災害時応援協定の締結による受援体制の構築を図ります。

また、住家被害認定調査と判定作業とを区分し、分業体制にするなど、効率的な調査方法を検討します。

(2) 自己判定方式の実施のための普及啓発

市は、罹災証明書交付において、自己判定方式を推進するため、住民に対し、家屋が被災した際には片付けや修理を行う前に家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図ります。

3 応急住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに応急仮設住宅を建設する必要があります。

応急仮設住宅を迅速に供給するため、県と協力し、設置場所の確保、資機材の調達及び人員の確保等の体制を整備します。

(1) 応急措置等の体制整備

- ① 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、県と連携して実施体制の整備を図ります。
- ② 余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のため、市民への広報活動を行います。
- ③ 被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等、運用体制の確立を図ります。

(2) 応急仮設住宅の準備

応急仮設住宅の準備に関する実施計画は、次のとおりとします。

① 用地選定

県及び市の応急仮設住宅適地の基準に従い、公有地及び建設可能な私有地の中

から必要戸数を確保できる用地を選定します。私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じます。必要戸数の確保が困難な場合は、近隣の市町村相互間で融通を行います。

② 設置及び供給計画

次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等の策定することを検討します。

- ・ 応急仮設住宅の着工時期
- ・ 応急仮設住宅の入居基準
- ・ 応急仮設住宅の管理基準
- ・ 要配慮者に対する配慮

③ 適地の確保

必要とする応急仮設住宅の適地を確保するため、応急仮設住宅の適地調査を行います。建設可能敷地の状況を年1回、県に対して報告します。用地選定の基準は次のとおりです。

- ・ 飲料水が得やすい場所
- ・ 保健衛生上で適切な場所
- ・ 交通の便を考慮した場所
- ・ 住居地域と隔離していない場所
- ・ 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- ・ 工事車両のアクセスしやすい場所
- ・ 既存生活利便施設が近い場所
- ・ 造成工事の必要性が低い場所

④ 市営住宅の住宅提供可能戸数の把握

市は、平時から市営住宅における緊急時の住宅提供可能戸数を把握します。

(3) 既存住宅の利用

応急住宅対策として、既存住宅の利用を推進します。市営住宅の空室を利用して、一時的な供給を図るとともに、民間賃貸住宅の利用を促進するため、関係団体等との協定を締結します。

(4) 市外避難者への支援方法の検討

災害の状況によって、市外の応急仮設住宅への入居が必要となる場合も考えられます。この場合は、子育てや介護上の心配・負担が増大したり、各世帯が市域等を越えて分離して生活したりするケースも少なくないため、市外の応急仮設住宅へ入居した被災者に対する支援方法を検討します。

市外の応急仮設住宅への入居者に対して、孤立防止や困窮状態に陥らないように適切な被災者支援を提供するためには、被災者の入居先となる市町村やその周辺で活動するNPO等との連携を図ります。

4 動物愛護

(1) 所有者明示に関する普及啓発

災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、市は、県や獣医師会、動物関係団体等とともに、飼い主が所有者明示の措置をとることについての普及啓発を行います。所有者明示の方法としては、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとします。

(2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があります。それゆえ、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがあります。このため、市は、県や獣医師会、動物関係団体等と共に、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなど、災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行います。

また、避難所への避難の際にも、ケージやキャリーバックに入れて避難するよう周知を図ります。

(3) 避難所でのペットの受入れ

市は、避難所のうち、ペットの受入れが可能な施設を決め、ハザードマップや市ホームページ等で周知を図ります。

(4) 動物愛護団体との協定締結の推進

市は、ペットの避難支援の一環として、動物愛護団体等とあらかじめ協定を締結し、災害時の具体的な活動方法や連携体制を検討します。

5 児童・生徒等の安全確保

(1) 防災計画の周知徹底

校長等は、学校防災計画の周知徹底を図り、災害時には、教職員及び児童・生徒等が適切な行動をとれるようにします。

(2) 災害への備え

校長等は、学校防災計画に従い防災訓練を実施し、訓練結果を踏まえ、随時の見直しを行います。

また、災害時に備えて以下のような措置を講じます。

- ① 市防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割を明確にするとともに、その周知を図ります。
- ② 児童・生徒等への防災教育や避難訓練を実施するとともに、災害時における保護者との連絡方法等を決定して、その周知を図ります。

- ③ 市教育委員会、東松山警察署、比企広域消防本部、消防団及び保護者への連絡網及び協力体制を確立します。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知します。
- ⑤ 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行います。
- ⑥ 洪水浸水想定区域内に所在する学校においては、避難訓練と一体化した防災教育の実施を行います。

(3) 応急教育

市は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するため、応急教育計画の策定等、応急教育に関する事前対策を推進します。なお、私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画の策定等について指導及び支援を行います。

校長等は学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を更新するとともに、指導方法などの対応方針を定めます。なお、教材用品の調達及び配給の方法については、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画を策定しておきます。

6 がれき処理等廃棄物対策

(1) 災害廃棄物の処理可能量等の把握

市は、災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握します。また、災害廃棄物の発生量の推計値から仮置場での受入期間中の利用方法を検討します。

(2) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

市は、災害廃棄物の仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、災害廃棄物の仮置場候補地の選定や利用方法を検討します。

落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場への経路途絶等の被害や復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、仮置場の見直しができるよう複数箇所の候補地の選定を行います。

また、仮置場の候補地を選定後、搬入ルートを検討します。

【令和元年東日本台風で設置した仮置場】

| 名称 | 住所 |
|------------|------------|
| 西本宿不燃物等埋立地 | 西本宿 2400-1 |
| 物見山駐車場 | 岩殿 1222-2 |
| ぼんどう山第1公園 | 坂東山 9 |

(3) 災害廃棄物等の適正処理

市は、災害廃棄物等の適正処理体制確保のため、次の事項を検討します。

- ① 仮置場における廃棄物の分別排出、分別仮置きに関する市民への広報

- ② 仮置場の管理運営体制
- ③ 仮置場の管理運営を行う要員や資機材の確保及び配置
- ④ 再資源化やごみ選別を行う要員や資機材の確保及び配置

(4) 生活ごみ及びし尿の適正処理

市は、避難所ごみを含む生活ごみについて、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行います。

生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理は、被災後も継続して実施します。

(5) 広域連携による廃棄物処理

市は、災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で、広域的な対応方法をあらかじめ検討します。

また、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなど、効率的な災害廃棄物の搬出に向けて、市社会福祉協議会、NPO等と事前に連携を図ります。

(6) 迅速な公費解体のための準備

市は、災害発生後、家屋の応急修理と損壊家屋の解体（公費解体）の案内を同時期に周知できるよう準備します。

(7) 有害物質等の情報共有・回収・処理体制

市は、災害に伴う事業所等の倒壊建屋などから拡散・流出するおそれのある有害物質等による健康被害や環境への影響を防止するため、関係機関と連携し、情報共有や、回収・処理体制の構築を図ります。

7 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備

市は、あらかじめ商工会等と連携し、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に取り組みます。

第3 応急対策

【実施項目】

| | |
|------------------------|----------------|
| 1 被災者の状況把握、施策の決定 | 6 罹災証明書の交付 |
| 2 災害救助法の適用 | 7 応急住宅対策 |
| 3 被災者台帳の作成・提供 | 8 動物愛護 |
| 4 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の準備 | 9 児童・生徒等の安全確保 |
| 5 住家被害認定調査の実施 | 10 がれき処理等廃棄物対策 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|--------------------|--|
| 市 | 本部事務局 (危機管理防災課) | ・施策の決定に関する事。 ・災害救助法に関する事。 |
| | 地域支援課 | ・被災者の状況把握に関する事。 |
| | 子育て支援課 | ・被災子育て世帯の把握に関する事。 |
| | 課税課 | ・住家の被害調査及び記録に関する事。 ・住家の被害程度の判定に関する事。 ・罹災証明書の交付に関する事。 |
| | 住宅建築課 | ・応急住宅に関する事。 ・応急危険度判定に関する事。 |
| | 市街地整備課 | ・被災住宅の障害物の除去に関する事。 ・宅地に流入した土砂等に関する事。 |
| | 環境政策課 | ・空き家等の除却に関する事。 ・動物愛護に関する事。 |
| | 学校教育課 保育課 | ・児童・生徒等の安全確保に関する事。 |
| | 生涯学習課 | ・文化財の応急措置に関する事。 |
| | 廃棄物対策課 | ・がれき処理等廃棄物対策に関する事。 |
| | 下水道施設課 (環境センター) | ・し尿処理に関する事。 |
| 関係機関 | 県 | ・災害救助法に関する事。 ・応急仮設住宅に関する事。 |
| | 学校施設 | ・応急教育計画に関する事。 |

1 被災者の状況把握、施策の決定

(1) 避難者意向調査及び被災者訪問調査の実施

① 避難者意向調査の実施

ア 調査票の準備

意向調査に向けて調査票を準備します。避難者数が多い場合、調査票に各避難者の基礎情報を事前に記入するようにします。

イ 避難者意向調査の実施

各避難所に滞在している避難者から生活の状況や再建の意向等を聞き取ります。

ウ 調査結果の報告

避難者意向調査結果を取りまとめ、本部事務局に報告します。

② 被災者訪問調査の実施

ア 調査家屋の特定

本部事務局から家屋の被害状況に関する情報を収集し、対象家屋を特定します。

イ 対応職員の動員

被害状況を踏まえ訪問調査の対象範囲が広い場合、対応職員の増員を行います。

ウ 訪問調査の準備

市職員であることが分かる腕章やビブスを着用します。

エ 訪問調査の実施

被災者の家屋を訪問し、生活の状況や再建の意向等を聞き取ります。

オ 要望や問題点の伝達

要望や問題点、緊急性が高いと思われる事項を直接担当課に連絡します。
それ以外の事項は、後日整理して、担当課に報告します。

(2) 被災した子育て世帯の把握

① 被災した子育て世帯の特定

避難所への訪問及び被災者台帳から、被災した子育て世帯の全体像を早急に把握します。

② ヒアリングの実施

支援が必要と判断した子育て世帯に対して、被災状況等のヒアリングを実施し、入浴や子どもの一時預かり等の支援ニーズを把握します。

③ 支援の実施

ヒアリング結果については、関係各課やNPO等で情報共有し、必要に応じて支援を実施します。

(3) 施策の決定及び周知

市は、被害状況、被災者の生活状況等を考慮し、市民生活の再建等のための施策を速やかに決定します。

また、各種施策の概要、要件、手続について、市民に周知します。

2 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準を超える被害が発生した場合は、同法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、災害救助を実施します。

(1) 災害救助法の適用手続

次の適用基準に従い、被害状況を把握し、適用基準に該当するか否かを判断します。適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請します。

① 市の区域内の人口に応じ、次表の適用基準に定める数以上の世帯の住家が滅

失したとき。

- ② 被害が相当広範な地域にわたり、県内区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上で、市の住家のうち滅失した世帯の数が①の1/2に達したとき。
- ③ 被害が広域な地域にわたり、県内区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上で、市の区域内で被害世帯数が多数であるとき。
- ④ 被害が隔絶した地域に発生したものである等、被害者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- ⑤ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。
- ⑥ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事が、市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいると判断したとき。

【災害救助法の適用基準】

| 市町村の人口 | 住家が滅失した世帯の数 |
|-----------------------|-------------|
| 5,000人未満 | 30 |
| 5,000人以上 15,000人未満 | 40 |
| 15,000人以上 30,000人未満 | 50 |
| 30,000人以上 50,000人未満 | 60 |
| 50,000人以上 100,000人未満 | 80 |
| 100,000人以上 300,000人未満 | 100 |
| 300,000人以上 | 150 |

【被災世帯の算定】

| | |
|----------------|---|
| 住家滅失した世帯数の算定方法 | 住家が滅失した全世帯数 ＝（全壊、全焼もしくは流失した世帯数） ＋1/2（住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数）＋1/3 （住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数） |
| 住家の滅失等の認定基準 | ① 住家が滅失したもの 住家の損傷、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの ② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの ③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの （①）及び（②）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの |

| | |
|-----------|--|
| 住家及び世帯の単位 | 住家：現実に居住している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているものは、それぞれ1住家として取り扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。 |
|-----------|--|

(2) 応急救助の実施方法

災害救助法の適用により、県から救助事務の内容、期間等の通知を受け、応急救助を開始します。具体的な実施方法は、県が定めた基準のほか、市防災計画の各節に定めるところによります。

【応急救助の種類と実施者】

| 救助の種類 | 実施期間 | 実施者区分 |
|--|--|---|
| 避難所の設置 | 7日以内 | 市町村 |
| 炊出しその他による食品の給与 | 7日以内 | 市町村 |
| 飲料水の供給 | 7日以内 | 市町村 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内 | 市町村 |
| 医療及び助産 | 14日（ただし、助産分娩した日から7日間）以内 | 医療班派遣＝県及び日赤埼玉支部 （ただし、委任した時は市町村） |
| 学用品の給与 | 教科書 1か月以内 文房具 15日以内 | 市町村 |
| 被災者の救出 | 3日以内 | 市町村 |
| 埋葬 | 10日以内 | 市町村 |
| 生業資金の貸与 | 現在運用されていない | |
| 応急仮設住宅の供与 | （建設型応急住宅）20日以内に着工 （賃貸型応急住宅）速やかに借上げ、提供 ※いずれも供与期間は2年以内 | 対象者、設置箇所の選定＝市町村 設置＝県（ただし、委任したときは市町村） |
| 被災した住宅の応急修理 （住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理） | 10日以内 | 市町村 |
| 被災した住宅の応急修理 （日常生活に必要な最小限度の部分の修理） | 3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了 | 市町村 |
| 死体の捜索 | 10日以内 | 市町村 |
| 死体の処理 | 10日以内 | 市町村 |
| 障害物の除去 | 10日以内 | 市町村 |

資料編「災害救助基準」を参照

3 被災者台帳の作成・提供

市は、比企広域消防本部等と連携して、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する体制を整備します。また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し

ます。台帳の作成に当たっては、被災者再建支援システムを活用します。

(1) 被災者台帳に記録する事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害状況
- ⑥ 援護の実施状況
- ⑦ 要配慮者に該当する事由（要配慮者であるとき）
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付状況
- ⑪ 本人同意による提供可能先
- ⑫ 台帳の情報を提供した場合の理由及び日時

(2) 被災者台帳の利用等

次のいずれかに該当すると認められるときは、被災者台帳の情報を利用し、又は提供するものとします。なお、当該台帳の利用等に当たっては、安否情報の記録同様に、個人情報の保護に留意した取扱いを徹底します。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で利用するとき。

4 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の準備

(1) 調査体制及び交付体制の構築

住家被害認定調査の実施や、罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保により体制を構築します。

必要に応じて対口支援による応援職員の受入れや臨時職員の雇用を行います。

(2) 自己判定方式の採用

市内の被害概況から明らかに準半壊に至らない（一部損壊）（以下「一部損壊」という。）程度の被害に該当する住家については住家被害認定調査を実施せずに、被災者が撮影した写真を用いて、罹災証明書を迅速に交付する自己判定方式を採用します。

ただし、一部損壊の判定に合意が得られない場合や、自己判定方式により提出された写真等では一部損壊と判断できない場合は、現地調査による判定を行います。

(3) 住家被害認定調査及び罹災証明書に関する広報

住家被害認定調査及び罹災証明書に関する次の事項等について広報を行います。

- ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定や損害保険・共済による損害調査と罹災証明書の被害程度の違いに関すること。
- ・家屋等の被害状況に係る写真の撮影に関すること。
- ・罹災証明書の交付申請に関すること。
- ・自己判定方式に関すること。
- ・罹災証明書に記載の住家被害の調査結果に係る再調査に関すること。

(4) 相談窓口の設置

住家被害認定調査及び罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の交付や再調査の受付、相談活動を実施します。

なお、災害の規模に応じて、罹災証明書の交付場所を変更します。

5 住家被害認定調査の実施

市は、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に基づき、災害により被害を受けた住家について被害程度の認定調査を行います。

6 罹災証明書の交付

市は、被災した市民がその被害の程度等に応じた適切な支援を迅速に受けられるよう、災害対策基本法第90条の2の規定により、罹災証明書を遅滞なく交付します。

(1) 交付準備

① 資機材等の調達

パソコン、電話、複合機等の機器類や罹災証明書の申請書、記入済の調査票原本等を用意します。

② 交付会場の設営

交付会場のレイアウトを検討し、申請書の記入場所、提出窓口、罹災証明書の交付スペース、判定に関する相談窓口等を設置します。

感染症対策の観点から、受付会場内の換気や被災者同士の距離に十分配慮します。

(2) 罹災証明書の対象

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住家について、被害程度を証明します。被害程度には、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）があります。非住家については、被害程度の判定を要しない被災証明書を交付します。

なお、火災による全焼、半焼、放水による水損は、比企広域消防本部が罹災証明書を交付します。

(3) 交付申請

被災者本人及び委任を受けた者は、「罹災証明書交付申請書」を申請窓口に提出します。

なお、被災者のカメラやプリンタ類が被害を受け、申請書類へ写真の添付が困難な場合は、被災者の所有するデジタル映像を市が再撮影することで、申請を受け付けます。

(4) 罹災証明書の交付

市は、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に基づいて、罹災証明書を交付します。なお、罹災証明書の交付手数料は無料とします。

資料編「東松山市罹災証明書等交付要綱」を参照

(5) 再調査及び再判定の実施

被災者が罹災証明書で判定された被害の程度に相当の理由をもって修正を求めるとき、市は再調査の受付を行います。

再調査の申出があった場合、市は速やかに再調査を実施して判定を行います。なお、再調査及び再判定が難しい状況にあっては、建築士など専門家の指導、助言を受けて判定します。

また、火災に関する罹災証明書については、比企広域消防本部が行います。

7 応急住宅対策

(1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

① 実施体制

市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制を早急に整備します。地震等により相当数の建築物が被災し、余震により二次災害が発生するおそれがあると判断したときには、直ちに判定の実施を決定し、その他必要な措置を講じます。

② 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定活動

市は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊すること等で生じる二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（被災建築物の危険度の応急的な判定）及び被災宅地危険度判定（被災した宅地の危険度判定）を行います。

判定実施の決定に伴い、被災建築物数と被災建築物応急危険度判定士等の動員状況から、短期で判定を終了することが困難と思われるときは、県に対して判定に関する支援を要請します。

調査した結果は、台帳に整理します。

また、被災建築物応急危険度判定の調査結果を関係部署と共有します。

(2) 応急修理

① 修理実施等

住宅の応急修理に関する業務について、県が市に委託した場合、市は、災害に

より住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を対象者として、日常生活に不可欠な部分について、必要最小限の修理を行います。なお、修理の結果は、県に報告します。

② 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

市は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行います。

ア 修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行います。

イ 修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分とします。

ウ 修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了します。

③ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 修理個数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等により修理戸数を決定します。

イ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とします。

ウ 修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了します。

④ 災害救助法の措置

災害救助法が適用され、県知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の被災した住宅の応急修理に係る費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求します。なお、災害発生から10日以内又は3か月以内に完了します。

（3）応急住宅の供給

県は、応急仮設住宅及び公的住宅等の空室を「応急住宅」として供与します。応急仮設住宅には、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」と民間の賃貸住宅を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）」があります。市は、県が行う応急仮設住宅の供給に協力します。

① 選定と期間

福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して、被災者の状況を

調査の上、以下の基準に基づき入居者を選定します。なお、選定に際しては、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮をするものとします。

なお、入居期間は、原則として2年以内とします。

- ア 住居が全壊又は流出した者
- イ 居住する住居がない者
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者

② 建設型応急住宅

市は、県から委任を受けて、建設型応急住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等の事務を行います。入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成も考慮します。また、市は入居者の住宅の使用状況等について把握に努めます。

【建設型応急住宅の設置予定場所】

| 名 称 | 所 在 地 | 敷地面積 (㎡) | 建設可能戸数 |
|--------|--------------|----------|--------|
| 稲荷林公園 | 元宿1丁目27番 | 2,392 | 26 |
| 千年谷公園 | 旗立台1番 | 5,805 | 82 |
| 唐子中央公園 | 下唐子1169番地1ほか | 12,000 | 171 |
| 大岡運動広場 | 大谷3402番地1 | 9,852 | 140 |

③ 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

市は、協定に基づき、県に民間賃貸住宅の供給を要請し、借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅の提供を図ります。

④ 公的住宅等の利用

市は、市営住宅の空室の優先利用を行います。不足する場合は、県等の関係機関に対し、県営、都市再生機構、住宅供給公社等の公的住宅等の確保及び優先利用を要請します。入居の基準は、建設型応急住宅の供給に準じます。

⑤ 災害救助法の措置

災害救助法が適用され、県知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の建設型応急住宅の設置費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求します。なお、災害発生から20日以内に着工します。

（4）住宅関係障害物除去

① 除去作業の実施

被災住宅の障害物の除去では、居室、台所、玄関、トイレ等のように日常生活に必要不可欠な部分等に運び込まれた土石、竹木等を除去するものとします。

市は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去を行います。

ア 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者としてします。

イ 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とします。

② 応援要請

除去に必要な労力及び機械力が不足する場合は、次により確保します。

ア 協定を締結している東松山建設安全協会に協力を要請

イ 県（県土整備事務所）に要請（自衛隊の災害派遣を含む）

ウ 相互応援協定先の近隣市町村等の自治体に協力を要請

【住宅関係障害物の除去の対象及び選定基準】

| | 内 容 |
|----------|--|
| 対 象 | 以下の条件に該当する住家を早急に調査して、住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去を実施します。 ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。 ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。 ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。 |
| 対象者の選定基準 | 障害物除去対象者の選定は、市が行います。また、障害物除去戸数は、半壊・床上浸水家屋の数量を把握した上で算定します。 |
| 期 間 | 災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長はその結果を県に報告します。 |

③ 災害救助法の措置

災害救助法が適用された場合、住宅関係障害物の除去の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求します。障害物の除去期間は、災害発生から10日以内となります。

④ 宅地内の土砂等の受入れ

ア 宅地等に堆積した土砂等の発生状況の把握

市は、航空写真、被災地域の巡回、住民からの要望等から、宅地等に堆積した土砂等の発生状況を確認します。

イ 受入場所の選定

市は、立地条件、前面道路幅、所有者、面積、土地利用、輸送ルートなどを考慮して、土砂の受入場所を選定します。

ウ 受入場所の周知

市は、宅地等に堆積した土砂の搬入先である受入場所を被災者に周知します。

(5) 空き家等の除却の措置

災害時、適切に管理されていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、市は、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等を行います。

8 動物愛護

(1) 動物救援本部

県は、獣医師会及び動物関係団体と連携し、動物救援本部を設置するとしています。動物救援本部においては、次の事項が実施されます。

- ① 動物保護施設の設置
- ② 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- ③ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- ④ 飼養困難動物の一時保管
- ⑤ 動物の所有者探しや、新たな所有者探しのための情報収集と提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 被災地域における動物の愛護

所有者不明の動物、負傷動物等は、市、県、獣医師会及び動物関係団体等が協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送します。

(3) 避難所における動物の適切な飼養

- ① 県の協力のもと、飼い主は、避難した動物の飼育に関して、適正飼養を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めます。
- ② 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所で様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことや避難者の動物アレルギー等に配慮し、避難者の居住スペースへの動物の持込みは原則禁止とします。敷地内の屋外にペット専用スペース（一時飼育場所）を確保することで、ペットとの同行避難を支援します。
- ③ 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者（飼い主）が全責任を負うものとします。

(4) 情報の交換

県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集し、提供します。

- ① 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ② 必要な資機材、獣医師の派遣要請
- ③ 避難所から動物保護施設への動物の預入れ希望
- ④ 他市町村への連絡調整及び応援要請

(5) その他

動物の愛護及び管理に関する県の条例に規定する、危険な動物等が逸走した場合

は、動物園（県こども動物自然公園）及び東松山警察署の協力を得て収容、管理します。

9 児童・生徒等の安全確保

（1）発災時の対応

① 小中学校

開校時、震度5弱以上の地震が発生した場合、各学校の教職員は、安否確認と救助活動を実施し、被害状況を市教育委員会に報告します。

小学生を学校に留め置き、名簿により氏名を確認した上、直接保護者に引き渡します。また、中学生を学校に留め置き、安全が確認され、保護者に連絡が取れ次第下校させます。

閉校時、震度5弱以上の地震が発生した場合、教職員は、学校へ参集し、被害状況の把握と市教育委員会への報告等を実施し、被害状況に応じて、休校等の応急措置を実施します。

なお、電話連絡、ホームページ掲載、メール配信等の複数の通信手段により、保護者への連絡及び情報提供を実施します。（以下、同じ。）

② 保育園

開園時、各保育園では、安否確認と救助活動を実施し、被害状況を市教育委員会に報告します。

園児を直接保護者に引き渡すものとします。

閉園時、震度5弱以上の地震が発生した場合、職員は参集し、被害状況の把握等と市教育委員会への報告を実施します。

③ 放課後児童クラブ

開所時、各放課後児童クラブでは、安否確認と救助活動を実施し、被害状況を市教育委員会に報告します。

児童を直接保護者に引き渡すものとします。

閉所時、震度5弱以上の地震が発生した場合、職員は参集し、被害状況の把握等と市教育委員会への報告を実施します。

④ その他の教育施設

私立幼稚園、保育園、学校や、その他の公立学校等の教育施設では、各施設長の判断に基づき、応急対策活動を実施します。

（2）学校施設の応急復旧

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう、施設の応急復旧に必要な措置を講じます。

① 応急教育

ア 発災時の対応

市は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進します。

- (ア) 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えます。
- (イ) 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告します。
- (ウ) 状況に応じ、市教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講じます。
- (エ) 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し、万全の体制を確立します。
- (オ) 準備した応急教育計画に基づき、臨機応変に災害状況に即した応急指導を行います。
- (カ) 応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図ります。
- (キ) 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなど、万全を期します。
- (ク) 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防に万全を期します。

イ 応急教育の準備

市は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進します。校長は、次のとおり、応急教育の準備を実施します。

- (ア) 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力します。
- (イ) 学校が被災した場合、市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期します。
- (ウ) 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期します。
- (エ) 応急教育計画に基づき、学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し、指導します。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにします。
- (オ) 避難した児童・生徒等については、職員の分担を定め、地域ごとに実情を把握します。避難先を訪問するなどして、前記(エ)に準じた指導を行います。
- (カ) 避難所として学校施設を提供したため、長期間教育活動に使用不可能の場合には、市教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期します。
- (キ) 校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように取り組み、その時期については早急に保護者に連絡します。

ウ 応急的な教育活動の実施

自校が使用可能な場合は、点検確認を行い、応急教育を実施します。使用できない場合は、近隣の余裕がある学校を利用して分散授業や、利用する施設状況にあわせ、応急教育を実施します。

(ア) 応急教育の方法

当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり、通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により、授業の継続実施に取り組みます。また、被害の程度により臨時休業の措置をとることも予想されるので、授業のできなかつた時間について補習授業等を行い、その万全を期します。

(イ) 給食などの措置

学校給食センター施設の点検を行い、被害を受けた場合は、市教育委員会へ報告し、速やかに応急処理を行い給食実施に取り組みます。

給食に必要な食材などは、市内の団体などを通じて入手し、また、協定事業所から重油、プロパンガス等の燃料を確保し、調理します。

また、学校給食と被災者への対策が重複する場合は、調整を図ります。

衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう取り組みます。

(ウ) 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので、当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により、教育実施者の確保を行います。

エ 教材学用品などの調達及び給与

被災した児童・生徒等に対し、次のとおり学用品を調達し、給与します。

(ア) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給します。

(イ) 給与の実施

市は、学用品の調達、配分等を行います。ただし、調達することが困難な場合は、県に調達を要請します。

教科書については、県が市教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じます。

(ウ) 災害救助法の措置

災害救助法が適用された場合、学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求します。学用品の給与の時期として、災害発生から、教科書は1か月以内、文房具及び通学用品は15

日以内となります。

オ 授業料の減免、奨学金貸与の措置

(ア) 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとします。

(イ) 被災により、修学に著しく困難を生じ、奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずるものとします。

(3) 地域の子育て支援の実施

① 子育て支援の推進

市は、保育園が平常時から地域の子育て支援拠点としての役割も担っていることから、災害時においても地域の保護者等に対して保育の専門性を活かした子育て支援を積極的に行います。

② 災害復旧作業等の子どもの受入れ

市は、保護者が復旧作業を行う等の理由で一時的に保育が必要となった子どもについて、可能な範囲で受入れを行います。なお、受入可能な保育園について調整を行い、ホームページ等で周知します。

(4) 被災児童生徒の心のケアの実施

市は、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが不足する場合、県に有資格者の人的支援を要請します。また、関係団体へ直接連絡することで、対応要員を確保します。

(5) 文化財の応急措置

市は、国、県の文化財に指定されている建築物等が被災した場合は、被害状況を把握し、県に報告し、指示を受けます。県は、応急措置を行います。

市の文化財に指定されている建築物等が被災した場合は、報告を受けた市教育委員会で応急措置を行います。また、美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じます。特に屋外にある建造物、工作物等については、破損を放置しておくより更なる破損や、崩落等による危険が生じるおそれがあるため、復旧までの間、風雨に対する養生や、域内への侵入を防止する柵などの対策を講じます。なお、文化財が崩壊した、又は崩壊するおそれがある場合であっても、被害の程度によって、復旧が可能な場合は、所有者などと連絡を取り合って保存の処置を進めます。

資料編「文化財一覧」を参照

10 がれき処理等廃棄物対策

(1) がれき処理等廃棄物対策

① 一般廃棄物処理施設等の被害状況の把握

ア 緊急点検の実施

緊急点検リストに基づいてクリーンセンター、西本宿不燃物等埋立地等の緊

急点検を実施します。

イ 被害状況の報告

点検した施設の被害状況を整理するとともに、復旧方法・復旧の見込み等を市災害対策本部に報告します。

ウ 施設の応急対策の実施

施設等が被災している場合、安定した処理体制を確保するため、速やかに復旧作業を開始します。

また、応急対策として、相互支援協定や応援協定に基づき、廃棄物の破碎・選別機材の調達、受入先の特定及び搬出量・搬出方法の設定について、地方公共団体や民間事業者に応援を要請します。

② 災害廃棄物発生量の推計

市災害対策本部が集計した建物の被害状況を用いて、災害廃棄物の発生量を推計します。

③ 災害廃棄物要処理量の算定

推計した災害廃棄物の発生量から、焼却処理、破碎選別、再生利用及び埋立処分の処理量を算定します。

④ 仮置場の設置・運営

ア 仮置場の設置

公衆衛生や人命救助の支障となる災害廃棄物を速やかに移動させるため、仮置場を設置します。

また、災害規模が大きく、単一の仮置場として必要面積分の候補地の確保が困難な場合、仮置場を一次仮置場と二次仮置場に分けて設置します。

一次仮置場は、災害廃棄物を被災現場から二次仮置場に運搬する際の中継施設とし、市内に複数設置します。

また、二次仮置場では、主に一次仮置場から搬入された災害廃棄物の選別を行い、破碎処理施設、焼却施設及び最終処分場へ随時搬送します。

イ 仮置場の整備

仮置場に搬入された災害廃棄物の積み降ろし、選別及び破碎を行うため、建設会社、レンタル・リース会社等から仮置場に必要な車両を調達し、処分業者に分別及び処分業務を委託します。

⑤ 仮置場の運営管理

速やかな災害廃棄物の現場撤去を実現するため、選定及び設置した仮置場の適正な運営管理を行います。

復旧及び復興の状況によっては、使用中の仮置場周辺での渋滞が常態化するおそれがあるので、渋滞解消策などを講じます。

また、「廃棄物分別・処理実務マニュアル」の記載内容に留意して仮置場を運営し、公費解体終了を目途に仮置場を閉鎖します。

⑥ 分別及び収集

道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、一時保管場所の位置、危険物、通行

上の支障物、腐敗性廃棄物等の優先的収集・運搬の視点を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行います。

仮置場までの運搬ルートや注意事項を記載した経路図などを用意し、収集運搬委託業者に分別及び収集に関する指導を行います。

また、収集能力が不足する場合、地方公共団体又は民間事業者収集運搬の応援を要請します。

⑦ 処理及び処分

可能な限り環境の保全や資源の有効活用に配慮し、再生資材にリサイクルすることで、災害廃棄物の処理量及び処分量を削減します。

市のごみ処理施設では対応困難な廃棄物が多いため、廃棄物処理業者などへ処理を委託し、適切な処理・処分体制を整備します。

ごみの処理方法として、一般廃棄物処理施設以外にも、民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整します。

⑧ 応援要請

ア 地方公共団体への要請

被災状況や災害廃棄物の発生量によって市のみでは対応できない場合、支援の必要性を把握し、要請内容を整理して、災害廃棄物処理に関する協定に基づき応援を要請し、速やかに県に支援要請内容等を報告します。

また、県外市町村への応援要請を行う場合は、国・県に対応を要請します。

イ 自衛隊、警察、消防への要請

災害発生直後は、自衛隊、警察、消防による人命救助、啓開作業が行われることから、分別や環境配慮が後手になることを踏まえ、本部事務局を通じて、次の対応を要請します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・有害物、危険物に対する情報を提供するとともに、災害廃棄物の特性に応じた最低限の分別等・啓開廃棄物の移動先・火災等の二次災害の防止、不法投棄対策・貴重品・思い出の品の取扱い |
|---|

ウ 民間事業者への要請

あらかじめ災害廃棄物の処理に関する協定を締結している民間事業者に応援を要請します。

エ 災害ボランティアセンターへの要請

必要に応じて、被災家屋の片付け、粗大ごみなどの搬出作業等を社会福祉課を通じて災害ボランティアセンターに要請します。

なお、ボランティア、NPO等の支援も得て災害廃棄物等の処理を実施する場合、あらかじめ市社会福祉協議会、NPO等と作業実施地区、作業内容等を確認します。

(2) し尿処理

① し尿処理施設等の被害状況の把握

ア 緊急点検の実施

緊急点検リストに基づいて環境センターの緊急点検を実施します。

イ 被害状況の報告

環境センターの被害状況を整理するとともに、復旧方法・復旧の見込み等を市災害対策本部に報告します。

ウ 施設の応急対策の実施

環境センターが被災している場合、安定した処理体制を確保するため、速やかに復旧作業を開始します。

また、応急対策として、埼玉県清掃行政研究協議会に応援を要請します。

② 発生量の推計

市内で発生した避難者数、設置した仮設トイレ数等に基づいてし尿収集必要量を推計します。

また、設置した仮設トイレ等が不足する場合は、協定等に基づいて調達します。

③ 収集及び運搬

仮設トイレ設置数及び避難者数などの利用状況に応じて、し尿処理の収集及び運搬の優先順位を決定します。

また、災害により上下水道施設が被害を受けた場合、水洗トイレの使用ができなくなることが想定されるため、県、県内市町村、業界団体などに協力を要請し、緊急を要する地域から速やかにし尿の収集及び運搬を実施します。

なお、収集及び運搬を要請する際には、許可業者と収集分担区域や収集運搬ルートなどについて協議します。

④ 処理及び処分

収集したし尿は、環境センターで処理することを基本とします。

環境センターの稼働が困難な場合は、県、県内市町村などに応援要請を行い、安定的なし尿処理体制を整備します。

第4 復旧対策

【実施項目】

1 生活再建等の支援

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|-----------------------|---|
| 市 | 本部事務局 (危機管理防災課) | <ul style="list-style-type: none"> ・物価安定及び物資の安定供給に関すること。 ・災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給に関すること。 ・被災者生活再建支援金の受付に関すること。 |
| | 収税課 保険年金課 高齢介護課 | <ul style="list-style-type: none"> ・市税等の徴収猶予及び減免に関すること。 |
| | 農政課 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林関係従事者の融資に関すること。 |
| | 社会福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付窓口の開設及び配分に関すること。 ・災害見舞金の支給に関すること。 |
| | 会計課 | <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受付口座の開設に関すること。 |
| | 廃棄物対策課 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の収集、運搬に関すること。 ・損壊家屋の解体に関すること。 |
| 関係機関 | 労働局 | <ul style="list-style-type: none"> ・職業あっせんに関すること。 |
| | 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練に関すること。 ・中小企業に対する金融支援に関すること。 |
| | 県社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金の貸付に関すること。 |
| | 日本郵便(株) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 |
| | 住宅金融支援機構 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧住宅資金の融資に関すること。 |

1 生活再建等の支援

(1) 被災者の生活確保

被災した市民は、応急対策を講じた後も不自由かつ不安定な生活を送る可能性が大きく、市民が安定した生活を早急に取り戻せるようにするため、市は、物価の安定及び物資の安定供給を図るよう関係団体等に働きかけます。

市民の不安感の払拭や生活の支援制度の普及を図るため、市民に対する相談機能を強化します。

(2) 被災者に対する職業あっせん等

| | |
|--------------|---|
| <p>埼玉労働局</p> | <p>① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。</p> <p>ア 臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</p> <p>ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等</p> <p>エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん</p> <p>② 雇用保険の失業給付に関する措置</p> <p>ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</p> <p>③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、「賃金の支払確保に関する法律（昭和51年法律第34号）」の要件を満たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立て替えるための手続をとる。</p> |
| <p>県</p> | <p>① 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。</p> <p>② 埼玉労働局に対し、上欄①、②の措置を要請し、上欄③について周知に努める。</p> |

(3) 市税等の徴収猶予及び減免

被災者の納付すべき市税等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納付に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施します。

これらの減免措置等については、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について（平成12年4月1日付自治省事務次官通知）」を参考とします。

(4) 郵便物の特別取扱い

日本郵便㈱は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施します。

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除
- ③ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
- ④ 利用の制限及び業務の停止

(5) 被災者への融資等

① 被災者個人への融資等

ア 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会が、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づく「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を相談支援とともにを行います。

【災害を受けたことにより臨時に必要な経費】

| | |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること。 |
| 資金使途 | 滅失した家財の購入、転居費用等 |
| 貸付限度 | 150万円以内 |
| 貸付条件 | 償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5% 連帯保証人がいる場合は無利子 |

【住宅の補修等に必要な経費】

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）※ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること。 |
| 資金使途 | 現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用 |
| 貸付限度 | 250万円以内 |
| 貸付条件 | 償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年1.5% 連帯保証人がいる場合は無利子 |

イ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行います。

【建設資金融資】

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金と併せて融資する。 |
| 貸付限度 | ① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下 |

| | |
|------|--|
| 利率 | 基本融資額年 1.20% 特例加算額年 2.10% |
| 償還期間 | 耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え 3年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込者本人の年齢（1歳未満切上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が 80歳を超えないことが必要） |
| その他 | 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要 |

【補修資金融資】

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 住宅に 10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金と併せて融資する。 |
| 貸付限度 | ① 補修資金 640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下 |
| 利率 | 基本融資額年 1.20% |
| 償還期間 | 20年以内 通常の償還期間に加え 1年以内の元金据置期間を設定できる。 （ただし、借入申込日現在の申込者本人の年齢（1歳未満切上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が 80歳を超えないことが必要） |

ウ 災害弔慰金、災害障害見舞金、見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付
 条例に基づき、次の支給及び貸付を実施します。

- (ア) 自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。
- (イ) 災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給します。
- (ウ) 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行います。
- (エ) 市民が災害を受けたときに罹災者又はその遺族に見舞金等を支給します。

【災害弔慰金の支給】

| | |
|--------|--|
| 対象災害 | ① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象 |
| 支給対象 | ① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者 |
| 支給対象遺族 | 死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。 |
| 支給額 | ① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の場合 250万円 |
| 費用負担 | 国 1/2 県 1/4 市 1/4 |

【災害障害見舞金の支給】

| | |
|------|---------------------------------|
| 対象災害 | 災害弔慰金の場合と同様 |
| 支給対象 | 上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者 |
| 支給額 | ① 生計維持者 250万円 ② その他の場合 125万円 |
| 費用負担 | 災害弔慰金の場合と同様 |

【見舞金等の支給】

| | |
|------|--|
| 対象災害 | 火災、風水害、落雷及び地震 |
| 支給対象 | 上記の災害を受けた罹災者又はその遺族とする。 |
| 支給額 | ① 死亡 10万円 ② 負傷 6万円以内 ③ 建物の全壊（焼） 10万円以内 ④ 建物の半壊（焼） 4万円以内 ⑤ 床上浸水 1万円以内 |

資料編「東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例」を参照
資料編「東松山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」を参照
資料編「東松山市災害弔慰金等支給審査委員会設置規則」を参照
資料編「東松山市災害見舞金支給条例」を参照
資料編「東松山市災害見舞金支給条例施行規則」を参照

【災害援護資金の貸付】

| | |
|-----------|--|
| 対象災害 | 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象 |
| 貸付対象 | 上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② 世帯員が2人 430万円 ③ 世帯員が3人 620万円 ④ 世帯員が4人 730万円 ⑤ 世帯員が5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円 |
| 貸付対象となる被害 | ① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害 |
| 貸付額 | ① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170(250)万円 ④ 住居の全壊 " 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流出 " 350万円 ⑥ ①と②が重複 " 250万円 ⑦ ①と③が重複 " 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複 " 350万円 ※ () は、特別の事情がある場合の額 |
| 償還期間 | 10年間とし、据置期間は、そのうち3年間 |
| 利率 | 年3%以内で市長が定める率 ただし据置期間中は無利子 |
| 費用負担 | 貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。 |

② 中小企業への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧及び事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施するとしています。

【県制度融資の貸付【経営安定資金（災害復旧関連）】】

| | | |
|--------|---|--|
| 融資対象 | 県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと。 ② 補償対象業種に属する事業を営む者であること、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること。 ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明書を受けていること。 | |
| 融資限度額 | 設備資金 5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金 5,000万円（組合の場合 6,000万円） | |
| 融資条件 | 用途 | 設備資金及び運転資金 |
| | 貸付期間 | 設備資金10年以内 運転資金7年以内 |
| | 利率 | 大臣指定等貸付 年1.0%以内 県知事指定等貸付 年1.1%以内 （令和2年度） |
| | 担保 | 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める。 |
| | 保証人 | 個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要 |
| | 信用保証 | 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する。 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還 据置期間2年以内 | |
| 申込受付場所 | 中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会 | |

③ 農林関係従事者への融資等

被災した農林業関係従事者には、次のような資金融資制度等があるため、借入手続の指導等利用促進を図ります。

【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号、以下「天災融資法」という。）に基づく融資】

| | |
|------------|---|
| 貸付の相手方 | 被害農林漁業者 |
| 貸付対象事業資金用途 | 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等 |
| 貸付利率 | 年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 |
| 償還期限 | 3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内） |
| 貸付限度額 | 市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円） |
| 融資機関 | 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関 |
| 担保 | 保証人 |
| その他 | 当該市町村長の被害認定を受けた者 |

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資】

| | |
|-------|--|
| 貸付の相手 | 被害農業者 |
| 資金使途 | 種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等 |
| 貸付利率 | 年3.5%以内 |
| 償還期限 | 6年以内（据置1年） |
| 貸付限度額 | 市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額 |
| 融資機関 | 農業協同組合等 |
| 担保 | 保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する。 |
| その他 | 当該市町村長の被害認定を受けた者 |

【農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく補償】

| | |
|-----------|--|
| 支払の相手 | 当該共済加入の被災農家 |
| 農業共済事業対象物 | 農作物（水稻、陸稻、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物） |
| 支払機関 | 農業共済組合 |

（6）被災者生活再建支援制度の活用

地震などの自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく制度の利用促進を図ります。県は、相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給します。

① 制度の概要

| 項目 | 内容 |
|---------|--|
| 目的 | 被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。 |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害） |
| 対象災害の規模 | 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定める自然災害 ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 イ 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ウ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 オ ウ又はエに規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口100,000人未満に限る）の区域であって、その自然災害により5以上の世帯が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害 カ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 |
| 対象世帯 | 住宅が全壊（全焼、全流出等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けた |

| 項目 | 内容 | | | | | |
|---|--|-------|-------|------------|-------|-------|
| | と認められる世帯として政令で定めるもの ア 居住する住宅が全壊した世帯 イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ウ 居住する住宅が大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 エ 居住する住宅が中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合 50%以上 半壊：損害割合 20%以上 50%未満 大規模半壊：損害割合 40%以上 50%未満 中規模半壊：損害割合 30%以上 40%未満 | | | | | |
| 支援金の支給額 | | 種別 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 計 | |
| | | 全壊 | 100万円 | 建設・購入 | 200万円 | 300万円 |
| | | 解体 | | 補修 | 100万円 | 200万円 |
| | | 長期避難 | | 賃借（公営住宅以外） | 50万円 | 150万円 |
| | | 大規模半壊 | 50万円 | 建設・購入 | 200万円 | 250万円 |
| | | | | 補修 | 100万円 | 150万円 |
| | | | | 賃借（公営住宅以外） | 50万円 | 100万円 |
| | | 中規模半壊 | — | 建設・購入 | 100万円 | 100万円 |
| | | | | 補修 | 50万円 | 50万円 |
| | | | | 賃借（公営住宅以外） | 25万円 | 25万円 |
| ※世帯の人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額 ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給 | | | | | | |

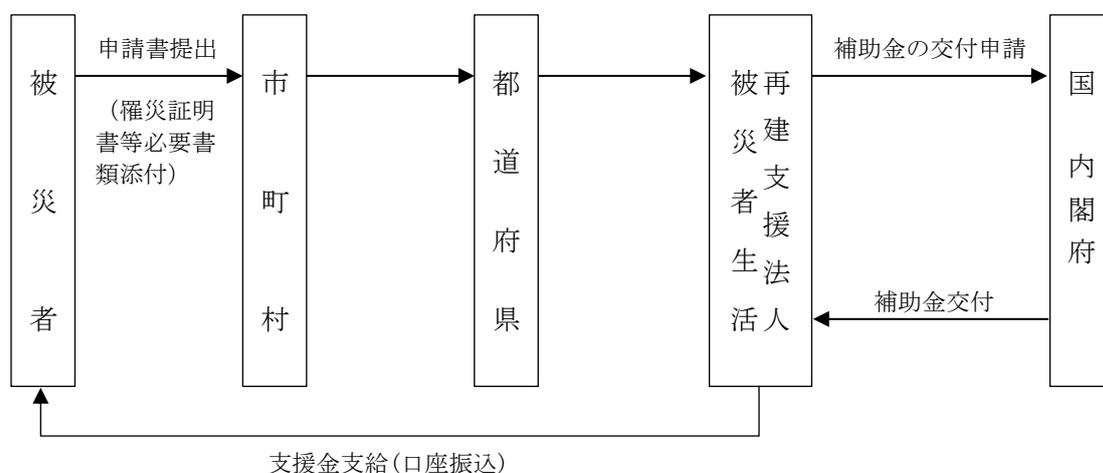
ア 役割

被災者生活再建支援金における市及び関係機関における役割は、次のとおりとします。

| 実施者 | 役割 |
|-------------|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅の被害認定 罹災証明書等必要書類の交付 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の取りまとめ 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付 |
| 被災者生活再建支援法人 | <ul style="list-style-type: none"> 国への補助金交付申請等 支援金の支給 支給申請書の受領、審査、支給決定 申請期間の延長及び報告 |
| 国（内閣府） | <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法人への補助金交付等 |

イ 手続の流れ

支援金の手続の流れは、次のとおりです。



ウ 地震保険の活用

地震保険とは、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度のことです。

地震に起因する火災被害は、通常の火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、市及び県は、その制度の普及促進を図ります。

(7) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支援

被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にもかかわらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合があります。そのため、県と県内全市町村の相互扶助により、被災者生活再建支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、被災者生活再建支援法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度により支援を行います。

① 埼玉県・市町村生活再建支援金

ア 対象災害

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象から生ずる災害）

イ 対象災害の規模

自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。

ウ 支給対象世帯

被災者生活再建支援法に基づく対象世帯と同様

エ 支援金の支給額

被災者生活再建支援法に基づく支給額と同様

オ 市の支給に関する手続

- (ア) 住宅の被害認定
- (イ) 罹災証明書等必要書類の交付
- (ウ) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- (エ) 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付

② 埼玉県・市町村半壊特別給付金

ア 対象災害

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象から生ずる災害）

イ 対象災害の規模

自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。

ウ 支給対象世帯

埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯

エ 給付金の額

補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円

（※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円）

オ 市の支給に関する手続

- (ア) 住宅の被害認定
- (イ) 罹災証明書等必要書類の交付
- (ウ) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- (エ) 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付

③ 埼玉県・市町村家賃給付制度

ア 対象災害

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象から生ずる災害）

イ 対象災害の規模

自然災害の規模は問わない。

ウ 給付対象世帯

下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又はあつせんする公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）

- (ア) 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。
- (イ) 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。
- (ウ) 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。

- (エ) 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。
- (オ) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。
- (カ) その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由

エ 給付金の額

給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とします。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とします。

支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とします。

オ 市の支給に関する手続

- (ア) 住宅の被害認定
- (イ) 罹災証明書等必要書類の交付
- (ウ) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- (エ) 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付

(8) 義援金の受入れ及び配分

被災者宛ての義援金を被災者の生活の自立に生かせるよう迅速に受け入れ、関係機関と協議の上、配分委員会を設置し、公平に配分します。

① 義援金の受入れ

市は、義援金の受入窓口（銀行口座を含む）を開設します。

② 義援金の配分

市は、県、日本赤十字社等から送付された義援金の受入状況を委員会に報告し、委員会の配分計画に基づき、関係団体の協力を得て被災者に配分します。

③ 義援金の保管場所

市は、義援金の保管場所をあらかじめ定め、被災者に分配するまで一時保管を行います。

(9) がれき処理等廃棄物対策

① 災害廃棄物の収集、運搬及び処分

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状、量等を踏まえ、東松山市災害廃棄物処理計画に基づき、東松山市災害廃棄物処理実行計画を策定します

東松山市災害廃棄物処理実行計画に基づいて、仮置場や最終処分場を確保して、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を実施します。

また、必要に応じて広域処理を行うことを検討します。

② 損壊家屋の解体

ア 損壊家屋の解体体制の整備

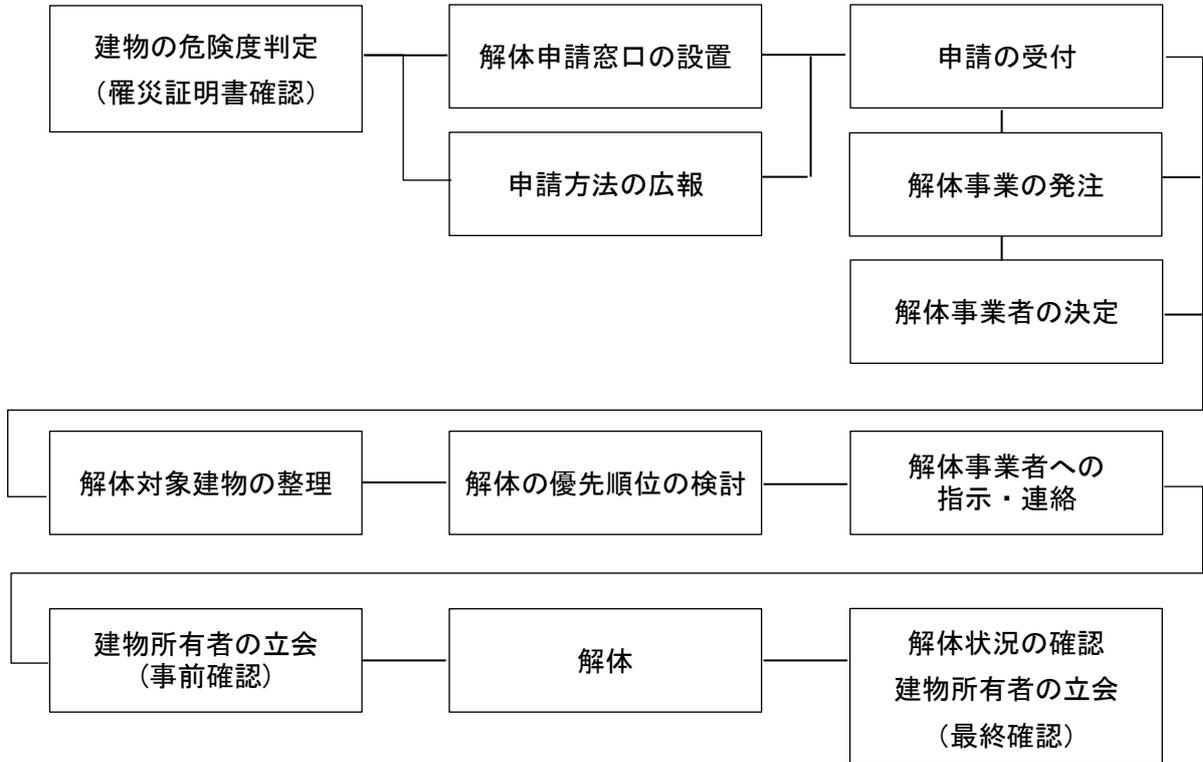
市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の

地方公共団体への協力要請を行うものとします。

イ 損壊家屋解体・撤去の実施

市は、次の手順を基本として損壊家屋の解体を実施します。

【解体・撤去の手順】



第2章 災害復興

第1 基本方針

災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な被害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要があります。

方針の策定や対策の実施に当たっては、年齢や性別、障害の有無等の区別なく、全ての市民が住みやすい共生社会の実現を目指します。

第2 予防・事前対策

【実施項目】

| |
|---------------|
| 1 復興に関する事前の取組 |
|---------------|

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|-------|----------------|
| 市 | 政策推進課 | ・復興ビジョンに関すること。 |

1 復興に関する事前の取組

市は、被災後の円滑な復興まちづくりを実現するため、災害リスクの想定、復興ビジョン（復興方針や復興計画）が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行います。

第3 復興対策

【実施項目】

| | |
|----------------|-----------|
| 1 復興に関する基本的考え方 | 3 復興計画の策定 |
| 2 復興対策本部の設置 | 4 復興事業の実施 |

| 担当する機関 | | 項目 |
|--------|-------|--------------------------------------|
| 市 | 政策推進課 | ・復興計画の作成に関すること。 ・復興対策本部の設置に関すること。 |
| | 各課 | ・復興事業の実施に関すること。 |
| 関係機関 | 県 | ・復興事業の推進に関すること。 |

1 復興に関する基本的考え方

市は、災害による被害を受け、平時とは大きく異なる不自由な生活を送っている市民の一刻も早い生活の安定と秩序ある地域社会を取り戻すため、次の基本的な考え方により復興方針や復興計画を作成します。

- ① 速やかに復興できるように市民及び事業所に対する支援を明確にします。
- ② 災害の状況に適切に対応した危機に強いまちづくりを目指します。
- ③ 被災地域の抱える課題を解決します。

2 復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする災害復興本部を設置します。

3 復興計画の策定

(1) 復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定します。復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表します。

県は、複数の市町村で復興の必要性を確認した場合には、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、県の復興方針を策定するとしています。この方針は、広域的な観点からの復興の在り方及び市町村支援等についての県の役割を示します。

(2) 復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成します。また、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとします。

4 復興事業の実施

(1) 復興事業の推進

復興計画に基づき、復興に関する担当部署を設置し、市民、事業所及び市が協力して災害復興事業を推進します。

県（復興対策本部）は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進し、市町村が行う復興事業の技術的、財政的な支援を実施します。

(2) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行います。

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定による被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定と同様の手続で行います。

(3) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行います。なお、被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要です。

県は、市による被災市街地復興推進地域の決定の同意又は協議を行います。また、市から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため、必要な措置を講じます。

第3章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1節 基本方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としています。

埼玉県は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていませんが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、市内では、震度4から震度5弱程度が想定されています。

このため、県防災計画（第2編 震災対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置）を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めます。

第2節 実施計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

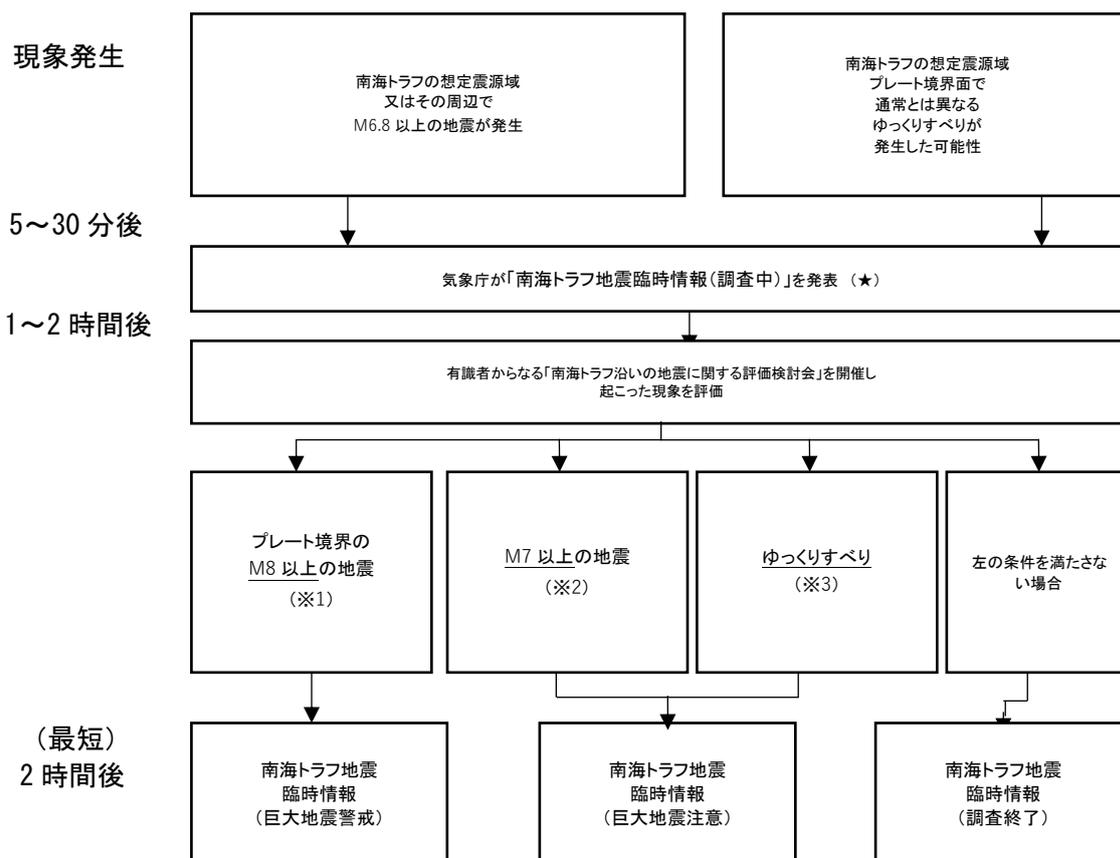
1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

市は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、庁内及び防災関係機関に情報を伝達します。

また、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、必要に応じた配備体制とします。

| 伝達先 | 情報伝達手段 |
|--------|--|
| 庁内 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網 ・全庁掲示板 ・メール |
| 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話 ・メール |

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(★) 調査が2時間程度以上に及ぶ場合等において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある

(資料) 気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について(令和元年5月31日)

2 市民、企業等への呼びかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合、市民及び企業等に対し、適切な防災対応をとるよう呼びかけます。

【南海トラフ地震臨時情報の種類及び注意期間（警戒期間）】

| 種類 | 発生した事象 | 注意期間（警戒期間） |
|-----------------------------|-----------------------------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 | プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合 | 現象発生から2週間 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 | プレート境界のマグニチュード7～8の地震が発生した場合 | 現象発生から1週間 |
| | 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合 | ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間 |

【呼びかけ内容】

| 種別 | 防災対応 |
|----------|---|
| 住民の防災対応 | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間、地震発生に注意した行動を行います。 （例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動を行います。 （例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところなどでできるだけ近づかない等 |
| 企業等の防災対応 | <ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続します。 （例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の確認、災害時の職員の役割分担の確認等 |

3 地震発生後の対応

実際に南海トラフ地震が発生した場合は、「地震発生時の配備基準」に基づいて、市の防災体制を配備し、必要な災害対応を開始します。

第2 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表に伴う対応

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表した場合は、迅速に同様の内容を市民等に呼びかけます。

第4章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

大規模地震などが発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、県は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しました。

第2 シビアコンディションへの対応

シビアコンディションでは、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととします。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要です。

市では、県防災計画の「シビアコンディション」を踏まえ、科学的根拠は薄いものの発生する可能性がある主な最悪事態について、次のように対策の方向性を定めます。

1 想定1【道路】

(1) シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね実施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生するおそれもあります。

これらは全て、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

(2) 課題

- ① 被災地の災害対応活動拠点へ向かう交通路の速やかな確保
- ② 緊急車両の通行を阻害する障害物及び幹線道路上の放置車両への対応
- ③ 道路渋滞に伴う混乱及び災害に付随する交通事故の防止

(3) 県における対策の方向性

- ① 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進めます。
- ② 都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大します。
- ③ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進めます。
- ④ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行います。

(4) 市における対策の方向性

- ① 各道路管理者との情報連携及びシミュレーションの参加による対応力の強化を図ります。
- ② 市が管理する道路のうち、災害時に重要となる箇所を選定し、あらかじめ対処方針を決めることで、障害物や放置車両への迅速な対応を図ります。
- ③ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進めます。

2 想定2【食料】

(1) シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きあたりませんでした。例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、国の物資調達により、6日後までに到着済みの食料は約290万食、水

が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食でした。

道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。また、在宅避難者には支援が届きにくいという問題もあります。

シビアコンディションのもっとも厳しいケースは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震（1854年）では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに江戸地震（1855年）が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料のほとんどを提供した後に首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

（2）課題

- ① 広域物資供給体制の整備
- ② 広域緊急輸送体制の整備

（3）県における対策の方向性

- ① 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートを選定及び啓開を速やかに行います。
- ② 県は国や他都道府県からの応援を、県広域受援計画に基づき、迅速かつ円滑に受け入れ、救援物資の広域物資拠点における受け入れ及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施するとしています。
- ③ 家庭内備蓄について、原則3日以上、可能であれば1週間以上の備蓄を推進します。
- ④ 複合災害も視野に入れ、市とともに十分な備蓄を行います。

（4）市における対策の方向性

- ① 主要道路の利用状況や、開設した避難所の位置を勘案して、物資を保有している各拠点から避難所までの輸送ルートを選定するとともに、県等から物資を円滑に受け入れるため、物資拠点までの輸送ルートを伝達します。
- ② 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄について普及啓発を行います。

3 想定3【災害連鎖】

（1）シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要です。一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ① 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及します。
- ② 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受けます。

- ③ 工場や店舗等の喪失、従業者の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれます。
- ④ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こします。

全ての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能です。しかし、災害リスクを管理し、戦略を策定する場合は、低頻度ですが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

（2）課題

災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

（3）県における対策の方向性

- ① 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ
- ② 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し

（4）市における対策の方向性

災害時においては、市内の工場や店舗の復旧には時間を要します。結果、納品先・納入元の企業に影響が出る可能性があり、特に東松山工業団地や葛袋産業団地には流通・工業系の企業があるため、市では事業継続計画策定の普及啓発を進めます。

